

アジア太平洋研究所資料

20-03

中国経済の現状と動向
研究報告書
(2019年度)

2020年3月

一般財団法人アジア太平洋研究所

〈アブストラクト〉

本報告書はアジア太平洋研究所の「中国経済の現状と動向」研究会による 2019 年度の研究成果を纏めたものである。

中国をビジネスの観点から捉えようとする、「習近平第 2 期政権」「一带一路」「AIIB」「深圳を中心とするイノベーション」等、さまざまな論点があり、相互の関連性や重み付け、注視すべき変化点等を俯瞰した判断が必要であるが、俯瞰した情報がなかなか得られないのが実情である。そこで、企業の問題意識も反映しつつ、俯瞰的に中国を捉えるため、梶谷懐 神戸大学大学院教授をリサーチリーダーに、中国専門研究者 7 名をリサーチャーに迎え、会員企業、アジア太平洋研究所研究員・出向者他も参加するオープン形式で研究会を開催した。

研究会は 5 回開催し、講演会、合評会の他、報告会を行い、報告会では、中国のイノベーション (FinTech)、財政動向、政治情勢に焦点を当て、専門研究者から報告後、リサーチリーダーの進行により、議論し、参加者がインタラクティブに学び、理解を深めた。

第 1 章は、「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(東京大学出版会)に関する合評会概要、第 2 章は、劉亜静 広島修道大学准教授による「中国の FinTech 発展実態－現地調査からの報告」に関する報告、第 3 章は、藤井大輔 大阪経済大学講師による「中国財政の持続可能性について」の報告、第 4 章は、加茂具樹 慶應義塾大学教授による「中国政治情勢」に関する報告概要である。

2020 年 3 月 31 日

〈キーワード〉

一带一路、AIIB、イノベーション、フィンテック、財政の持続可能性、習近平指導部

〈研究体制〉

研究統括 リサーチリーダー	本多 佑三 梶谷 懐	アジア太平洋研究所 研究統括 アジア太平洋研究所 主席研究員 神戸大学大学院経済学研究科 教授
リサーチャー	川島 富士雄	神戸大学大学院法学研究科 教授
リサーチャー	加茂 具樹	慶應義塾大学総合政策学部 教授
リサーチャー	陳 光輝	神戸大学大学院国際協力研究科 教授
リサーチャー	伊藤 亜聖	東京大学大学院社会科学研究所 准教授
リサーチャー	劉 亜静	広島修道大学経済科学部 准教授
リサーチャー	藤井 大輔	大阪経済大学経済学部 講師
リサーチャー	三竝 康平	帝京大学経済学部 講師
企業参加者	荒畑 稔	独立行政法人日本貿易振興機構 神戸貿易情報センター所長
企業参加者	石川 輝	株式会社国際協力銀行 西日本オフィス 次長
企業参加者	浦尾 恭正	大阪ガス株式会社 秘書室経営調査室 室員
企業参加者	久保 大典	株式会社池田泉州銀行 リレーション推進部 上席調査役
企業参加者	新谷 大輔	株式会社三井物産戦略研究所 国際情報部 室長
企業参加者	東野 哲也	住友電気工業株式会社 経営企画部長
企業参加者	林 尚紀	株式会社日立製作所 関西支社企画部 主任
企業参加者	伏木 椋也	公益社団法人関西経済連合会 経済調査部 部員
企業参加者	藤嶋 大介	パナソニック株式会社 経営企画部 主務
企業参加者	安岡 稔朗	ダイキン工業株式会社 経営企画室 室員
所内参加者	岩野 宏	アジア太平洋研究所 代表理事
所内参加者	田中 厚世	アジア太平洋研究所 事務局長
所内参加者	藤崎 敦	アジア太平洋研究所 研究推進部長
所内参加者	吉道 一誠	アジア太平洋研究所 アウトリーチ推進部長
所内参加者	川本 剣悟	アジア太平洋研究所 研究員
事務局	一宮 将人	アジア太平洋研究所 総括調査役

〈執筆者〉

第1章 合評会

- 1-1. 第Ⅰ部「変わりゆく中国の立ち位置」に関する報告 梶谷 懐
- 1-2. 第Ⅱ部「中国とASEANの水平・垂直関係」に関する報告 三竝 康平
- 1-3. 第Ⅲ部 第6章「中国の石炭輸入転換による国際市場
秩序と新興国へのインパクト」に関する報告 浦尾 恭正
- 1-4. 第Ⅲ部 第7章「中国の鉄鋼超大国化と
輸出競争力の源泉」に関する報告 田中 厚世
- 1-5. 第Ⅲ部 第9章「雑貨と携帯電話における
新興国市場の開拓と専門市場」に関する報告 川本 剣悟
- 1-6. 報告者以外からの問題提起 本多 佑三
岩野 宏
劉 亜静
- 1-7. 問題提起への回答並びにコメント 伊藤 亜聖
梶谷 懐
陳 光輝
川島 富士雄

第2章 中国のFinTech 発展実態—現地調査からの報告 劉 亜静

第3章 中国財政の持続可能性について 藤井 大輔

第4章 中国の政治情勢 加茂 具樹

概要（エグゼクティブ・サマリー）

中国はGDP世界第二位の経済大国であり、世界経済に対しても大きなインパクトを持つようになったが、その実態については一般的に知られていないこともまだ多い。また、日本経済や企業とのかかわりという点に限ってみても、中国経済をめぐる論点には様々なものがある。それらを総合的に理解するためには、相互の関連性や重み付け、注視すべき変化点などを俯瞰した判断が必要となるが、そのような全体を俯瞰した視点を得るのは困難だというのが実情である。

そこで本研究会では、参加企業の問題意識も反映しつつ、できるだけ俯瞰的・総合的に中国経済の現状を捉えるため、梶谷懐（神戸大学大学院教授）をリサーチリーダーに、中国専門研究者7名をリサーチャーに迎え、会員企業、アジア太平洋研究所研究員・出向者他も参加するオープン形式で研究会を開催した。

研究会は中国のイノベーション、一帯一路構想と周辺国への影響、フィンテックの最新動向、財政の持続性、習近平政権下での政治情勢など、毎回異なるトピックに焦点を当て、2019年7月から2020年3月までの合計5回開催された。研究会では、リサーチリーダーである梶谷が進行を勤め、各リサーチャーならびに企業参加者が準備した報告議論し、参加者がインタラクティブに学び、理解を深めるといったやり方で行われた。

以下、第1回から第5回までの研究会の概要を紹介する。

2019年7月に行われた第1回研究会では、中国発のイノベーションを象徴する企業であるファーウェイ・ジャパン渉外・広報本部長の林嘯（リン・ショウ）氏、及び同社キャリアネットワークビジネス事業本部CTOの赤田正雄氏から、「ファーウェイ及びファーウェイ・ジャパンの紹介と5G事業について」というタイトルで、プレゼンテーションいただいた。

まず林氏より、ファーウェイ社のグローバルビジネスについて、R&D、資金調達、事業領域、日本における事業展開などについて概要の説明があった。事業領域について、ファーウェイ社は① コンシューマ向けのグローバルベンチマーク製品の供給、② 世界の通信事業者向けのベスト戦略パートナー（ベンダー）、③ 世界の政府機関や法人向けのデジタル化変革の推進者と有力パートナーという三つの顔を持っており、このうち、①のコンシューマ向けのビジネスは、「1+8+N」ビジョン、に集約される。コンシューマ向けは開発プラットフォーム等を通じて、エコシステムを築くことが重要であり、連携するメーカーにプラットフォームを提供して一緒にエコシステムを築くという試みも行っている、とのことであった。

続いて、赤田氏より、ファーウェイの5Gビジネスの技術的側面について解説が行われた。まずファーウェイ社の5G事業の強みは、基地局が①省スペース（ビル屋上、新規支柱1本）、②省重量（支柱1本の許容荷重）③省電源、と小型高性能で設置コストを大幅に引き下げられるとことにある、という説明があ

った。赤田氏からは、ファーウェイ社が通信セキュリティを保つために高度な取り組みを行っていることについても説明があった。赤田氏によれば、サイバーセキュリティの第三者認証を ISO 関連機関に丸投げする会社も多い中、ファーウェイでは、①社内セキュリティラボ、②社外セキュリティラボ、③第三者評価機関を用いて、厳格な運営を行っている、ということであった。

また、情報セキュリティの3要素として、①機密性、②完全性、③可用性があるが、最近では自動運転等でシステムダウンしないように、③の可用性が重要であり、技術標準、装置実装、ネットワーク実装の総合的対策が必要であるとの説明があった。さらに、最近のネットワークは、交換機を置く「コアネットワーク」のところは比較的安全という前提で標準化されるが、SIM カードはエッジ端末とコアネットワーク間で複雑な暗号化を行うので、その間の基地局（RAN）でデータを抜くことはできない、ということであった。

* なお、第1回研究会は講演会だったため、概要でその内容を紹介するにとどめ、報告書本文には記載しない。

2019年9月に行われた第2回研究会では、末廣昭・田島俊雄・丸川知雄編『中国・新興国ネクサス-新たな世界経済循環』（東京大学出版会）の合評会を行った。

同書を合評会の形で取り上げたのは、現代中国の対外戦略やプレゼンスの拡大について考えるうえで欠かせないトピックとなっている「一帯一路」構想について、特に新興国経済への影響という観点から多面的に考察した、包括的な学術書だからである。同書は、三部構成となっている。第I部では、「一帯一路と言っても、実際は濃淡がある」という問題意識に立ち、一帯一路の全体像を主に新興国との関係から多面的に描き出そうとしている。

第I部の内容を踏まえ、合評会では1. 債務問題などの金融的な側面をどう考えるか？ 2. 一帯一路に関する資金の流れとして、中国国内の過剰生産能力の改善のために海外に振り分けているのではないか？ 3. 中国のデジタルエコノミーは主に安全保障、地政学的な観点から米国の覇権に挑戦するものとの取り上げ方をされることが多いが、著者の見方はどのようなものか？という三つの観点から問題提起・議論を行った。

第II部では、特に東南アジアに焦点を当て、一帯一路を軸とした東南アジアとの経済的なつながりについて概観している。合評会では、それぞれの章の内容を踏まえ、1. 「中国化」された国の人々は、中国をどう感じているのか？ 2. 中国政府は何を目的として一帯一路や AIIB を始動したのか？ 3. 東南アジア諸国への中国の進出・浸透に、日本はどのように対応すべきか？という三つの観点から問題提起・議論を行った。

第III部は、一帯一路が周辺の新興国にもたらすインパクトを、個別の産業ごとに検討した章が集められている。合評会では、その中から、第6章「中国の石炭輸入転換による国際市場秩序と新興国へのインパクト」、第7章「中国の鉄鋼超大国化と輸出競争力の源泉」、第9章「雑貨と携帯電話における新興国市場の開拓と専門市場」の3章を取り上げた。それぞれの章の報告者より「今の中国のエ

エネルギー政策はどうなっているのか？」「石炭市場において、モンゴルが中国への輸出価格を下げてしまっているが、そのようなことが天然ガス市場でも起きてしまうのではないか？」「3億トン以上の過剰な生産能力に中国はこれから本当に対処していけるのか？」「中国は鉄鋼製品について高付加価値製品を追求していく考えがあるのか？」といった問題提起が行われ、それについて議論が行われた。

2019年11月に行われた第3回研究会では、劉亜静研究員により、世界的に普及の進むフィンテックについて、中国の発展状況、伝統的な金融システムへの影響の他、とりわけ中国国内における事情について、2019年8月の現地調査の結果を基にした報告が行われた。

まず、幅広い分野で浸透が進む中国のフィンテックについて、その中でも(1)通貨・決済、(2)資金調達、(3)個人の資産管理、(4)保険の四つの領域にそれぞれ焦点を当てた紹介が行われ、それらの進展が中国社会にもたらした変化についても詳しい解説が行われた。続いて2019年8月に行われた、上海・杭州における中国のP2Pプラットフォーム、資産管理会社、ならびにアリババグループのアント・フィナンシャル社といった、中国のフィンテックを代表する企業について、そのビジネスの概要ならびに関係者へのインタビューの結果について報告がなされた。さらには、杭州市で訪問した、やはりアリババグループの生鮮食料品スーパーマーケット、盒馬鮮生(Hema Fresh)など、フィンテックの発展によって派生的に生じたビジネスや、その社会に対するインパクトなどが紹介された。

最後に、日本のフィンテックの普及状況や今後のキャッシュレス社会の構築についての問題提起があった。日本でキャッシュレス化が進まないのは、現金を使う文化がある、モバイルの普及度がそれほど高くない、少子高齢化の進む中、生活全般でのデジタル化が難しいなど、日本特有の事情がある。しかし顧客目線で考えると、フィンテックの発展は絶対に悪いものではない。もちろんセキュリティを考える必要はあり、今後、政策支援なども必要と思うが、積極的な導入に向けて議論を進めるべきとの提言があった。

2020年1月に行われた第4回研究会では、藤井大輔研究員が、中国財政の持続可能性について報告、議論した。同報告の構成は、①中国財政に関する基礎データの紹介、②中央・地方政府間財政関係と地方政府間競争、③地方政府の財源確保の手段と持続可能性の三部からなっている。

①中国財政に関する基礎データについては、中国の対GDP比で見た国家財政規模は、2018年の財政収入の対GDP比が19.9%と、日本の約35%、アメリカの約30%といった数字と比べても決して高い数値ではないこと、しかし、財政データに表れない地方政府の行動が各種あるので、政府の経済的なプレゼンスはこの財政の対GDP比のデータだけでは示しきれないことなどが指摘された。また、②中央・地方政府間財政関係と地方政府間競争では、中国の地方政府が、

中央のトップへと連なる昇進制度の下で、手を替え、品を替えるがごとく財源を確保し、公共投資を行い、管轄地域の経済発展を競っていることが指摘された。さらに、③地方政府の財源確保の手段と持続可能性については、「地方政府融資プラットフォーム」におけるモラルハザードや地方債発行におけるソフトな予算制約といった問題が起きていることなどが指摘された。

以上、さまざまな懸念材料があるものの、現時点では中国の財政は維持可能な水準にある。ただし、今後、少子高齢化による人口ボーナスの終了など中国の経済成長が長期的にスローダウンしていくと、財政収入の成長率も低下していくので、対策が可能なうちにさらなる制度の整備をすすめておくべきであるという結論が述べられた。

2020年3月に行われた第5回研究会では、加茂具樹研究員が、「中国共産党による一党体制はなぜ持続しているのか」という問題意識の下、議論するために必要な論点を整理する報告を行った。報告では、まず、共産党による一党体制をかたちづくってきた制度について、習近平政権以前の江沢民指導部と胡錦濤指導部が、体制を持続するために権力共有と社会コントロールという「2つの制度化」に取り組んできたことが指摘された。その結果、1989年の天安門事件以降、共産党の指導部は分裂することなく、また共産党に挑戦する政治勢力は登場してこなかった。

続いて報告では、現在の習近平指導部が、胡錦濤指導部とは異なる制度化の道（逆走）を選択していることが指摘された。具体的には、権力継承と政治指導部の分業化と専門化、幹部任用選抜過程の制度化の停止が、習近平への政治的権威と権力の集中を生んでおり、このことが同時にポスト習近平を含めた中国政治の不透明性を高めているとされる。

江沢民指導部と胡錦濤指導部が取り組んだ「2つの制度化」が、「権力共有」問題と「社会コントロール」問題の克服に貢献していたことを考えれば、この「2つの制度化」とは違う道を選択した習近平指導部の下での中国政治が、今後不安定化してゆくリスクを抱えていることが指摘された。

研究会ではさらに、習近平指導部による新型コロナウイルスに対する対応をめぐって、上記のような習近平への政治的権威と権力の集中が、初動の遅れをもたらしたのではないかという指摘もなされ、企業参加者やリサーチャーも交えて活発な議論が行われた。

2020年3月
一般財団法人 アジア太平洋研究所
「中国経済の現状と動向」研究会
リサーチリーダー 梶谷 懐

中国経済の現状と動向 研究報告書（2019 年度）

目次

<アブストラクト>	i
<キーワード>	i
<研究体制>	ii
<執筆者>	iii
概 要（エグゼクティブ・サマリー）	iv
第1章 合評会（「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」）	1
第2章 中国の FinTech 発展実態－現地調査からの報告	4 0
第3章 中国財政の持続可能性について	5 1
第4章 中国の政治情勢	6 6
研究会記録	8 1

第 I 章 合評会（「中国・新興国ネクサス-新たな世界経済循環」）

第 2 回研究会では末廣昭・田島俊雄・丸川知雄編『中国・新興国ネクサス-新たな世界経済循環』（東京大学出版会）の合評会を行った。

同書は、三部構成となっている。第 I 部では、「一带一路と言っても、実際は濃淡がある」という問題意識に立ち、一带一路の全体像を主に新興国との関係から多面的に描き出そうとしている。第 I 部の内容を踏まえ、合評会では 1. 債務問題などの金融的な側面をどう考えるか？ 2. 一带一路に関する資金の流れとして、中国国内の過剰生産能力の改善のために海外に振り分けているのではないか？ 3. 中国のデジタルエコノミーは主に安全保障、地政学的な観点から米国の覇権に挑戦するものとの取り上げ方をされることが多いが、著者の見方はどのようなものか？という三つの観点から問題提起・議論を行った。

第 II 部では、特に東南アジアに焦点を当て、一带一路を軸とした東南アジアとの経済的なつながりについて概観している。合評会では、それぞれの章の内容を踏まえ、1. 「中国化」された国の人々は、中国をどう感じているのか？ 2. 中国政府は何を目的として一带一路や AIIB を始動したのか？ 3. 東南アジア諸国への中国の進出・浸透に、日本はどのように対応すべきか？という三つの観点から問題提起・議論を行った。

第 III 部は、一带一路が周辺の新興国にもたらすインパクトを、個別の産業ごとに検討した章が集められている。合評会では、その中から、第 6 章「中国の石炭輸入転換による国際市場秩序と新興国へのインパクト」、第 7 章「中国の鉄鋼超大国化と輸出競争力の源泉」、第 9 章「雑貨と携帯電話における新興国市場の開拓と専門市場」の 3 章を取り上げた。それぞれの章の報告者より「今の中国のエネルギー政策はどうなっているのか？」「石炭市場において、モンゴルが中国への輸出価格を下げているが、そのようなことが天然ガス市場でも起きてしまうのではないか？」「3 億トン以上の過剰な生産能力に中国はこれから本当に対処していけるのか？」「中国は鉄鋼製品について高付加価値製品を追求していく考えがあるのか？」といった問題提起が行われ、それについて議論が行われた。

1-1. 第 I 部「変わりゆく中国の立ち位置」に関する報告（梶谷 懐 神戸大学大学院教授）

本書は、三部構成となっている。第 I 部には、東京大学大学院の伊藤亜聖氏による第 1 章「中国・新興国ネクサス「一带一路」構想」、同じく東京大学大学院の丸川知雄氏による第 2 章「中国との貿易が新興国経済に与えるインパクト」と、産業研究の論文が 2 本収められている。

1. 第1章 「中国・新興国ネクサスと「一带一路」構想」の要約

(1) はじめに：一带一路は中国と新興国に何をもたらすか

一带一路は、日本でも様々な報道や論評がなされているが、シルクロード経済圏や海上シルクロードに、俗説で65カ国程度の沿線国があり、その関係強化を目指したものとされる。本書では、沿線に注目するよりは、広く中国が台頭し、新興国との関係が非常に密になる、あるいは、性格を変えているのではないかと思われる中で、貿易、投資、個々の産業に注目して相対的に捉えている。

(2) 「一带一路」構想の概要

一带一路を、特に新興国との関係でどのように捉えれば良いかについては、表1-2「シルクロード経済ベルトと21世紀海洋シルクロードの共同建設を推進する展望と行動の概要」や表1-3「六大経済回廊」の進捗状況」等あるが、表1-2では、中国政府が公表している構想の重点概要が纏められている。

中でも重要なのが、所謂「五通」と言われるもので、一つはインフラ建設を通じて地域間を繋ぐコネクティビティ（連結性）、もう一つは貿易投資を軸とした相互取引の促進、それから、政策の交流、資金の融通といったもので行き来を密にしていくことである。資金に関しては、この後、問題提起でも取り上げるが、本書では十分に取上げていない。むしろ重要なのは、貿易、インフラ投資で、例えば、貿易の点で注目すべきは、中国の輸出先、輸入先がどのように変化してきたか、である。

表1-2 「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの
共同建設を推進する展望と行動」の概要

項目	概要
前文	2000年にも及ぶシルクロードでの貿易と人的交流を指摘した上で、2013年の習近平国家主席による提案の意義を強調。
1. 時代背景	背景として世界の多極化、経済のグローバル化、文化の多様化、社会の情報化を指摘。経済要素の秩序ある流動を促進し、資源配分の効率化と市場の深い融合を進める。国際協力とグローバルガバナンスの新モデルを探る意味があり、これがアジア・欧州・アフリカ大陸及び海洋地域のコネクティビティの向上、協力の深化につながり、また中国の対外開放政策にも資すると指摘。
2. 共同建設の原則	国連憲章の目的と原則を守る。平和五原則、すなわち各国の主権と領土の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平和共存、平等互惠を守る。開放的な協力を堅持し、文明間の寛容性を堅持する。市場メカニズムを堅持し、市場に資源配分上で決定的な作用を発揮させ、国有企業と民間企業を含む各類型企業の主体的作用を発揮させる。ウィン・ウィン関係を堅持する。
3. フレームワーク	共同発展を目指し、活力ある東アジアと発達した欧州をつなげることで、中間に位置する地域の潜在力を発揮させる。産業園區の開発、経済回廊の建設、港湾の開発を通じて輸送網を構築する。陸路では中央アジアからロシアを抜けて欧州に至るルート、中央アジアから西アジアペルシャ湾、地中海を抜けるルート、東南アジアから南アジアとインド洋につながるルートを開発し、海路では、中国沿海部から南シナ海を通過してインド洋そして欧州へ、及び南太平洋へのルートを開発する。インフラ整備を実現し、安全で効率的な陸海の交通ネットワークを形成し、ハイレベルなFTAネットワークの形成により、経済の更なる緊密化、政治面での相互信頼の深化、相互理解と平和友好を実現する。
4. 重点協力領域	沿線国の資源賦存状況は異なり、相互の補完性は強いと述べて、以下を重点プロジェクトと明記。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1に政策的相互理解（マクロ政策、相互の利益の融合、協力コンセンサスの形成）。 ・第2にインフラの接合（アジア・欧州・アフリカ間の基礎インフラネットワークの整備、技術標準体系の接合、輸送全行程のスムーズ化、エネルギーインフラのコネクティビティ向上、光ケーブルと衛星情報網の整備）。 ・第3に貿易の促進（投資・貿易障壁の除去、ビジネス環境の整備、域内FTAの共同建設、検疫・認可・計量・統計等の面での協力、新興産業領域での相互の補完性を生かした協力、対中投資の促進）。 ・第4に資金の融通（アジア通貨安定化システムの推進、投融資・信用体系の建設、相互の通貨交換の範囲と規模の拡大、アジアインフラ投資銀行、新開発銀行の建設推進、上海協力機構融資メカニズムの建設、シルクロード基金の運用加速、中国ASEAN銀行連合の深化、中国国内での人民元債権発行の推進、金融監督の推進）。 ・第5に民心の相互理解（文化交流、学術交流、人材交流、メディア協力、青年と女性の往来、ボランティア活動の推進、旅行の推進、疫病情報網の整備、科学技術交流の推進、特に沿線国には毎年1万人の留学生枠を整備）。

(表 1-2)

項目	概要
5. 協力メカニズム	<p>多角的協力フレームワークを積極的に利用し、「一帯一路」を建設する。様々なレベルとルートでの協力を結び、協力備忘録、協力計画の調印を推進し、協力モデル事例を作る。多国間枠組みとして上海協力機構、中国 ASEAN 会合、アジア太平洋経済協力 (APEC)、アジア欧州会合 (ASEM)、アジア協力対話 (ACD)、アジア信頼醸成会議 (CICA)、中国湾岸協力会議戦略対話、中国アラブ協力フォーラム、大メコン圏 (GMS) 開発協力、中央アジア地域経済協力、そして博覧会としてボアオアジアフォーラム、中国 ASEAN 博覧会、中国南アジア博覧会、中国アラブ博覧会、中国西部国際博覧会、中国ロシア博覧会、中国アジア欧州博覧会等を指摘。</p>
6. 中国各地方の開放姿勢	<p>中国国内各地域の比較優位を發揮し、開放型経済としての水準を引き上げるため、以下の方針を提起。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 西北・東北地域では、新疆は中央アジア、南アジア、西アジアの国々と交流、陝西、甘肅、青海、西安、蘭州、西寧で開放を促進する。内モンゴルはロシア及びモンゴルとの連結を深め、黒竜江ではロシアの鉄道網との接合、吉林と遼寧ではロシアとの陸海の連結を深め、北京はモスクワとの高速輸送網を推進する。 • 西南地域では広西は ASEAN 諸国とのコネクティビティを高めて、陸と海のシルクロードの接合を図る。雲南は大メコン圏 (GMS) 開発との協力を深める。チベットはネパールなどの国々と国境貿易と旅行面での協力を深める。 • 沿海地域では、上海自由貿易試験区の建設を深め、福建省を海上シルクロードの核心とする。前海、南沙、横琴、平潭での開放を深める。海外の華僑及び香港、マカオ特別行政区の優位性を發揮させ、「一帯一路」建設への参加と助力を推進する。台湾が「一帯一路」に参加するようにはかるべき手配を行う。 • 内陸地域では都市圏ごとに開発と開放を進め、新ユーラシアブリッジ鉄道輸送、空港の整備を進める。
7. 中国の積極的な行動	<p>首脳レベルで「一帯一路」を推進し、協力フレームワークへの調印を進め、具体的プロジェクトの建設を推進し、AIIB やシルクロード基金の整備などの政策的な支援を行う。また各地で関連のフォーラムや研究会、博覧会を開催する。</p>
8. 美しい未来を創ろう	<p>中国と沿線国の相互の利益のため、更なる協力と開放を進める。目標の調整と政策的な相互理解を進めることを重視し、ただちに一致性を求めるのではなく、高度にフレキシブルで、柔軟性を持たせる。沿線国と「一帯一路」の協力内容と方法について今後検討を加え、共同でタイムテーブル、ロードマップを策定する。</p>

出所：国家發展改革委員会・外交部・商務部（2015）より筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 25～26)、伊藤亜聖 (2018)

表 1-3 「六大経済回廊」の進捗状況

名称	ルート	概要	個別プロジェクト
中国・モンゴル・ロシア経済回廊	<p>1) 北京, 天津, 河北からフフホト経由でモンゴルとロシアへ</p> <p>2) 大連, 瀋陽, 長春, ハルビンから満州里とロシアのチタへ</p>	<p>2014年9月, 3カ国首脳が各国政策の連結で合意, 共同で経済回廊建設へ.</p> <p>2015年7月のロードマップと備忘録作成を経て, 2016年6月の首脳会談で『中国・モンゴル・ロシア経済回廊建設の計画概要』に署名, 9月に公表.</p>	<p>1) 中国モンゴル越境経済合作区(ザミンウード)の建設(2016年9月19日起工)</p> <p>2) 満州里総合保税區(2015年3月23日保税區指定)</p> <p>3) 策克越境鉄道(2016年5月26日起工)</p> <p>4) 中国・モンゴル「両山」鉄道(未起工)</p> <p>5) モスクワ・カザン高速鉄道(2016年11月調査終了)</p> <p>6) 烏力吉通関(2014年2月21日運用開始)</p>
新ユーラシアランドブリッジ経済回廊	<p>江蘇省連雲港, ウルムチ, アラシヤンコウを経てロツテルダムへ(途中3つのルート候補があり)</p>	<p>2013年9月, 習主席訪問時に連雲港市政府とカザフスタン国有鉄道がプロジェクトに署名, これ以降, 国境開発と鉄道輸送網の整備が進む.</p>	<p>1) 「中欧」列車の開通と拡充(1992年12月1日から運用開始, 2011年3月, 重慶から定期便及びブロックトレインの拡充が開始, その後成都, 鄭州, 武漢, 長沙, 蘇州, 東莞, 義烏からも始発便が開始)</p> <p>2) 中国・カザフスタン(連雲港)物流合作基地(2014年5月19日第1期が起工)</p> <p>3) 中国・カザフスタン「ホルゴス」辺境合作センタープロジェクト(2006年起工, 2012年試験運用開始, 2015年カザフ側起工)</p>
中国・中央アジア・西アジア経済回廊	<p>明確なルート規定はなし</p>	<p>カザフスタンを始め, 中央アジア諸国とは2013年以降に首脳レベルでの会合を頻繁に実施. 2014年6月5日, 中国アラブ協力フォーラム大臣会議にて, 中国側がエネルギー協力を軸に, インフラ建設と貿易投資の促進, 原子力発電, 衛星, 新エネルギー領域での協力を提案.</p>	<p>1) 中国・中央アジア天然ガスパイプラインDライン(トルクメニスタン, ウズベキスタン国境地帯からカザフスタンのホルゴスを経て, 中国へのパイプラインのうちA, B, Cの3ラインは運用開始, Dラインは建設中, 2020年開通予定)</p> <p>2) カムチック峠トンネル(全長19.2km, 2013年9月5日起工, 2016年2月25日完工, 同年6月22日開通)</p> <p>3) アンダレン火力発電所(ハルビン電気国際工程有限公司が建設請負, 2012年9月26日署名, 2016年8月21日発電開始)</p> <p>4) アンカラ・イスタンブール高速鉄道(2006年中国鉄道建築総公司と中国機械輸出入総公司が受注, 2014年7月25日開通)</p> <p>5) ヴァフダート・ヤバン(Vahdat-Yovon)鉄道(2015年5月15日起工, 2016年8月24日開通)</p> <p>6) ドウシャンベ2号発電所(新疆特変電工股份有限公司が建設, 2012年10月起工, 2014年9月13日第1期が完工, 第2期工事開始)</p>

(表 1-3)

名称	ルート	概要	個別プロジェクト
中国・インドシナ半島経済回廊	広西南寧と雲南昆明を2つの起点としてシンガポールを終点とする	2014年12月20日、李克強首相が大メコン圏経済合作第5回首脳会議にて建設推進に言及。2016年5月26日、南寧にて『中国・インドシナ半島経済回廊提案書』を発表、9つのプロジェクトに合意。	<ol style="list-style-type: none"> 1) ジャカルタ・バンドン高速鉄道 (2016年3月16日、合弁企業が受注、3月24日起工) 2) 中国・ラオス鉄道 (2015年11月基本協定署名、2016年12月25日起工、2020年開通予定) 3) 磨憨・ボータン経済合作区 (2013年10月15日、基本合意、2016年11月、総合計画に合意、2016年7月起工)
中国・パキスタン経済回廊	新疆ウイグルのカシュガルを起点に、パキスタンのグワダル湾までの3,000km	2013年5月、李克強首相のパキスタン訪問時に提案、交通、エネルギー、湾岸開発を目指す。2015年4月、基本計画策定。道路、鉄道、パイプライン、光ケーブルの整備を含め、総工費は450億ドル、完成は2030年。2015年4月20日、習近平国家主席パキスタン訪問時に起工式に参加、51のプロジェクトに合意。	<ol style="list-style-type: none"> 1) カシム港石炭火力発電所 (中国電建集団とカタール王室AMC会社の共同開発、2015年5月起工) 2) シャヒワル (Shahiwal) 石炭火力発電所 (華能山東発電有限公司が建設請負、2015年7月31日起工) 3) カラコルム道路第2期拡張工事 (2015年12月契約、2016年4月27日起工) 4) カラチ・ラホール高速道路 (2015年4月基本合意、中国建築股份有限公司が建設請負、2016年5月6日起工、全長1,152km) 5) グワダル港建設運用 (2013年2月中国海外港口控股有限公司が取得、2015年5月貨物輸出開始、総投資額16.2億ドルで港、倉庫、オフィスゾーン、交通インフラを整備) 6) パキスタン ML-1 号鉄道改修とハーヴェイリヨン・ランドポート建設 (2016年11月時点で事業化調査段階) 7) カロット水力発電所 (シルクロード基金と中国輸出入銀行、国家開発銀行が融資、2016年1月10日起工、同年12月、基本的工事が完了) 8) ラホール軌道交通 (2015年4月契約、中国輸出入銀行の融資、2016年12月時点で50%程度完成) 9) ハシマ原子力発電所 (2000年以来、南南協力のプロジェクトとして実施。2011年3、4号機起工、2016年10月3号機運用開始。中核集団が建設請負) 10) カラチ原子力発電所 (2015年8月、2号機起工、中国の「華龍1号」の輸出案件第1号)

(表 1-3)

名称	ルート	概要	個別プロジェクト
バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー (BCIM) 経済回廊	中国昆明からミャンマー・マンダレー、バングラデシュ・ダッカを経てインド・コルカタへ。	2013年5月、李克強首相のインド訪問時に提案。2013年12月第1回の経済回廊会議を開催、研究計画に合意。2014年12月、第2回会議開催。2015年2月、第12回バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー協力フォーラム開催時に議題とする。	1) 中国・ミャンマーパイプライン (ミャンマーのマディ島から瑞麗、大理を経て昆明へ。2010年6月署名、2013年10月天然ガスパイプライン開通。原油パイプラインの建設は遅れている) 2) チャウピユ (Kyaukpyu) 工業園区と港湾開発 (2015年12月30日、中信のコンソーシアムが受注、2016年2月起工)

出所：「『一帯一路』六大経済回廊の発展現状と建設進展」(黒龍江省人民政府ウェブサイト、搜狐ウェブサイト掲載記事)、及び関連現地報道より筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 29～31)、伊藤亜聖 (2018)

図 1-1 「中国の輸出相手国の変化」で非常に明確に示されているのは、高所得国向け輸出が最初は非常に高かったものが低下していき、その分、中所得国向け輸出が増えていく点である。但し、中所得国や高所得国の区切りは毎年変わっていくので、1995年時点の基準で分類するともう少し違いが明らかになる。つまり、95年で低所得国であった国に対する輸出が増えている。

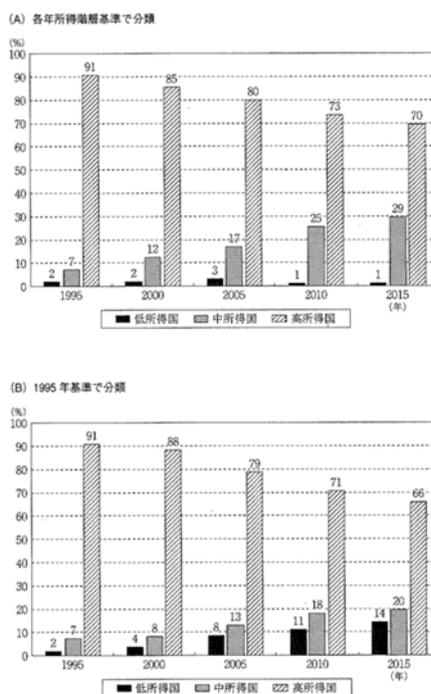


図 1-1 中国の輸出相手国の変化

注：所得区分は各時期の世界銀行の基準に従った。

出所：UNCTAD データベースより筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 33)、伊藤亜聖 (2018)

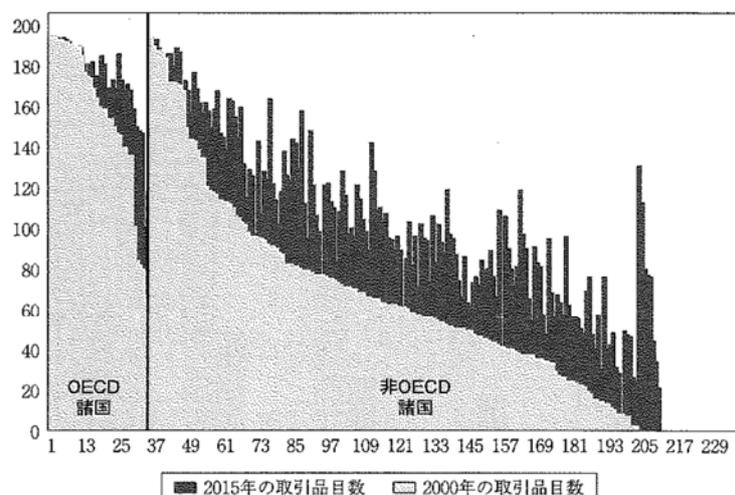


図 1-2 中国と OECD 諸国／非 OECD 諸国との取引ネットワーク数

注：HS コード 2 桁で、輸出額および輸入額が 1 ドル以上の品目数をカウントした。なお、基準を 100 万ドル以上などと変更しても大きな差は生じない。
出所：UNComtrade データベースより筆者算出。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 34)，伊藤亜聖 (2018)

同じような事例は図 1-2 「中国と OECD 諸国／非 OECD 諸国との取引ネットワーク数」にもある。図によれば、OECD 諸国で特に高所得国で殆ど増えていない一方、非 OECD 諸国で低所得である程、取引の範囲が広がっていることが判る。つまり、新興国との関係強化が一つの一带一路のポイントである。

表 1-4 中国と OECD 諸国・非 OECD 諸国との輸出入内訳

		OECD 諸国への輸出				OECD 諸国からの輸入				OECD 諸国との貿易収支			
年		2000	2005	2010	2015	2000	2005	2010	2015	2000	2005	2010	2015
	食料品及び動物	103	173	237	255	26	50	116	301	76	123	120	-45
	飲料及びたばこ	2	3	4	4	2	5	17	39	-0	-2	-13	-35
	非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	47	80	99	101	111	356	1,099	1,141	-64	-277	-1,001	-1,040
	鉱物性燃料	48	85	53	36	34	68	233	222	14	17	-181	-186
	動植物性油脂	0	1	2	4	3	3	16	10	-2	-2	-14	-6
	化学製品	80	220	499	658	188	466	890	1,068	-108	-247	-391	-409
	工業製品	321	907	1,456	1,861	230	459	793	719	91	447	662	1,141
	機械類及び輸送用機器	869	3,105	5,914	7,185	630	1,616	3,184	3,749	239	1,489	2,731	3,436
	雑製品	1,213	2,452	3,725	4,181	87	348	693	813	1,125	2,104	3,033	3,368
	特殊取り扱い品	23	59	99	121	10	12	111	552	13	47	-12	-431
	小計	2,706	7,085	12,087	14,407	1,320	3,383	7,152	8,614	1,385	3,702	4,935	5,793
		非 OECD 諸国への輸出				非 OECD 諸国からの輸入				非 OECD 諸国との貿易収支			
年		2000	2005	2010	2015	2000	2005	2010	2015	2000	2005	2010	2015
	食料品及び動物	45	65	140	200	21	44	99	204	24	21	40	-5
	飲料及びたばこ	7	11	17	33	2	3	7	19	5	7	10	14
	非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	18	28	50	65	89	346	1,021	971	-70	-318	-971	-906
	鉱物性燃料	37	96	165	182	172	572	1,656	1,764	-135	-476	-1,491	-1,582
	動植物性油脂	1	1	2	3	7	31	75	70	-6	-29	-72	-67
	化学製品	58	180	477	732	114	311	604	641	-56	-131	-127	90
	工業製品	249	605	1,203	1,786	188	352	519	631	60	253	684	1,154
	機械類及び輸送用機器	554	1,886	4,239	6,305	290	1,289	2,313	3,134	264	597	1,926	3,171
	雑製品	526	833	1,380	1,692	40	260	440	514	487	573	940	1,178
	特殊取り扱い品	4	12	42	101	8	8	74	253	-3	3	-31	-152
	小計	1,500	3,716	7,715	11,098	930	3,216	6,808	8,203	569	500	907	2,895
	合計	4,206	10,801	19,802	25,505	2,251	6,600	13,960	16,817	1,955	4,201	5,842	8,688

注：OECD は現加盟国 35 カ国で算出した。
出所：UNCTAD データベースより筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 36)，伊藤亜聖 (2018)

品目毎では、表1-4「中国とOECD諸国・非OECD諸国との輸出入内訳」があり、明確に工業製品の輸出額が増え、逆に、一次産品を輸入するようになった。これは第2章の内容とも関連してくる。つまり、一次産品の生産・輸出に新興国は割と特化してきた。

(3) 「一带一路」構想をどう見るか

3節以降は「一带一路」構想全体でどう見るのかということを取り上げている。注目しておきたいのは、特に2013年以降周辺国との関係がどのように変化していたのかという点である。「沿線国」との関係ではパキスタンやカザフスタンが取り上げられることが多いが、2013年以降に関係が密になっていくかという点、少なくとも貿易については、表1-5「「一带一路」重点国との輸出入上位5品目(2013～2017年)」を見ると、むしろ、これらの国との貿易量は減少している。すなわち必ずしも「一带一路」によって「沿線国」と貿易が凄く密になったという訳ではない。

表1-5 「一带一路」重点国との輸出入上位5品目(2013～2017年)

		パキスタン				カザフスタン				インドネシア			
		年	2013	2017	増減額	年	2013	2017	増減額	年	2013	2017	増減額
中国からの輸出	全品目	110.2	183.2	73.0		125.4	116.4	-9.0		369.4	348.5	-20.9	
	1 電気機器・部品、音声再生機・テレビ及びその部品	20.8	34.2	13.4		10.6	16.9	6.3		56.0	62.4	6.4	
	2 原子炉、ボイラー及び機械類	13.9	34.0	20.1		18.3	12.4	-5.9		68.4	60.9	-7.5	
	3 鉄鋼	4.7	11.9	7.2		9.7	11.6	1.9		12.6	17.0	4.4	
	4 人造繊維及びその繊維製品	9.6	7.8	-1.8		9.4	8.7	-0.7		11.9	13.1	1.2	
	5 有機化学薬品	3.6	7.7	4.1		22.3	8.5	-13.8		10.0	11.2	1.2	
中国の輸入	全品目	32.1	18.3	-13.8		160.2	63.3	-96.9		314.8	285.0	-29.8	
	1 羊毛、獣毛並びにこれらの織物	21.7	9.4	-12.3		18.5	12.7	-5.9		113.0	94.3	-18.7	
	2 鉱石、スラグ及び灰	1.6	1.9	0.3		12.8	12.1	-0.7		26.8	34.6	7.8	
	3 銅及びその製品	1.8	1.3	-0.5		15.1	12.1	-3.0		0.1	21.2	21.2	
	4 穀物	1.7	0.9	-0.8		100.7	11.7	-89.0		12.8	20.7	7.9	
	5 原皮(毛皮を除く)及び皮革	1.5	0.7	-0.8		7.2	8.2	1.0		11.5	14.0	2.5	

注：2017年の上位5品目を抜き出して示している。
出所：Global Trade Atlas より筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P.53), 伊藤亜聖 (2018)

一方、図1-3「中国の対OECD諸国/非OECD諸国への投資と建設プロジェクト」を見ると、中国の対外投資は非常に増えている。どこが増えているかというと、2016年等を見るとOECD諸国に対する、例えば米国企業のM&Aや欧州のネット通信企業等への投資が増えている。非OECD諸国に対しては、インフラ建設の受注が非常に増えたが、投資は低迷した。インパクトは新興国の置かれた状況によって大きく異なる。一带一路があつて、中国から沿線国に資金が流れ込んでいって、「債務の罠(多額の対外

債務を抱えて返済が困難になり、経済成長の足かせとなる状況)に嵌りこむようなイメージはやや一面的ではないかと指摘している。

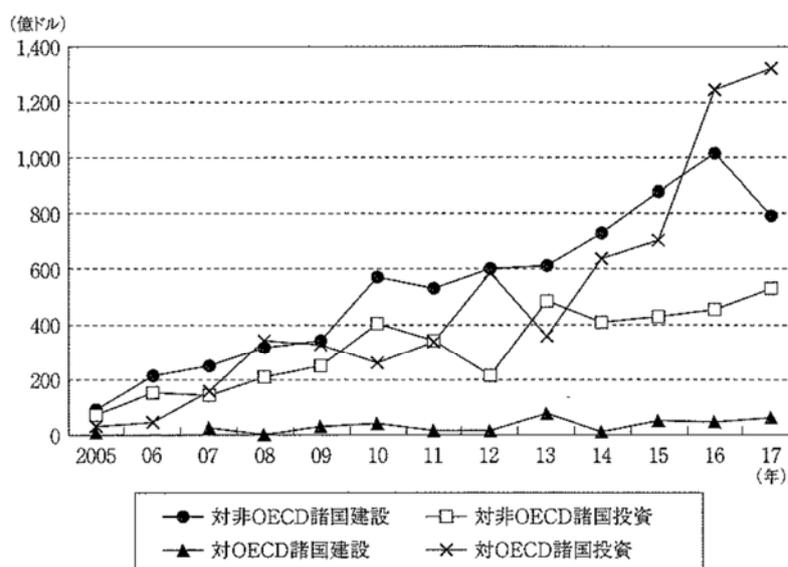


図 1-3 中国の対 OECD 諸国／非 OECD 諸国への投資と建設プロジェクト

出所：The American Enterprise Institute and The Heritage Foundation, China Global Investment Tracker (2018, January) より筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 56), 伊藤亜聖 (2018)

今後の一帯一路の方向性についても整理がなされており、3つ方向性があるとする。1番目は、沿線国との政策の摺り合わせで、AIIBのような国際機関を利用する場合もあれば、二国間の首脳の間取り決めによって進んでいく場合もあるとする。2番目は、政府間のプロジェクトというよりは民間が参加し、プライベート・パブリック・パートナーシップ (PPP) を利用していくという方向性である。3番目としては、例えば、デジタル一帯一路のようなデジタル技術の対外輸出に、アリババやテンセントをはじめとする民間 IT 系企業の e-commerce 等が絡んでいくようなイメージである。

(4) 終わりに

第1章の議論のポイントは、「一帯一路と言っても、実際は濃淡がある」という点である。インフラ建設が非常に重要だが、そこから多角化をどう図っていくか。それは結局、一帯一路というものが、広い意味で米国中心のグローバリゼーションに対抗するか否かは不明だが、中国中心のグローバリゼーションと位置付けられる。今後、その性格を見極める必要がある。

2. 第2章「中国との貿易が新興国経済に与えるインパクト」の要約

(1) 中国の輸入の変動が他の国にもたらすインパクト

第2章は非常に重要な問題提起をしている章である。すなわち、中国との関係が深まっていくにつれて、工業化を推進するというよりは、中国より工業製品を輸入し、一次産品を輸出しているというような、脱工業化が起きているのではないかと、という問いである。キーワードになるのが、「ブレビッシュ＝シンガー命題」。これは、1960年代頃に日本でも割と開発経済学で組み入れられたもので、要は、新興国が先進国に対して一次産品を輸出するようになっていて、交易条件で石油等の価格が下がるにも関わらず工業製品が値上がりし、その理由に技術進歩とか、先進国の賃金上昇等があるというもので、新興国は、段々貧しくなり、工業化が出来なくなる、というものである。アジア諸国の台頭により説得力が失われたと考えられていたが、最近になって、Sachs and Warner のような経済学者が唱えた「資源の呪い」¹という命題に形が変化した。これは、交易条件は、例えば、石油や石炭の価格は工業製品に対して上がっていく傾向があるかもしれないが、上がっていくが故にかえって工業製品のコスト（賃金など）を高めてしまい、競争力を失わせてしまうことを言っている。この場合もやはり、一次産品の産出国では工業化が進まない。

(2) 中国の輸出拡大が各国の製造業に与えるインパクト

同じようなことが中国との貿易において、他の新興国で特に深刻だと言われているのがアフリカである。叙事的な指摘としては盛んに行われているが、これをきちんと検証してみようというのが第2章の一番の狙いである。

これは、中国との貿易（輸出）が新興国の経済成長率にどう影響を与えているのかを分析したもので、基本的にはプラスである。特に輸出をたくさんしているような国ほど効果があるとし、常識的な結果と思う。

¹ 「資源の呪い」とは、天然資源などの第一次産品が豊富で、その開発・輸出が産業として大きなウェイトを占める国では、賃金が高騰しやすく、労働集約的な製造業の発展が阻害されるため、持続的な経済成長が困難になってしまうという状況を指したものである。

表 2-3 各国の輸出における一次産品のシェア

(%)

	一次産品の 輸出シェア	2000年	2005年	2011年	2016年
フィリピン	対世界	7	10	17	14
	対中国	25	6	16	21
マレーシア	対世界	18	23	35	28
	対中国	32	27	32	28
インドネシア	対世界	41	50	62	50
	対中国	62	70	82	70
タイ	対世界	21	21	27	21
	対中国	40	31	36	34
ブラジル	対世界	37	43	63	58
	対中国	78	78	93	91
南アフリカ	対世界	28	28	37	36
	対中国	48	50	84	71
オーストラリア	対世界	58	62	74	74
	対中国	80	84	92	92

出所：UN Comtrade より筆者作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 85), 丸川知雄 (2018)

問題は、工業製品を圧迫しているかどうかという点で、例えば、表 2-3 「各国の輸出における一次産品のシェア」は、7カ国を対象に単純に 2000 年、2016 年等と比べた一次産品の比率を見たものだが、タイを除けば基本的に一次産品の輸出が高くなっている。つまり、工業化が進展しそうだったのが、中国と貿易が行われることによって、むしろ、工業化から第一次産品に押し戻されているのではないかということが読み取れる。

表 2-5 対中国輸入伸び率と製造業成長率に関する分析

被説明変数：製造業付加価値実質成長率

	(1)	(2)	(3)	(4)
GDP 成長率	1.05*** (17.94)	1.12*** (14.90)	1.40*** (12.73)	1.57*** (10.85)
対中国輸入伸び率 (-1年)	-0.008*** (-2.65)	-0.008** (2.27)	-0.028** (-2.55)	-0.031*** (-2.59)
定数	-0.994*** (-3.26)	-1.18*** (-3.49)	-2.02*** (-3.14)	-2.65*** (-3.35)
モデル	プーリング回帰	固定効果	プーリング回帰	固定効果
観察数	955	955	350	350
国・地域数	153	153	53	53
R2 乗	0.26	0.26	0.33	0.33
F 検定： $\gamma_i=0$		1.03		0.87

注：カッコ内はt値。***は1%、**は5%、*は10%水準で有意。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 88), 丸川知雄 (2018)

これを少し厳密に検証してみようというのが、表 2-5 「対中国輸入伸び率と製造業成長率に関する分析」で、153カ国のデータを取り上げて、製造業の付加価値成長率を被説明変数にして、様々な要素の影響を検証しようとしたものである。

一番注目すべきは、対中国輸出の伸び率で、これが製造業の成長率と有意な負の相

関を示している。つまり、特に中国と関係の深い国ほど相関が高く、製造業の成長が阻害されてしまうのではないかと、というわけである。

(3) 中国のアフリカに対する投資

ここでは、アフリカに対する石油や天然資源の生産を強化するような投資がなされているが、一次産品のモノカルチャーを強める結果になっている、という問題提起がなされている。南アフリカなどは若干違うケースもあろうが、「債務の罠」とは別に「資源の呪い」のメカニズムが働くことにより、現地の政府や産業にとってプラスになる面があっても、全体的に見ればアフリカの工業化は遅れてしまう。

(4) おわりに：「中進国」が「中心国」になる世界

以上のような、中国との関係強化による工業化の遅れが、新たな南北問題の発生に繋がっていくのではないかと問題提起がされている。むしろ、かつて、先進国が南北問題で格差を拡大しているのではないかと批判がそのまま中国にも当てはまるにも関わらず、主体的な認識として、中進国が未だ未だ先進国ではないという姿勢を中国政府がとっているのは如何なものか、という問題提起がなされている。

3. 報告者からの問題提起

以上の第I部の内容を踏まえ、合評会では以下の3つの問題提起を行った。第一に、このような問題を考える際には、債務問題などの金融的な側面がどうしても避けられないのではないかと。特に「債務の罠」といった批判が盛んになされている。第2章では「資源の呪い」というキーワードが出てきた。この二つのキーワードを結び付けると、多額の債務を返済していく中、変動の大きい天然資源価格が高い場合は問題ないかもしれないが、低迷するような場合は債務問題がのしかかってくる。すなわち、債務問題と「工業化の遅れ」の問題は不可分ではないかと思うが、どう考えるか。

第二に、一帯一路に関する資金の流れとして、中国国内の過剰生産能力の改善のために海外に振り分けているのではないかと、という批判があるが、これについては、本書で余り詳しく触れられていなかった。この点について、第1章、第2章で触れられていることとの整合性を踏まえ、もう少し踏み込んだ議論が必要なのではないか。

第三に、第2章で指摘されているデジタル一帯一路の動きは、非常に興味深いだが、一方で、衛星北斗のような衛星システムと非常に深い繋がりを持っているということが指摘されている。このように、中国のデジタルエコノミーは主に安全保障、地政学的な観点から米国の覇権に挑戦するものとの取り上げ方をされることが多いが、中国のデジタルエコノミーの台頭に対する著者の地政学的な見方はどのようなものか？

以上の問題提起に対する回答及び議論については、後に記載されている伊藤亜聖氏からの回答を参照されたい。

1-2. 第Ⅱ部「中国とASEANの水平・垂直関係」に関する報告（三竝 康平 帝京大学講師）

1. 第Ⅱ部「中国とASEANの水平・垂直関係」（第3章、第4章）の要約

中国、ASEANと一带一路 — 「中国・新興国ネクサス」第Ⅱ部の視点から、本報告では、第Ⅱ部の各章を統合する形で報告したい。

※ 第3章「東南アジアを南進する中国」（著者：末廣昭氏）

第4章「深化・分化する中国・ASEAN貿易」（著者：宮島良明氏・大泉啓一郎氏）

（1）はじめに

第Ⅱ部では、特に東南アジアに焦点を当て、一带一路を軸とした東南アジアとの経済的なつながりについて概観している。具体的な内容に入る前に、ひとまず、一带一路の中国経済に対するインパクトを確認してみたい。

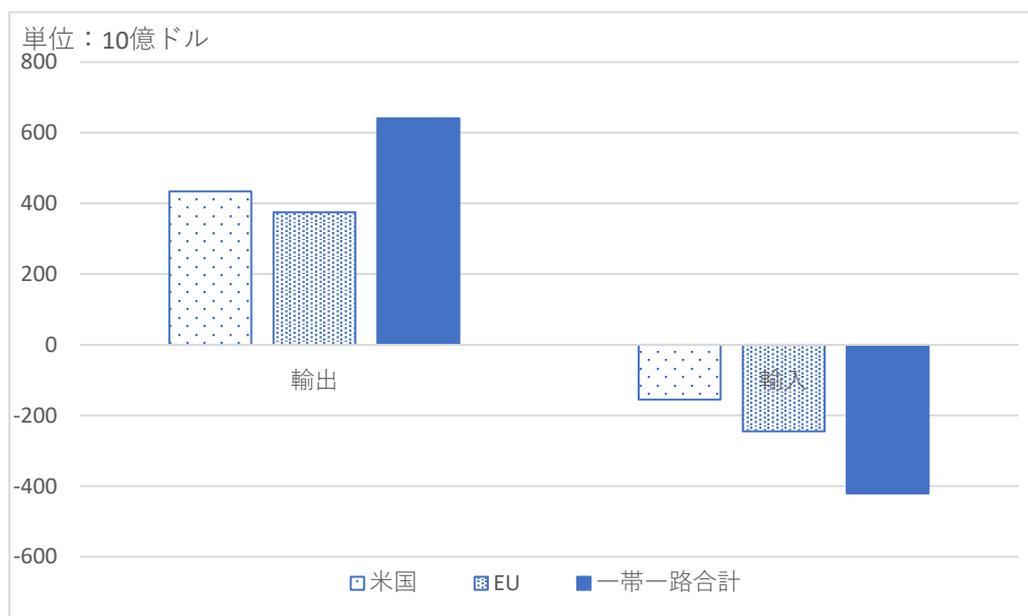


図1：中国と米国、EU、一带一路関係国との貿易額比較（2017年）

出所：経済産業省『平成30年版通商白書』p.232掲載の図（第Ⅱ-3-3-1-13図）のデータを元に筆者作成

図1は、中国と米国、EU、一帯一路関係国との貿易額を、輸出・輸入別にグラフ化したものである。経済産業省の平成30年版通商白書によれば、一帯一路関係国との貿易額は、2017年で中国の輸出総額の28.1%、輸入総額の24.7%を占め、同関係国との貿易総額は、米国やEUとの貿易額を上回り、一帯一路関係国合計で収支を見た場合、中国の2,201.4億ドルの黒字となり、対EU収支の1,295.4億ドルを超え、対米収支の2,788.1億ドルに迫る規模であるという。

また、同白書によれば、一帯一路関係国で中国からの輸出が多い上位10か国のうち6か国がASEAN加盟国（ベトナム、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン）であり、他はインド、ロシア、UAE、イランとなっている。輸入が多い上位10か国でもASEAN加盟国が6か国を占め、他はロシア、サウジアラビア、イラン、インドとなっており、一帯一路関係国の中ではASEANと中国の貿易関係が特に強いことを示しているという。これらのデータを踏まえれば、中国経済に大きな影響を与える一帯一路関係国との経済的繋がりにおいて、「ASEAN」という視点は特に重要な意味を持つことが分かる。

話を「第Ⅱ部において重要な点の整理」に戻したい。「中国化」という言葉が第3章の中心キーワードになる。「中国化」とは、世界を中国や中国人にとって活動しやすい世界に変えることと本の中では定義されている。

第3章の目的は、「中国化」のプロセスを東南アジア地域で検証することにあると述べられており、様々な角度からそのプロセスを概観している。中国の対外活動は「四位一体」と表現されている。「四位一体」は、貿易、投資、援助、対外経済協力の要素で構成される。例えば、借款をはじめとする中国政府からの資金サポートによって競争力を付けた中国企業が、海外労務協力として中国から大量の労働者を送り込み、プラントを対外請負契約で建て、対外設計コンサルティングで技術や資本を投じ、貿易で中国から様々な物資を送り込むことによって、援助受入国の資源等の開発を進めることが、アフリカで見られるスタイルであり、同様のことが東南アジアでも行われている可能性がある」と指摘している。

(2) 中国・ASEAN 諸国の経済的繋がり

最初に、中国とASEAN諸国の経済的繋がりから整理する。図3-1「ASEAN諸国と日本、中国の貿易の推移（1990～2016年）」によれば、著者は、中国とASEANとの経済的繋がりをも3つの時期に分けている。1990年から1995年頃は、東南アジアにおいて中国のプレゼンスはあまり大きくなく、日本のプレゼンスの方が大きい。2000年以降になると、垂直貿易、水平貿易の2つをキーワードとして、中国とASEANの経済的関係が密になっていく。垂直貿易とは、天然資源を中国がASEANから購入し、中国の

工業製品を ASEAN 諸国に販売する比較優位ベースでの貿易を指す。水平貿易は、同一企業内の本社・子会社間でやり取りをしながら、地域をまたいで技術・製品をやり取りする貿易である。資源価格や農産物の国際価格がこの時期に上昇していたことや、中国がインターネット関連製品の組立加工基地となり、生産ネットワークを構築していた背景から、2000 年以降、急激に中国と ASEAN 間の経済関係が密になり、これを WIN-WIN の関係と表現している。一方、2015 年以降、天然資源や農産物価格が下落し、また、中国と ASEAN 間で分業体制にあった企業関係が変容する中で、中国国内での部品や原材料の内製化が進むなどの要因から、両者の緊密な関係はひと段落するのがこの時期であると指摘している。

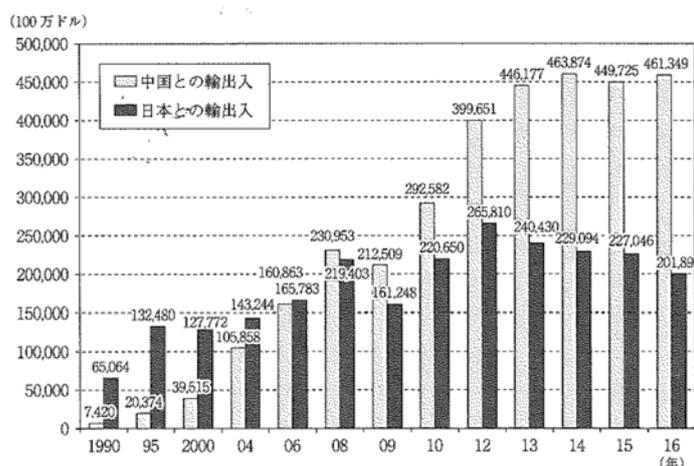


図 3-1 ASEAN 諸国と日本、中国の貿易の推移 (1990～2016 年)

注：中国との貿易は香港を含む。

出所：中国 ASEAN 貿易は 2012 年までは Global Trade Atlas、2013 年以降は ASEAN 事務局の統計より筆者集計。 <https://data.aseanstats.org/trade.php> (2018 年 5 月 15 日アクセス)。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 109), 末廣 昭 (2018)

(3) 中国・ASEAN 関係の進展

ここからは、経済的な変遷と併せて、中国と ASEAN の関係自体を時系列的に概観したい。本書によれば、1990 年代は「求婚の時代」であったという。ASEAN 諸国の信頼を勝ち取りたい中国と、中国という大きな国を自分達の枠組みに取り込みたい、つまり、「ASEAN が中国を飼い慣らす」ことを志向する ASEAN 諸国の気持ちが複雑に絡み合うのが 1990 年代の時代であった。2000 年代に入ると、中国が ASEAN に対し積極的に働きかけ、自由貿易協定や包括的な経済協力を構想していく。2010 年代になると、中国が自国利益中心のスタンスを取り始める。例えば、南シナ海における問題等が近年大きくクローズアップされている。中国の中央政府や地方政府が、経済回廊の整備を看板に掲げて、国境付近の高速道路の整備を推進する。アジア地域のインフラ整備事業に対して、日本とアメリカが意思決定に大きな影響力を及ぼすアジア開発銀行では

なく、中国は、直接影響力を行使できる新しい国際金融機関の設立を構想することを2013年前後から進めてきた。その結果、2015年12月にAIIBが発足する。65カ国、44億人を対象とした中国の新しい戦略「一带一路」を金融面で支えようというのがAIIBの目的であると本書は指摘している。

(4) AIIB 設立の目的

本書では、AIIB 設立の目的として4つほど挙げられている。第一に、新興国で急増するインフラ需要に資金面で協力するのは経済大国である中国の国際的な責務だという点、第二に、国内の経済停滞を克服するためには内陸部開発が不可欠であり、特に中国は国境地帯におけるインフラ整備を図りたいという点、第三に、鉄鋼産業の過剰設備と膨れ上がった外貨準備という中国の「二つの過剰」に対処するためには近隣諸国のインフラ事業への支援が有効な手段になるという点、第四に、経済成長を続けるためには中央アジアと東南アジアのエネルギー資源確保が今後とも不可欠である点、などが挙げられている。

(5) 一带一路構想は、「中国化」を東南アジアから世界に向けて拡大するための装置なのか？

一带一路構想は、「中国化」の方針を東南アジアから世界に向けて拡大するための装置なのかということが、あとがきで触れられている。AIIBの融資は、世界銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行との協調融資であり、投資案件の選定は国際ルールを一定程度尊重しているという点、そして、2016年7月にハーグの国際仲裁裁判所が下した中国の南シナ海に関する主張に対する「無効」判定について、中国政府は国際世論を意識した態度を取り始めているのではないかと考えられる点などから、中国が傍若無人に世界覇権に乗り出すという判断はあまり現実的ではなく、今後、「中国化」を進める場合には、よりスマートに、国際法に配慮しつつ、中国の影響力の維持拡大に努めるのではないかと、ということが著者の主張であった。

3. 報告者からの問題提起

(1) 「中国化」された国の人々は、中国をどう感じているのか

石川(2019)によれば、一带一路プロジェクトは、輸送インフラ整備を中心に、建設資金が不足しているASEAN諸国の資金ギャップを埋め、輸送インフラの整備、都市開発、工業団地開発などによるASEAN各国の開発・連結強化に貢献することが期待

できると指摘できる反面、たとえば、ラオスの高速鉄道の総工費はラオスの名目 GDP の5割に匹敵するなど、経済規模からみてリスクが高い案件もあり、「債務の罠」の危険性が指摘できるという。投資案件の中には、マレーシアの東海岸鉄道のように、中国側のメリットが明らか、あるいは戦略的な利益があるプロジェクトが多いことも石川（2019）は指摘する。

現状では「WIN-WIN」のように見えても、将来的に東南アジア諸国が「債務の罠」に陥ったとき、「中国化」されたそれぞれの国の人々はどのような反応を見せるだろうか。それは、国ごとに異なると考えられるが、総じて、多くのプロジェクトにとって「カントリーリスク」となるような状況が想定でき、持続可能性という点でやや課題があるように感じられる。

石川（2019）によれば、かつての日本の東南アジアに対する経済協力も、日本企業への利益を優先する「ひも付き援助」であると批判を受け、1973年、74年には、タイやインドネシアで激しい反日運動が起きるなど批判を浴びたが、その後日本は、経済協力、企業進出とも受け入れ国の経済社会への貢献と共存共栄のために官民で地道に努力した結果、現在ではASEAN 諸国にそれらが高く評価されているという。中国の、東南アジアへの一帯一路のメカニズムを利用した開発援助は、かつての日本のそれと類似する箇所が多いとすれば、中国にとって、これまでの日本の経験が大いに役立つかもしれない（石川 2019）。

（2）中国政府は何を目的として一帯一路や AIIB を始動したのか

2013年頃から、一帯一路や AIIB という言葉が登場するようになった。中国政府は何を目的として一帯一路政策を提唱し、AIIB を設立したのか、実体は良く判らない。識者の指摘の中には、利権獲得運動の形で、経済力を背景とした（21世紀版の、一見すると経済的な）「植民地化」（と見えてしまう可能性がある）政策であるという指摘もある。一方で、「人民に夢を見せたい」という趣旨で、一帯一路や中国製造2025、AIIBなどを始動してみたのではないかという指摘もある。現状においては、本質的な答えが明確化されてはいないと考えられ、今後、論点整理が進むにしたがって、自ずとその意図や目的が明らかになってゆく可能性が高い。

（3）東南アジア諸国への中国の進出・浸透に、日本はどのように対応すべきか

最近になって、日本政府において「AIIB に対して参加はしないが理解はする」という趣旨の発言が見られるようになった。アメリカは、参加しないというスタンスでいる。そのような中で、たとえば、TPP については、アメリカが入らなかったことで現状は実質的な失速傾向にあるといえる。対東南アジア政策も、2000年以降中国の存在

感が急速に増す中で、日本はその後塵を拝してきた。そのような状況の中で、今後、日本は東南アジアに対してどのように対応したらよいのかという点については、主体的かつ全方位的な外交政策の立案・実施が要請される中で、ひとつの重要な論点であると考えられる。

■参考文献

石川幸一 (2019) 「ASEAN における「一帯一路」構想の現況と課題」『一帯一路の政治経済学—中国は新たなフロンティアを創出するか—』(平川均・真家陽一・町田一兵・石川幸一 編著) 第6章、文眞堂。

1-3. 第Ⅲ部 第6章「中国の石炭輸入転換による国際市場秩序と新興国へのインパクト」に関する報告 (浦尾 恭正 大阪ガス株式会社 秘書部経営調査室 室員)

1. 第Ⅲ部 第6章「中国の石炭輸入転換による国際市場秩序と新興国へのインパクト」の要約

(1) 石炭の輸出国から輸入国への転換、その背景

図6-1「中国の石炭貿易量の推移」の通り、中国は2000年代半ばまで一貫して石炭輸出国であったが、その後、石炭輸入量が急騰し、2009年に石炭輸出国から輸入国に転換した。この背景には二つある。先ず一つが中国の石炭の生産と消費の現状を見ると、2017年時点で生産量は世界シェア45.6%とかなり大きなシェアを持っている一方、消費量も莫大で世界シェア50.7%に及ぶ。このため、輸入量が増えたのは、経済成長によって生まれた膨大な消費が一因だが、もう一つ理由があり、それは中国国内の石炭市場のシステム変更にある。当著によると、中国では石炭については政府の強い介入が2000年代に入っても残っており、石炭企業、ユーザーそして輸送部門が一堂に会する煤炭訂貨会で供給計画と価格交渉されるシステムがあった。この煤炭訂貨会では、政府がインフレ抑制のため指令性価格を提示し、表6-1「中国の石炭産業の各種経営指標」の通り、石炭の価格が低く抑えられ、具体的には電力用石炭の価格が低く抑えられていた。しかし、丁度、1998年に政府からの石炭の補助金が大幅に減らされたこともあって、石炭企業の採算が悪化し、2004年以降から煤炭訂貨会での取引交渉の不調が伝えられ、ついに2008年に煤炭訂貨会は廃止されるに至った。結果として国内の石炭価格は市場に任されるようになり、価格が上昇したため、海外の石炭価格の方が割安になるようなケースも散見され始めた。その結果、沿岸部を中心に海外から輸入した石炭が増加することになった。

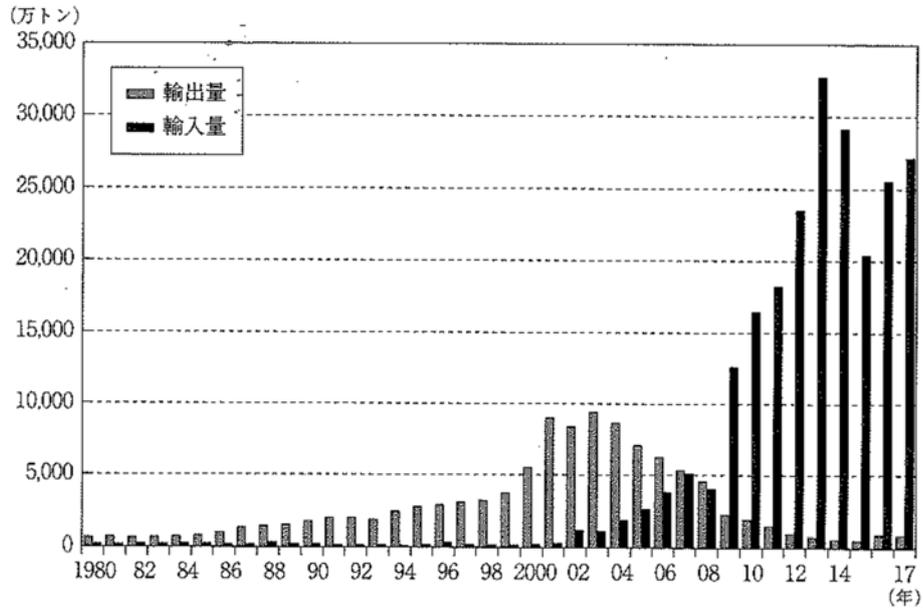


図 6-1 中国の石炭貿易量の推移

出所：『中国海関統計年鑑』および国家统计局資料より作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 205), 堀井伸浩 (2018)

表 6-1 中国の石炭産業の各種経営指標

年	生産量 (万トン)	投資額 (億元)	利潤額 (億元)	非電力向け 一般炭価格 (元/トン)	電力炭価格 (元/トン)	割引比率 (%)
1998	123,258			140	133	-5.0
1999	104,363			140	121	-13.6
2000	99,917	188		146	127	-13.0
2001	110,559	218	11	151	122	-18.8
2002	141,530	286	25	168	137	-18.2
2003	172,787	414	35	174	141	-18.8
2004	199,735	702	418	206	163	-21.3
2005	215,132	1,144	550	270	213	-21.3
2006	232,526	1,479	676	338	218	-35.5
2007	252,341	1,805	1,022	331	246	-25.7
2008	274,857	2,411	2,348	357	n.a.	n.a.

注：2003年以前は石炭産業全体、2004年以降は一定規模以上の企業のみ利潤額。

出所：各種資料より作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 207), 堀井伸浩 (2018)

(2) 国際市場のインパクト

この中国の石炭輸入量の増加による国際市場のインパクトとしては、先ず、世界の石炭市場のドミナントプレイヤーが日本から中国にとってかわったという点だ。中国は、日本の主要な石炭輸入国であるインドネシアとオーストラリア以外にモンゴル、北朝鮮、フィリピンから石炭を輸入している。

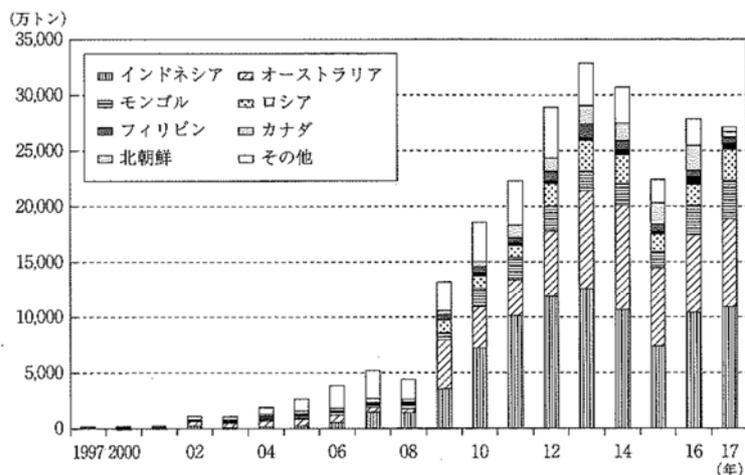


図 6-4 中国の石炭輸入国別構成

出所：2013年までは『中国海関統計年鑑』、2014年以降は(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)(2018)より作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 211), 堀井伸浩(2018)

これらの国では、図6-4「中国の石炭輸入国別構成」の通り、中国への石炭輸出依存が高まり、自国経済を左右することになった。また、中国政府の意向に反した場合には石炭の輸出を制限されるというケースも発生した。たとえば、モンゴルのように、中国が石炭輸出を制限し、経済がマイナス成長に陥った。また、中国は日本と違って、石炭の長期契約取引を採用せず、四半期ごとの短期契約やスポット市場での取引を好んでいる。また、中国が好む低中品質の石炭の炭鉱開発が世界中で進み、世界の石炭市場は質的にも変容した。

(3) 国内需要の構造変化、脱石炭化へ

次に中国の石炭市場の直近の動きについて説明したい。直近では脱石炭化が進んでいる。図6-5「一次エネルギー消費量と石炭比率の推移」の通り、2008年以降、1次エネルギーに占める石炭比率が低下している。また、2013年をピークに石炭消費量も低下している。これは第11次(2006~2010年)、第12次(2011~2015年)の五カ年計画による環境規制によって、大気汚染物質の含有量が多く、CO₂排出量も多い石炭エネルギーの消費が抑制されたことによるものだ。また、2000年代後半に進んだ中国

国内の石炭市場の市場化と、環境や保安規制の強化によって、石炭価格が高騰し（2008年の石炭価格は2000年比2.5倍）、結果として、石炭の最大需要部門である電力市場で、水力、原子力、ガス火力が価格優位性を持ち、また再生可能エネルギーの導入促進もあって脱石炭化が進行した。但し、一方で、急激な脱石炭化を推し進めた結果、2017年にガス不足に陥るような混乱も引き起こしており、バランスに非常に苦慮しているように思われる。

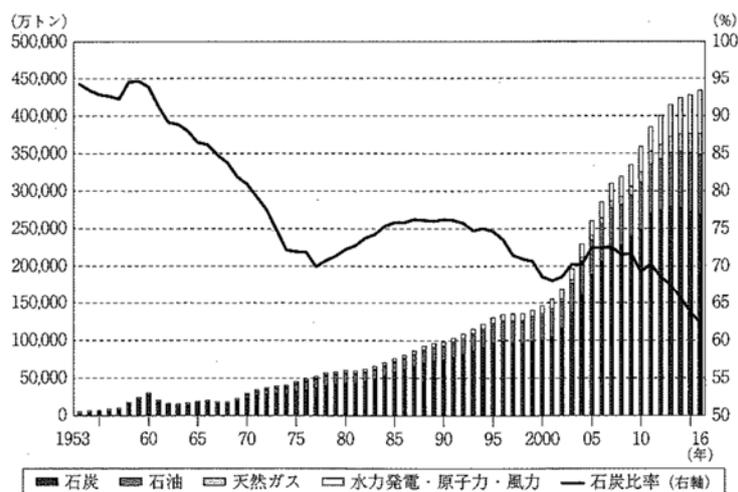


図 6-5 一次エネルギー消費量と石炭比率の推移

出所：『中国能源統計年鑑』各年版より作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 220)，堀井伸浩 (2018)

(4) 過剰生産能力削除政策の背景とその成否

もう一つ中国の国内の構造問題としては、やはり過剰生産、過剰設備の課題がある。石炭産業でも、2012年秋から15年11月まで石炭価格が急落し、中国の石炭企業のほとんどが赤字に陥る事態となった。その際、16年2月に国務院が鉄鋼産業とともに石炭産業に対しても過剰生産能力の削除を強制的に進め、3～5年間で合計8億トン程度を整理する計画を立てている。過去に供給過剰の是正と安全面の配慮から、中国は90年代後半に豪鎮炭鉱と呼ばれる中小の炭鉱を整理した歴史があるが、16年以降の石炭の減産政策では、国有重点炭鉱と呼ばれる大規模な炭鉱も対象とし、この生産能力の削除目標を達成した。結果として、図6-9「石炭価格の推移」のように、16年には石炭価格が急回復し、供給過剰が解消された。一方で、効率の良い石炭鉱山も能力を削減するような一律の操業時間の短縮等を推し進めた結果、石炭の採掘効率を妨げる政策も取られ、効率性を損なうようなケースもあった。

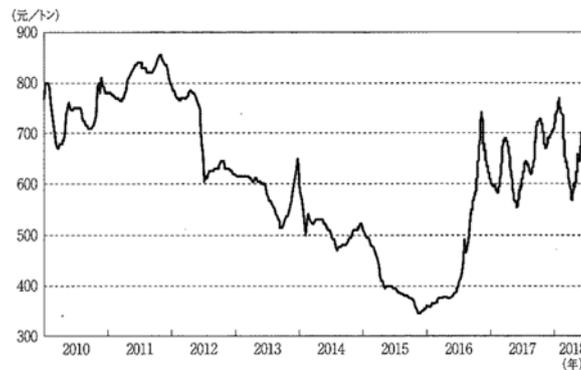


図6-9 石炭価格の推移

出所：中国資源網データより作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 230), 堀井伸浩 (2018)

(5) 今後の石炭産業を含むエネルギー産業の見通し

環境規制もあって、今後、中国の石炭の輸入見通しは、大きく伸びることは想像されにくい。一方で、石炭産業の能力削除政策が成功しており、石炭価格が大きく下落することも考えにくく、中国の石炭輸入が大幅に減ることもないだろうとしている。一方、ガス転換が進んでいるという話もあったが、中国のLNG輸入量は2017年時点で前年比46.5%増え、18年上期では前年比38%増加した。石炭産業からガスへの転化政策が、今後、世界のエネルギー市場に新たなインパクトをもたらす可能性があるのではないかと締めくくっている。

2. 報告者からの問題提起

二点ある。一つ目は中国のガス化転換に関することで、今は目の前の米中貿易戦争に目を奪われてしまっているが、一体、今の中国のエネルギー政策はどうなっているのか。今後もどのようなペースで天然ガス化転換が進んでいくのかという点も気にしている。実は石炭とLNGは最終的には同じエネルギーであることは間違いないが、全く技術が異なり、人材も全く違う。弊社でもガスを取扱う技術のものは大体一人前になるのに3~5年掛かったりする。そのような意味で、どのようなペースで中国のガス転換が進んでいくのかという点に大変興味がある。二つ目は石炭市場において、モンゴルが中国への輸出価格を下げているが、そのようなことが天然ガス市場でも起きてしまうのではないかと心配している。特に中央アジア諸国、あとはイランあたりの動向がどうなっているのかが気になっており、ご存じのことがあれば教えていただきたい。

1-4. 第Ⅲ部 第7章「中国の鉄鋼超大国化と輸出競争力の源泉」に関する報告 (田中 厚世 アジア太平洋研究所事務局長)

1. 第Ⅲ部 第7章「中国の鉄鋼超大国化と輸出競争力の源泉」の要約

(1) はじめに

総括的に書いてあるが、中国は 1996 年に日本を抜いて世界最大の鉄鋼生産国になった。中国は 2000 年 1 億 2,700 トン、2005 年 3 億 5,600 万トン、2010 年 6 億 3,900 万トン、2013 年 8 億 2,200 万トンということで、2013 年の世界の粗鋼生産量が 16 億トンのため、約半分は中国が生産している。輸出額についても、輸入額を大きく上回り、世界第 1 位で、これに伴い中国が輸入する鉄鉱石輸入量は世界の鉄鉱石輸入量の 3分の2 を占めている。

(2) 「国家資本主義」が鉄鋼超大国化をもたらしたのか？

政府としては生産の異常な伸びを抑えようとして、5 年計画を何回か出しているが、結果的には中国の粗鋼生産能力が 2014 年時点で 11 億 4,000 万トン、生産量は 8 億トンなので 3 億トン以上の生産能力過剰にある。2016～2020 年までに 1～1.5 億トンの生産能力を削減するとしているが、これが進むかどうかはわからない。1 人当たり鋼材見かけ消費量は、2000 年 13 kg とタイ並みであったが、2012 年以降 500kg とイギリスやアメリカを抜いて、日本やドイツと同水準になってしまった。

(3) 鉄鋼輸入国から鉄鋼輸出国へ

2006 年から中国の輸出が輸入を上回り、2007 年には日本の輸出額も上回った。主な輸出国は、韓国、ベトナム、インド、台湾、タイ、アメリカ、インドネシア、マレーシアで、アメリカは 2018 年 3 月、鉄鋼の輸入を制限する措置を打ち出した。アメリカとしては、鉄鋼業を中国台頭のシンボルとしてとらえているようである。

(4) 鉄鉱石輸入の拡大と変動

中国は国内で鉄鉱石が産出されるので、1995 年では鉄鉱石需要の 74% を国内産の鉄鉱石で賄っていた。これが 2015 年には 11% まで低下し、これに伴い、鉄鉱石の輸入量が 2015 年には 9 億 5,320 万トンまで拡大し、世界の 66～68% を占めるに至っている。これに伴い、中国が鉄鉱石価格を左右するようになり、1980～2003 年はトン当たり 10～15 ドルしかなかったが、2011 年 2 月には 187 ドルまで上がった。その後低下し、2017 年 6 月には 58 ドルに戻った。価格上昇の原因は、世界の鉄鉱石の生産者

が、中国の需要増加がここまで激しいとは思っていなかったため、急激な需要増加に生産が対応できなかったことであり、その後生産体制が整ったため、価格は下落した。

(5) 「隠れた補助金」の検証

中国の鉄鋼生産量がこれだけ伸びた原因として、隠れた補助金がある。赤字の国有企業に対する補助金や企業の科学技術開発に対する補助以外に、企業に対する低利子ないし無利子の融資、あるいは、人為的に価格が安く抑えられた原燃料、低価格ないし無償による土地の提供が考えられるが、特に大きいのが低利の融資である。

財務費用／（流動負債＋長期負債－売上原価×0.2）で推計、分析したところ、
（買掛金や支払手形などの無利子負債は売上原価の20%とみなす）

2007年には、中長期の融資の法定貸出金利が7%台に上がっていたのに対して、宝山鋼鉄で1.6%、鞍山鋼鉄で2.6%であった。これが中国の鉄鋼業を大きく成長させた補助金であると考えられる。

(6) 中国の鉄鋼業に規模の経済性はあるのか？

仮説として、中国では規模の経済性は必ずしも成り立っておらず、大企業の競争力が強くないので、中央政府が業界再編を推し進めた2005年から2010年の間だけは集中度が高まって、企業の合併が進んだが、政府の介入が弱まると、下位の鉄鋼メーカーが競争に勝った。2000年の時点では、鉄鋼業で規模が大きい企業は国有企業であったが、大規模で効率性の高い設備を持ちつつも、膨大な非生産部門と余剰人員を抱えていた。これに対して、民営鉄鋼メーカーは設備が小規模で効率はよくないが、非生産部門や余剰人員を抱えておらず、急成長していった。

(7) 民営鉄鋼メーカーの台頭

中国の鉄鋼業は、21世紀に入ってから各企業のシェアに大きな変動が起きている。2000年の段階では、大手国有鉄鋼メーカー37社が、粗鋼生産量の79%を占めていた。その後、37社が17社に統合されたが、それ以外の「大手国有37社以外の重点企業」が急成長し、2015年に40%まで下がってしまった。

「大手国有37社以外の重点企業」には、かつて中央政府が管理していた企業に、粗鋼年産100万トンを上回った民営メーカーや、地方政府管理の鉄鋼メーカーが加わる一方、年産10万トンを下回るような国有メーカーは外されていった。民営鉄鋼メーカーのトップは、沙鋼集団で粗鋼生産は3,421万トンである。

なぜ、民間鉄鋼メーカーが急成長したのかについて、次のように分析できる。

第1に、労働生産性が高いこと。これは余剰人員を抱えていないということによる。

第2に、少数の品目に集中した生産を行っていること。熱延鋼板や建設用鋼材等低付加価値品の生産を集中的にやっていることから、これらの価格競争力が高まり、輸出額が増えた可能性がある。

第3に、中型の高炉を多数持っていること。新興の民営鉄鋼メーカーは、沙鋼集団が5,800 m³の高炉を1基持っているのを例外として、概して、2,000 m³以下の高炉しか持っていない。特に、1,080 m³と450 m³の高炉が非常に多い。その理由は、高炉の初期投資額が相対的に小さくて済むこと。また、運転技術に対する要求も高くなく、需要に合わせて、技術的かつ経営的に容易に休止や停止することができることである。

第4に、民営鉄鋼メーカーの多くが、地理的に集積していること。特に多いのが、河北省唐山市で、鉄鉱石を豊富に産する土地柄のためである。

(8) おわりに

中国の鉄鋼業は、21世紀に入ってから、世界の粗鋼生産の半分、鉄鋼の輸出国で世界一、世界の鉄鉱石輸入の3分の2を占めている。「日本モデル」との比較をしているが、「日本モデル」というのは、大型高炉を備えた鉄鋼一貫メーカーで、薄板や鋼管など高付加価値品を含む多品種を大量生産し、殆どは臨海部に高炉を建設している。これに対し、中国の新興民営メーカーは、1,080 m³以下の中型高炉を持ち、製品は熱延鋼板や建設用鋼材等の低付加価値品に集中し、工場場所も臨海部でなく、海岸から100 km以上離れた場所に立地している。非常に日本と対照的な鉄鋼メーカーになっている。年間7億トンもの鉄鋼を消費する巨大な国内需要が存在したことが、このような経営戦略が成り立った大きな要因となっている。

1-5. 第Ⅲ部 第9章「雑貨と携帯電話における新興国市場の開拓と専門市場」に関する報告 (川本 剣悟 アジア太平洋研究所研究員)

1. 第Ⅲ部 第9章「雑貨と携帯電話における新興国市場の開拓と専門市場」の要約

(1) はじめに

中国では、国内市場向けの産業集積に専門市場が開設されることが多い。一部の市場では、中国経済の国際化に伴い新興国市場向けの輸出を始め、その結果、中国と新興国市場の間で「専門市場システム」という市場ベースの流通システムができ上がった。新興国市場の特性は、①格差が大きく需要が段階的である、②都市化と工業化が十分に進んでおらず需要が地理的に分散している、③需要のクオリティが総じて低い

が異質的である、④中小バイヤーが多く流通の組織化の程度が低い、という4点が挙げられる。このような特性を持つ新興国市場では、規模の経済が働きにくく、多国籍企業の優位性は発揮されない。それに対し専門市場は市場プラットフォームであり、間接的なネットワーク効果が働いている。つまり、売り手が多ければ多いほど買い手も増え、買い手が増えるほど更に売り手も増えるというポジティブフィードバックのメカニズムが存在する。中小企業と開発途上国の中小バイヤーが触れ合う機会に恵まれる専門市場システムには、新興国市場開拓面において優位に働くとされている。

一方、インターネット技術の発達に伴い、電子商取引（EC）が国内流通においての重要な地位を築くようになり、2015年には中国の社会小売総額の10.8%を占めるまでに至った。このようなECの発達が専門市場に対して与える影響について、義烏の雑貨集積と深圳の携帯電話集積を事例に分析する。

（2）義烏の雑貨集積

①「電商換市」

近年、義烏の雑貨集積専門市場では、その特徴である間接的なネットワーク効果が働かなくなってきた。2011年をピークに外国人バイヤーが減少に転じた義烏市は、ECを構造転換の突破口として選択し、2012年からEC発展を支援する一連の政策措置を打ち出した。「電商換市」と後に総括された発展戦略は、(a)電子商取引指導小組の設立・電子商取引弁公室の設立、(b)土地利用・融資・税金・倉庫などにおけるEC発展促進支援策の制定、(c)市内経営者対象のEC教育コースを開催（2013年 延べ受講者数22万人）、(d)ECに関連するインフラ整備、⑤ECに関連する展示会開催、という大きく5つであり、この政策によってEC取引高は、2013年から義烏市場の取引高を上回るようになった。特に国内販売への貢献度はECが大きく凌ぐ結果となり、政策の効果が大きく表れた。

② 新興国市場向け輸出の拡大

義烏市からの輸出額は、2012年（90.1億ドル）から2015年（338億ドル）迄に約4倍に拡大している。一方、中国全体の輸出総額は同時期に微増である（2015年2兆487.8億ドル、2015年2兆1,428億ドル）。この結果は、義烏の輸出市場開拓には他地域にない独特の原動力が働いていたためだと考えられる。

義烏における主な貿易方式は「市場仕入れ貿易方式」であり、その割合は年々高まっている。また、同貿易方式による輸出先上位10カ国は、すべて開発途上国によって占められており、義烏における輸出の急速な伸びが開発途上国向けの輸出を通じて実現したということが分かる。

③ 市場仕入れ貿易方式と新興国市場開拓

2012年時点での義烏における輸出は、約半分をECが占めていた。しかし、2015年には27%にまで落ち込んでいることから、義烏の輸出拡大がECによるものではないことが分かる。前述のように、義烏における途上国向け輸出の急速な伸びは「市場仕入れ貿易方式」の導入によって実現したのである。

「市場仕入れ貿易方式」とは、「条件を満たした経営者が国家商務当局などから指定された市場集積区域内で商品を仕入れ、1回当たりの税関申告書の貨物金額が15万ドル以下で、かつ仕入れ地で輸出商品の通関手続きを行う貿易方式」と定義されている。大きくまとめると、(a)海外のバイヤーが商品を仕入れるために産業集積に来なければならない、(b)貿易活動が発生した場所として明確に専門市場が指定されている、(c)輸出申告の上限は15万ドル以下である、という3点で、金額上限は途上国に多い中小零細バイヤーへの対応が念頭に置かれた設定となっている。

「市場仕入れ貿易方式」に関連する政策措置も打ち出されている。(a)外国人同士によるパートナーシップ企業の設立および対外貿易への従事を認めること、(b)市場仕入れ貿易方式による輸出商品は増値税が免税になること、(c)小ロットの貨物は申告後、検査を行わず事後的に一部だけ抽出して検査を行うこと、(d)人民元の使用を認めること、(e)商品のサプライヤー情報をネットでチェックできるようにすること、(f)税関に5つの書類を提出し、指定された場所で貨物の供給を確認すること、の6点である。この内、(a)から(d)までの政策が、途上国向け小規模輸出コストを引き下げ、利便性を高めるもの、(e)と(f)が、条件確認措置のルールとなっている。

④ 一帯一路戦略と新興国市場開拓

一帯一路沿線の途上国には、義烏市場の貿易対象国も多数存在しており、義烏は一帯一路戦略に組み込まれることで、一層の貿易拡大を期待している。

現在、義烏市と繋がる3つの鉄道は、(a)義新欧鉄道(義烏-マドリッド(スペイン))、(b)中央アジア鉄道(義烏-タシケント(ウズベキスタン))、(c)テヘラン鉄道(義烏-テヘラン(イラン))、である。これらの鉄道輸送は大幅に日数を節約できるメリットがある一方、輸送費が数倍高いというデメリットがある。中国8つの都市とヨーロッパ関係国間に開通されている「中央鉄道」の運行回数は、義烏が最下位の年30回である。義烏は補助金等を通じて輸送費の水準を大幅に引き下げ、鉄道の利用効率を高めることが急務となっている。

(3) 深圳の携帯電話集積

① 携帯電話産業の高度化

深圳は携帯電話や電子部品に特化した市場となっている。かつての中国の携帯電話産業には、ハイエンド市場向けのブランド携帯とローエンド市場向けの「山寨メーカー（ニセモノブランド）」の2つが存在したが、近年この状況が変わりつつある。携帯電話の高度化に伴い、低価格の携帯電話を製造する中小企業や零細企業メーカーが縮小の一途をたどっている。

② 途上国向け輸出の拡大と華強北市場の役割

深圳携帯電話企業の主たる輸出先は、香港とアメリカを除くと開発途上国となっている。開発途上国向けに携帯電話を輸出している企業が華強北市場をどのように評価しているのか、本書では2013年から2015年にかけてアンケート調査を実施している。

華強北市場の役割を平均的にみると、競争相手の動向把握や消費者ニーズに関わる「情報調達」の要素が比較的に高く評価されている。中でも、開発途上国向け輸出比率が高い企業ほどその重要性を高く評価しており、特に競合他社や国内ブランド携帯の動向を知る上で利用されている。

(4) おわりに

中国における産業高度化は、従来の専門市場中心の流通システムに大きな変容をもたらしている。現に義烏と深圳のいずれでも、国内販売における専門市場の役割は顕著に低下している。しかし、新興国市場向けの輸出に関しては、専門市場システムによる情報収集面でのプレゼンスが依然として大きい。

義烏では流通の構造転換と高度化が急激に進んでいるが、新興国市場向け輸出の拡大は伝統的な専門市場によってもたらされたものであり、その背景には市場仕入れ貿易方式の導入が大きく影響している。

また、深圳の華強北市場は内外市場のいずれにおいても販売面としての役割は低下したが、消費者ニーズに関わる情報調達、国内ブランド企業の動向把握、競争相手の動向把握という「情報収集面」において高い評価を受けている。特に、国内ブランド企業の動向把握、競争相手の動向把握については、途上国向けの販売比率が高い企業ほど高い評価をつける傾向があり、新興国市場にふさわしい製品開発戦略を立てる必要があるためと思われる。

1-6. 報告者以外からの問題提起

1. 本多 佑三 アジア太平洋研究所 研究統括

黒字がどんどん溜まっていけば、何らかの形でお金を使うということで外に出て行ったとも考えられる。経常収支に関して言えば、最近のIMFのレポートを見ると、中国の経常収支は必ずしも良くない。段々、陰りが見えてきて、何年後かには中国の経常収支は赤字になるかもしれないということが報告されている。それはどうしてか、今後どうなりそうか、また、金融面で見ると今後を占う上で結構重要なのではないか。その辺について何かあればお話をいただければ有難い。

2. 岩野 宏 アジア太平洋研究所 代表理事

二点ある。一つ目は、元々、AIIBと一帯一路はセットの施策と思っていたが、セットとは思われない部分もあり、両者の関係を改めて確認させていただくとともに、時期的には同時に始まっているので、夫々、どのような意図で動いているのかを確認させていただきたいということ。二つ目は、本多先生の話にも絡むが、元々、中国は資本も流入しているし、貿易収支も黒字という中であって、今どんどん資本が流出し始めている。そもそもどのような背景からこうした現象が起きていて、今後の中国にどのような影響をもたらすのか、きちんと理解できていない。ご解説いただくと非常に有難い。

3. 劉 亜静 広島修道大学 准教授

第Ⅲ部第9章について非常に面白い結論になったが、特に義烏の輸出拡大の部分はECによるものではないとの結論となっていた。実際には、他の国への輸出、例えば、日本とか、アメリカとか、今回、現地調査に行った時には、タオバオ村とか杭州市みたいなところが外国への輸出をかなり増やしているような話を聞いた。恐らく皆さんのイメージは、中国は、最近、電子決済とか、第三者決済とか、アリババとか、ウィチャットとか、その環境が凄いいいものだと思う。輸出拡大の部分がECによるものでないというのは、恐らく、途上国への輸出がECに繋がっていないということかもしれないが、その辺りがどうなっているのかが一つ。もう一つ関連しているのが、先進国はどれ位のウェートを占めているのか。恐らく、義烏だけでなく、深圳では同じではないか。そこについては、個人的には気になっています。

1-7. 問題提起への回答並びにコメント

1. 伊藤 亜聖 東京大学大学院 准教授

はじめにこの本の成り立ちをご紹介させていただきたい。東京大学の中に現代中国研究拠点というものがあり、2007年から第1期、2012年から第2期、2017年から第3期の研究計画がある。第3期になってから東京大学本部からの支援をいただきながらやっているが、この報告書の基礎となる部分は第二期まで文部科学省の人間文化研究機構を通じ支援いただいていた研究プロジェクトの一環である。現代中国研究拠点のプロジェクトは、東京大学以外に早稲田大学、京都大学、東洋文庫等、計5カ所あったと思うが、10年で一区切りというタイミングで本書の基となる報告書を書いていた。

この本の成り立ちと深く関わるものに、第3章の文献の中にある、末廣昭・大泉啓一郎・助川成也・布田功治・宮島良明（2011）「中国の対外膨張と大メコン圏（GMS）・CLMV」並びに末廣昭・宮島良明・大泉啓一郎・助川成也・青木まき・ソムポップ・マーナランサン（2009）「大メコン圏（GMS）を中国から捉えなおす」があり、私共の研究プロジェクトの中に、所謂、中国研究ではなく、東南アジア経済のプロフェッショナルと一緒に入り、中国研究を行った。それが、後から、物凄く、大事な視点を提供していただけるようになった。

一带一路は、2013年から言葉の上では出ているが、その前から東南アジア研究者と中国研究者と一緒に東南アジアや中国を歩いて回っていた。私自身は2012年からこのプロジェクトに入り、早くもその年の夏にインドネシア等東南アジアを訪問しており、一带一路が始まる前から動きを見ていた。2015年頃から一带一路ということに対して、世界中から注目が集まった訳だが、2015年3月にAIIBの設立期限が来て、日本でも参院予算委員会で当時の麻生財務大臣がAIIBに入らないと答弁する等して一気に注目を浴びた。その前から、私共はその動きを幸いにして少しずつ掴んでいたため、今回の報告書に多少見るべきことがあるとすればその蓄積かと思う。この本の背後には3本程の報告書がある。

実態が先にあって、あとから政策が始まっているので、中国政府は一带一路政策が始まる前から工業団地を造っているし、中国企業は一带一路政策が始まる前から東南アジアに進出しているという部分をしっかり見て評価することが大事である。私自身もプロジェクトに加えていただくことで、タイ、インドネシア、カンボジア、カザフスタン、エチオピアに行った。本の一番前に載っている写真は私がエチオピアで撮ったもので、中国の東莞の工場がエチオピアで工場を造り、5,000人を雇い、金型の削

り方を教えているというもので、私自身としてもショッキングな光景であった。

本書は、中国企業、中国経済の外への溢れ出す部分の真水の部分、目に見える部分から入っているのが特徴かと思う。逆に言うと、金融等々の分析が甘いというのは梶谷先生のご指摘の通りで、今後更に研究しなければならない。一つ目はその成り立ちになる。中国・新興国ネクサスという言葉は造語で丸川先生が考案した。これは一帯一路という言葉とかなり近いが、あくまでも一帯一路は政策・構想であって、本のタイトルに一帯一路は入れていない。一帯一路はかなりの程度、この中国と広い意味での新興国との繋がりを代表する構想だが、政策的な言葉よりも少し広い概念を設定して考えてみたというのが本書の狙いである。

例えば一帯一路、あるいは、中国と新興国との繋がりを研究する難しさがあり、第一の難しさは概念の曖昧さにある。一帯一路については、いつ始まったのかは、ぎりぎり 2013 年、あるいは、2015 年ということが言えるが、対象国や対象プロジェクトは不明である。タイの中で行われている中国企業の活動が全部一帯一路の対象か、あるいは、カザフスタンで行われている天然ガスプロジェクトが一帯一路かは誰も判らない。どこからどこまでか、何時から始まったのかということに断定するのが非常に難しい。計量分析で最近、一帯一路の推定が出ているものについては、中国政府と当該国との間で MOU、覚書、協定が結ばれていたら一帯一路の関係国である、AIIB に加盟していたら、その一歩手前の関係であるみたいな暫定的な定義を使って分析をしている。そのような暫定的な定義を作って分析は出来るが、本質がそこに反映されているかどうかは私には判らない。恐らくこれは敢えてそうされている。中国の政策立案に関して研究している、リンダ・ヤコブソンさんはそのようなことを言う。敢えて政策的に色々な解釈が出来るような文言を中国政府は作る。それは各部門、あるいは、各利益団体、国有企業がそれぞれ知恵を働かせて、我々のプロジェクトに移転するよう解釈できるようにしているのではないかというような議論がある。

二つ目の難しさはデータである。貿易データはある。だからこそ、私共の研究所もかなり貿易データに依存している。では、直接投資はどうか。直接投資のデータは、中国政府が一応、対外直接投資広報というものを毎年刊行している。国レベルで集計されたもので、例えば、中国からタイにどれだけ直接投資がいったかは判るが、内訳は判らない。これを本気でやろうとすると、受入国側データを全部集めろということになる。ASEAN だと、ASEAN 事務局ベースで数えることになり、結構手間が掛かる作業である。

私の第 1 章で使っているのは、ワシントンのシンクタンク American Enterprise Institute が独自に作った中国の対外直接投資の案件ベースのデータで、これは無料

で公開されており、一応検証も出来、比較的信頼できるのではないかということで使っているが、このデータも多少 overestimation ではないかという批判もあり得る。最近だと、ワシントンであれば CSIS 戦略研究所、ベルリンであれば、メルカトル研究所（メリックス）というところが、大きなプロジェクトを立ち上げていて、例えば、メリックスのホームページに行くと、中国の対外直接投資のデータを、特に大きなインフラ事業に関して、地図を作っている。非常に有用でそのようなものはあるが、それぞれのプロジェクトが大きな研究プロジェクトを立ち上げて、情報収集してマッピングしているような状況である。

金融データに関しては IMF 等であるにはあるが、対外援助の金額とか、あるいは、中国の場合、AIIB は未だ透明性のある方で、国家開発銀行等の政策系金融のデータは公開されていない。OECD の DAC と呼ばれる開発援助フレームワークに入っていないのでデータがない。このため、中国の対外援助の金額を推定するという事だけで、一つのペーパーになる。例えば、P. 134 の参考文献にある北野尚宏先生の中国の対外援助の金額を推計した論文は JICA のリソースをフル活用して推計したものになる。これだけで一つのプロジェクトになってしまうものだが、そのようなものを多少使いながらやるしかない。

つまり一帯一路を研究する難しさはまずは、概念の曖昧さとデータの難しさにある。多少言い訳めいているが、かなり貿易データに依存した報告書になっているのは事実と思う。

三つめは中国の対外的な貿易投資等が対象国にどのような影響を与えたのかという論点。第2章で特に検討されているが、広い意味だと対外エフェクト論と言えらると思うが、米国についても、例えば、トランプ政権が良く引用することで有名なデイビット・オーターらのペーパーがあり、それはチャイナシンドロームと呼ばれるような議論で、中国からアメリカへの輸出が増えることによって、アメリカの地域の雇用が奪われたとされている。その結果は、American Economic Review に載っており、トランプ政権の選挙運動にも相当使われ、中国が雇用を奪った、とある意味、悪用された。ところが、国際経済学者は、奪われたものはあるが、グローバリゼーションにより恩恵を受け、アメリカ国民は安いものを買えるようになっているという利得もあるので、むしろ、輸出産業が衰退することによって生まれた失業者が次の他の産業に再就職してもらえるような労働市場への設計・再設計、リカレント教育等が必要という議論になるが、トランプ大統領はそうではなく、中国に雇用を奪われた、関税をかけろ、と主張し、正に今、実行されている。

アジア・アフリカに関して、中国が輸出を増やすことによって、どのような影響を受けたのか。実はたくさん研究がある。丸川先生の研究はその内の一つの推計を行

った。但し、ここで提起されている問題は、「プレビッシュ＝シンガーの命題」である。かつての南北問題について引用されたもので、先進国、欧米が南の発展途上国、アフリカ、ラテンアメリカに対して、その南北関係において何が起きるのかという議論であった。「プレビッシュ＝シンガーの命題」を、今、中国と途上国との間に、ある意味あてはめているが、非常に面白いアプローチでありながら、引き続き中国は中所得国でもあり、果たして、この「プレビッシュ＝シンガーの命題」をどこまで中国、新興国関係にそのまま使えるのかどうか、まだまだ議論が必要である。その中で、最後に問題提起されている、互惠関係なのか、新南北問題なのか、という問題は深く、この論点はまだまだ次の10年、2020年代も議論される論点になるのではないかと思う。

第Ⅱ部に関しては、末廣昭先生、宮島良明先生、大泉啓一郎先生といった、東南アジア研究者が書いている。あとは中国研究のプロパーの先生方が関わっている。確かに、第3章、第4章ともに明確なメッセージを出していない。この関係する議論を自分なりに理解しているが、P.132の白石隆、ハウ・カロライン(2012)「中国は東アジアをどう変えるかー21世紀の新地域システム」(中公新書)が一带一路の前夜における議論になる。どういう結論かというところでは、自分が読んで理解したところでは、中国は東南アジアを変えないというものである。皆さんも、関心があれば、是非、読んでもらいたい。何故、変えないかというところ、東南アジア側も中国の投資や援助が増えるが、同時に他の国、白石先生は国際政治のプロフェッショナルでヘッジという言葉を使うが、1カ国に依存しないで、もっと色々な国から色々な条件のものを受け入れるヘッジをするから、そう変わらないであろうと、また、中国の対外進出の仕方、例えば、この本ではミャンマーのミッソン・ダムにおける建設コンサルの顛末が書かれているが、そのようなやり方も良くないし、この続きが『海洋アジア vs 大陸アジア』でも展開され、議論はさほど変わっていないと思う。それに対して、第3章で末廣先生達が議論しようとしているのは、そうは言っても貿易はこれ程伸びているし、China・ASEAN Expoに典型されるようなイベントも着実に、とは言っても徐々に、様々な基盤が形作られているのではないかという議論だというのが私の理解である。末廣先生に確認した訳ではないが、隣から見てみると、恐らく、そのような「しない説」よりは、中国が東南アジアを変えているというメッセージが若干重視する議論だと思う。

最後に、梶谷先生、三竝先生からご質問いただいている点については、お答えできる点は限られる。「債務の罠」については検討する必要があるが、「債務の罠」説は、2017年秋頃、アメリカのワシントンのシンクタンク国際グローバル研究所が唱えたもので、その段になって俄かに議論が出てきた。割と流行りのトピックだが、それを私は研究していないこともあるし、データへの上手いアプローチが見つからないこともあって、ごく簡単に紹介する程度にした。

過剰生産能力については、後ろに鉄に関する章があるので、そこで議論できるかと思う。デジタル一帯一路は、非常に地政学的な解釈がされるし、そのような面があると思うが、ここでも政策の前に実態がある。ファーウェイがアフリカ進出し始めたのは90年代であることも考えていくと、民間が先に進出している実態の部分も見えていかなければならないと思う。

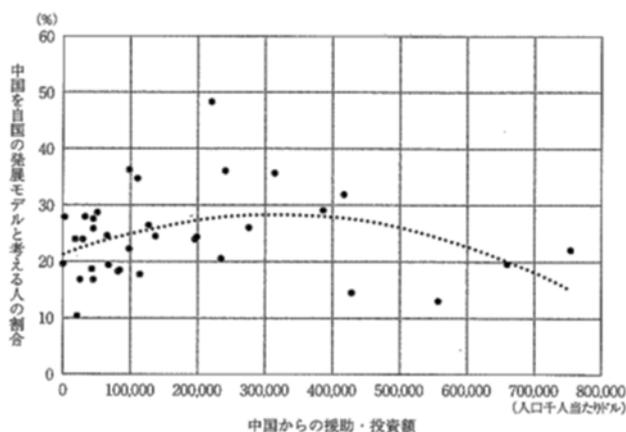


図1-4 アフリカにおける「中国モデル」の支持と中国からの援助・投資額

注：援助額は2013年までの累計、投資額は2014年までの累計が得られたため、これを2014年の人口で割って人口当たりの援助・投資額を得た。

出所：中国モデルへの支持率は Afrobarometer (<http://www.afrobarometer.org/>)、援助額は AIDDATA (<http://china.aiddata.org/>)、投資データは「中国対外直接投資統計公報」、人口データは国連データより作成。

出所：「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(P. 62), 伊藤亜聖 (2018)

三竝先生が植民地化という言葉が使われていたが、厳密にはそのようなことはないと思う。スリランカですら利用権を抵当に入っていたということで、決して植民地ではない。国が持つイメージについて、私は Afrobarometer というものを使っている。これはアフリカ人にアンケートを取り、どの国が貴国の未来の発展を示しているかを聞いたものである。アメリカこそがエチオピアの未来のモデルであると答える人もいれば、中国だと答える人もいる。図1-4「アフリカにおける「中国モデル」の支持と中国からの援助・投資額」では、縦軸に中国を自国の発展モデルと考えている人の比率を取っているが、この Afrobarometer なんかを見ると、かなりばらつきがある。すなわち、アメリカこそが我が国の発展の未来像であると考える向きもあるが、それは三分の一程度で、もう三分の一は中国だと思っている人が一番多い。もう三分の一はその他だが、こういうデータが後で使えるかもしれない。他にもアンケートを結構とっている。では、この差が何により生じているのかということだが、再び、白石隆説をもってくると、カンボジアやラオスは危ないという議論になり、そのような説明の仕方はあり得るかもしれない。

一帯一路が何のために始まったのかは、P. 37～P. 38 で私は色々と並べているに過ぎず、本質は私にも判らない。但し、岩野さんからもご指摘いただいたような環境が変化する中でどうなのかという点について、外貨準備、鉄の過剰の二つの過剰と私は呼んでいるが、それも一帯一路が始まったのは2013年で、輸入されたのは2011年～2012年な訳で、2011年～2012年の中国経済がおかれた環境を叩き台にして出来上がったのが一帯一路1.0と言えよう。その後、外貨準備も変わったし、マクロ成長率も変わったし、何よりも対米関係が劇的に悪化したのが2018年以降はっきりしたので、今年北京であった第2回一帯一路国際協力フォーラムでは質の高い一帯一路とか、債務の持続性ということをしきりに言っていた。中国の財政部は途上国への援助を通じ、資金の融資に関してIMFの基準に少し手を入れたものを公表して、これで毎年一回対象国の財政、金融の安定性を評価する類のことを導入した。このため、2018年以降のポスト米中摩擦以降の一帯一路は明らかに調整されていて、そこは中国自体の経済の環境変化もあるし、米中摩擦、「債務の罠」が検討されるような批判に一定程度応えようとする形で変貌を遂げている。日本はその環境下で、日中第三国協力というようなことを言って、何かできることはあるかなということを経済的にはそのような選択をしているのが現状である。

第Ⅲ部については、国有企業セクターの話が結構多かったので、陳先生からもコメントをいただきたいのと、鉄に関しては正にWTOとの関係もあるので、川島先生からコメントをいただきたい。

義烏や深圳の話は、正にこう言うところが真水の部分で、一帯一路のAIIBがお金を貸して道路を造るのではなく、中国の商人がアフリカで儲けているという話、あるいは、アフリカ人が中国に来て物を買って儲けているという話である。文献で言うとP. 344の丁可(2007)「中国の対アフリカ消費材貿易」で、これは丁可さんがかなり早い段階で、中国の雑貨がアフリカに入っていくと報告しておられて、面白いと思う。義烏に実際に行くと、アフリカ人バイヤーが雑貨を買って帰るのだが、その金額が大体、3万ドルから4万ドル以下で、先程15万ドル以下と言っていたのはそういう意味である。コンテナ1本の雑貨を買って手続きが簡単に終わるということをやった。そういう政策を地方政府主導で、官民共同で色々やっている。ちょっとした工夫を地方政府レベルで、どうやったら、中国語のしゃべれない、ケニア人の50歳の女性バイヤーが無理なく買えるか、そういう細かい、細かい制度設計を結構やっているという話である。鉄道を通して義烏からマドリッド迄やっているが、そっちはそんなに大事な話ではなく、大事なのは、ぽっと出で初めて中国に来たバイヤーが、如何に物を買って易くするかという点である。深圳もバイヤーは余り歩いていないが、要するに、安

くて、そこそこのものを、途上国向けにどうアレンジメントし易いか、買い付けし易いかで、その役割はデザインハウス、設計会社である。何か途上国のために特化した産業組織とか企業組織とかが、つぶさに見ていくと結構見える、ということが恐らく最後の章に書かれていることではないかと思う。義烏に行くと、大阪のバイヤーが沢山いる。それこそ大阪の卸売業者が沢山いるし、義烏から大阪への貨物の直行便も出ている。そういうレベルで義烏は各国と繋がっている。

越境 EC という言葉が凄くキーワードになっている。逆に、中国国内の EC 市場は飽和状態になっている。成長のフロンティアは、一つは農村、もう一つは国外だと認識されている。今後、越境 EC で国境を超えた EC 物流が増えてきて、その時には、一つは先進国市場、もう一つは東南アジア市場がかなり重点になっているであろう。アリババの物流会社の菜鸟（ツァイニアオ）という会社は、日本、ヨーロッパ、アメリカと東南アジアではクアラルンプールに物流センターを置いている。タイの東部経済回廊（EEC）という開発計画があるが、そこにも中国企業は EC 拠点となる物流倉庫を置くつもりでいる。一面ではドリアンを中国に売るということもあるが、中国の製品を東南アジアにもっと、EC の物流に載せていこうという動きがこれから本格化するのではないか。オールドスタイルのバイヤーは自分で物を見て、工場からチェックして来て買うので、所謂、EC ではない。しかし徐々に個人レベルで、越境 EC で買い付けが可能になってきている。中国の EC 業者は、小さな倉庫しか持っていないとしても、マレーシアに輸出しているとか、日本にも売っている、ということになる。例えば、北海道で小売店を経営する日本人が中国の EC サイトで品物を探し、そのページの URL を義烏にいる日本人バイヤーに送る。そうすると義烏にある日本側事務所が、中国の EC で買って、検品して、日本へ出荷する。これは統計上、通常の貿易となるようだが、実質的には、半分は EC といえよう。EC があったから初めて成り立つものなので、蓋を開けていくと、結構、電子化されている部分は広がっている。

2. 梶谷 懐 神戸大学大学院教授（補足説明）

経常収支と資本収支について私から若干補足したい。元々、中国は貯蓄が非常に多く、投資も多いが、消費に比べて貯蓄が大きいので、経常収支は黒字基調を続いていた。特に 2005 年以降は、ドルに対して為替制度の調整を始めたため、継続して元高期待が高まっており、それが資本収支の黒字ももたらしていた。経常収支が黒字、資本収支も黒字なので、外貨準備も急速に増えるというのが大体 10 年程続いていた。ところが 2013 年ごろから、米国の量的金融緩和の終了を受けてむしろ元安期待に陥り、資金の流れが変わってくる。更に経常収支の方も国内の消費が増えたため黒字額は減少している。それにも関わらず、為替レートは相変わらず余り変動せず、調整機能を持

ってこなかった。このため、大きく積みあがっていた外貨準備が減り続けているというのが現状だ。その背景となる要因は色々あって、やはり米国の金融政策がかなり効いているし、その意味では中国一国による調整は非常に難しい状況にある。

3. 陳 光輝 神戸大学大学院教授

第Ⅲ部第7章で国有企業の生産性が低いことを示すためのものとか、他にもところどころ計量分析が行われているが、一つ悩ましいところがある。

国有企業の生産性についていえば、リーマンショックを受けての「4兆元対策」が国有企業の生産性を落としたというのが定説であるし、国有企業の生産性が低いというのは、そうだろうという気がする。ただ、今の計量経済学の世界は物凄くうるさく、結果としていいことについては多分そうだとは思いますが、分析をそのまま素直に受け入れるのは難しいところがあると思う。

ストーリーは良く分かるが、このインパクトが何パーセントとか、そういうところは、そのまま引用するのはちょっと勇気がいる気がする。

4. 川島 富士雄 神戸大学大学院教授

第Ⅱ部第7章の鉄鋼に対する「隠れた補助金」というのがあるのかというところについて、P. 257 で引用されている Brun(2016) とか Haley and Haley(2013) の分析があるが、欧米の政府の発想は完全にこれらの研究の発想に支配されていて、これだけ鉄鋼産業に輸出競争力があって出てくるといのは、補助金か何かがあるに違いない。色々調べていくと、低利融資であるとか、過去に土地がただで買えてしまっているか、今でも土地を買おうとすれば安く買えていることに着目し、ダンピングだということによって輸入国がアンチダンピング税を賦課する場合もあるが、最近では補助金相殺関税という形で中国からの鉄鋼製品に対して特殊関税をかけるやり方が頻発している。

たまたま、最近、EU の中国産熱延鋼板に対する制裁関税に関する事例を国際商事法務と言う雑誌の評釈で書いたが、この中で、国有銀行の融資が低利である、本来あるべき市場の利率よりも非常に低くなっているという理由で、第7章にも出ていた沙鋼集団が実際に相殺関税を賦課される対象となっており、それ以外は首都鋼鉄の首鋼集団と言ったところが、結構、高い比率で補助金相殺関税が掛けられている。

但し、これはEU の認定の仕方が、中国の国内で鉄鋼産業を非常に優遇するとの産業政策が色々公表されており、その枠組みの中で、国有銀行なり、民営商業銀行なりが、安く融資せざるを得なくなっているという、様々な推測を土台にして、これは補助金だと認定している。個別の事例でこんな潰れそうになっている、ずっと赤字が出ているような鉄鋼企業に対して、融資の返済期限が来ると、また貸し付けるというよ

うな、本当に自転車操業で貸しているような状態が認定されており、少し異常ではあると思われるにしろ、それが政策的に行われているという認定は結構無理があるにもかかわらず補助金であると認定し、補助金相殺関税を掛けている事例が見つかった。

これは推測として、丸川先生が、これぐらい補助金が出ているのではないかと、低利融資と言えるのでは、と言っているのだが、それと照らし合わせると、なるほど、EU やアメリカはこのように低利融資や補助金と認定しているということからピタッと合うような気もするが、私は EU の認定の仕方は様々な憶測を土台として認定しているので、必ずしもこの認定が本当に妥当なものかと思悩むところである。WTO 的には OK になりそうなレベルである。解釈が色々あり、認められるレベルにはあるが、だからと言って、過剰生産能力が本当に低利融資、優遇融資を原因にこういうことが起きていると因果関係を認定するのは少し難しい気がする。

5. 梶谷 懐 神戸大学大学院教授

第7章のポイントとしては、確かに表に出ないものも含め、国有鉄鋼企業への補助金の存在は否定出来ないが、対象が全ての国有の鉄鋼会社であり、通常であれば、それだけ保護されていれば、寡占が起るはずである。寡占が生じれば過剰生産は生じない筈だが、補助金を受けてない民営企業が、独自の戦略で範囲を非常に狭めて、効率化を図り、どんどん生産を伸ばしてしまったので、鉄鋼全体でとてつもなく生産が拡大してしまった、というのが、多分、丸川さんが最初に指摘されたところで、それに関しては信憑性が高いと思う。

浦尾さんのご指摘された天然ガスを始めとするエネルギーに関する指摘は、私もその通りだと思っており、特にモンゴルは中国が買ってくれる間は景気が良い、という状況だと思う。やはり、中国のエネルギー政策に関してかなり大きな影響を及ぼすのが環境問題であることは間違いない。実際、中国の都市に継続して行かれている方であれば、2013年の状況と昨年とでは大分違うのがお分かりだと思う。空気の状態は全く異なり、改善しており、中国政府が本気でやろうとしているところがある。天然ガスやLNG等の需給状況にも影響を及ぼすのではないかという点について、当然、そのような懸念があると思う。そのような問題を見て行く際には、環境に対しても沿海部の大都市と内陸の三線都市の状況は全然違うし、環境レベルの状況が内陸部にも適用されていくのかどうか、住民の意識が高まっていくのか、などということも一つの重要な要素と考える。

以上

第2章 中国のFinTech 発展実態—現地調査からの報告

劉 亜静 広島修道大学准教授

今回の研究会では、世界的に普及の進むFinTech の概念、発展状況、伝統的な金融システムへの影響の他、とりわけ中国国内における事情について、2019年8月の現地調査の結果より一部紹介した。具体的にはFinTech の分類（主に通貨・決済、資金調達、個人資産管理、保険の4つの方面）、その発展にもたらす変革、及び中国の上海・杭州のFinTech 企業の現地調査結果（一部）を紹介した。その他、日本のFinTech の普及状況や今後のキャッシュレス社会の構築についても議論・検討した。

1. FinTech とは

“FinTech”という言葉は“Finance”と“Technology”という二つの単語を融合した造語で、正式な定義はなく、基本的にはファイナンスと技術の融合、あるいは、金融とICTを融合したサービスと認識する人が多い。しかし、それは、伝統的な金融機関の中で発展してきたような技術進歩とは若干異なる。これまでの金融業界における技術革新は、金融機関同士もしくは各金融機関内部でのもので、我々の言うFinTechとは若干異なる。金融分野におけるFinTechは、一般消費者、店舗、企業など、主に金融機関以外の主体がデジタル化されネットワークでつながることにより、ユニークで効率的な金融サービスを楽しむことができるものであるが、我々の言うFinTechは、金融機関の中の技術進歩も含む、包括的なものである。

FinTech のメインプレーヤーは起業から間もないスタートアップ企業である。スタートアップ企業は最先端技術に非常に敏感で反応力が高く、自ら構築した技術を用いたシステムや新たな金融サービスを直接消費者に提供できる。従い、スタートアップ企業の成長が、FinTech のみならず、金融業界全体の発展に、極めて大きな影響を与える。

2. 世界のFinTech 発展背景

世界では日本と比較にならないほど、速いスピードでFinTech の実用化が進んでいる。その理由はICTが発展していることにある。日本もICTは発展しているが、金融業界での活用は限定的なものである。

FinTech が発展した要因は欧米と新興国とで異なる。欧米では、金融危機による金融市場崩壊があげられる。特にリーマンショックの余波を受けた巨大投資銀行の倒産から、米国では一般市民の銀行への信用が失墜し、銀行以外の金融サービスが非常に

普及しやすい状態にあった。一方、新興国では、金融サービスが未整備であったことがあげられる。日本は伝統的に金融機関が発展しており、サービスの質レベルにおいても世界トップクラスであろう。一方で、中国やベトナムなどの新興国は依然として金融サービスが充実しておらず、その不足を埋める新たなサービスの導入が容易であった。

毎年、Z/Yen Group が国際金融センターのランキング指標として発表する the Global Financial Centers Index (GFCI24) の 2018 年版では、日本は、ニューヨーク、ロンドン、香港、シンガポール、上海に続き、第 6 位にランクされている。その理由は、お金の流れや金融環境が良く、さらには政策支援が充実している点にある。一方、FinTech 企業にとって世界の魅力的な金融都市ランキング指数 (GFHI) を発表する Global Fintech Hub Report の 2018 年版では、TOP10 に中国、米国、英国などの都市が入るものの、東京は第 13 位と大きく水をあけられる結果となった。東京も世界的な金融都市の一つではあるが、スタートアップ企業にとっては魅力的な環境が整備されているとは言えないからである。

3. FinTech の分類

FinTech は幅広い分野で浸透が進むが、その中の (1) 通貨・決済、(2) 資金調達、(3) 個人の資産管理、(4) 保険の四つの領域に焦点を当てて紹介したい。

(1) 通貨・決済

① 仮想通貨

通貨・決済の領域に仮想通貨がある。仮想通貨は、我々が現実を使う通貨のような実体はないが、利用者間で価値が認められれば、取引に利用可能な通貨になる。例えば米国の Amazon では、実物の通貨や実体経済のサポートがなくても、仮想通貨で取引できる時期があった。また、Facebook がリブラという新しい通貨の推進を図ろうとしており、今の時点で世界中の 500 以上の企業が参加意向を表明しているが、その実現性はまだ様子を見ないと判らない。

仮想通貨が誕生発展できた背景に、インターネットの発展があり、情報通信の暗号さえあれば、存在できることが挙げられる。もちろん法定通貨とは違ふし、実体経済のサポートもないため、今の時点では日本を含めた各国で、厳しく規制されるが、当初の理念どおり、仮想通貨が役割を果たせば、まずは個人間の送金が可能になる。その時には、世界中の金融機関が恐れるように、金融機関がいなくなる可能性がある。さらに、取引手数料が基本的に無料で、国単位での通貨という制約がなくなるため、

世界中に大きな影響を及ぼすおそれがある。

しかし、今の段階では、仮想通貨取引における実際の債務の解消は、現実の既存通貨と交換しないとできない。そのため、仮想通貨の悪いイメージが残りやすい。仮想通貨は様々なメリットを有するが、実現に向けて課題が多いのが現状である。また、従来の通貨のような価値の保存手段として機能するのは難しい。その理由は、価値の変動が激しく、不安定なためである。このように仮想通貨には様々な課題はあるが、そのメリットを認めて改善していく必要がある。

仮想通貨の中で代表的な存在はビットコインである。ビットコインは、2008年にサトシ・ナカモトという日本人を名乗る人物が、1本の論文をネットワーク関係者にメールしたことがはじまりとされる。近年、ビットコインは、既存の通貨交換を行う取引所において、投機的な資産運用対象とされ、投機目的の取引増大により、手数料の高騰や承認速度の遅延などのトラブルが多発したにもかかわらず、世界中で利用者の拡大が続いている。

ビットコインのシステムを動かす中心的な技術は、ブロックチェーンである。従来、金融機関で情報の処理あるいは保存の際に、基本的には中心となる中央のサーバーに集中的に記録、保存、分析するシステムであった。一方、ブロックチェーンという新しい技術では、複数の端末を利用し、各利用者あるいは各管理者が分散してネット上でお互いに情報更新することが可能である。リスク分散を実現可能で、例えば1カ所で何かあっても、残った何カ所かでは、まだ安全に情報が存在する。今後、ブロックチェーンの技術を、金融分野だけでなく、様々な分野でうまく利用することができれば、大きな技術進歩として、実用性が豊富な技術研究開発とその応用が可能であろう。

ところが、残念ながら現時点では、米国のように膨大な資金を投入しても、ブロックチェーンは開発途上にあり、特にセキュリティの部分が、完璧とは言えない。日本や米国でも、ビットコインの利用者の情報が漏れた事例が多数発生した。このため、ブロックチェーン技術に依存する仮想通貨の発展は、非常に明るい面がある一方、課題も沢山残っている。最近、ビットコイン以外にも多くの仮想通貨が作られ、日本では2018年にビットコインの取引、新規参入などの規制が厳格化された。

仮想通貨と伝統的な法定通貨あるいは日本で普及する電子マネーとの相違点については、例えば発行者であれば、仮想通貨はシステムであり、オンライン上で自動発行される。また、法定通貨であれば、政府、国、中央銀行で、電子マネーは基本的に電子マネー事業者である、などの相違点が挙げられる。その他、価値の裏付けという面では、仮想通貨はシステム全体への信頼があれば高い価値を維持可能であるが、法定通貨は国家への信頼、電子マネーは電子マネーの発行者への信頼が裏付けとなる。

それ以外に注目すべきは匿名性で、仮想通貨は取引履歴が完全に残るが、保有者の匿名性が保たれるため、仮想通貨の普及が進むと脱税やマネーロンダリングなどの違

法行為が減ることが考えられる。さらに、銀行強盗などは現金（法定通貨）が対象のため、仮想通貨あるいは電子マネーであれば現物はなく、履歴が残ることで捕まるリスクも高まり、犯罪の減少が期待される。それが国の安定にもつながるのではないかという認識が世界中に拡大している。そのように匿名性が保たれた中での取引履歴の公開は、FinTech が発展する効果の上で期待できる。

上記の仮想通貨だけでなく、電子マネーや第三者決済もある。例えば中国では既に決済の 90%以上で携帯端末（携帯電話）による電子マネーでの決済が実現している。かつて、中国は偽札が多く、中国に帰ると、100 元持っていたとしても、それが本物か信用できないときがあったが、今は全てスマートフォンで決済しているため、このような問題は回避できている。

② モバイル決済

モバイル決済とは、スマートフォン決済とも言え、スマートフォンなどの携帯端末を利用する決済方法のことである。中国に関しては、モバイル決済の普及率が高く、その要因の一つに携帯端末（携帯電話）やスマートフォンの普及がある。今の中国では、パソコン、携帯端末、スマートフォンなどの普及率が高い。日本のドコモ、ソフトバンク、au の三大会社のように、中国には、「中国移动」、「中国联通」の二大携帯電話会社があり、iPhone 以外に小米（シャオミ）などの中国メーカーが自国生産した、質の良い、安価な携帯端末が普及している。小米製品は、都市、農村部の若い世代に魅力的で、中高年層でも気軽に使うことができる。例えば、中国の実家に帰省すると、私の母は私よりも上手に使っている。

モバイル決済のメリットのもう一つは、費用を始めとする店舗側の負担が少ないことである。日本の PayPay, LINE Pay, 米国の Square 社や Paypal 社, 中国の Alipay, Wechat Pay などがモバイル決済の代表的な事例になる。従来のクレジットカードを使うときには必ず機械が必要であるが、モバイル決済は、店舗側で機械が不要で、機械の導入費用がかからない。中国では、Alipay や Wechat Pay の利用者が多く、QR コードが使われていて、会計処理の手間が削減され、消費者にもお店にも便利である。

仮想通貨の機能と似ているが、モバイル決済の実現は、犯罪や治安といった社会的なこととつながっている。私は中学生のころ、持ち歩いていた財布をすられ悲しい思いをした。今はスマートフォンが財布代わりのため、スマートフォンをなくさない限りお金の支払いなどは安心である。

日本でも、キャッシュレス社会実現に向けて、政策を掲げ取組んでいる。日本政府はオリンピックに向けて、キャッシュレス決済率を 40%とする目標を立て、需要平準化対策としてポイント返還施策に取組んでいる。しかし、大学で私の授業を履修する

300人の学生に質問をしても、LINE PayやPayPay、楽天ペイなどの利用者はわずか、1割～2割程度であった。モバイル決済が使える環境は整備されているが、現時点では、若い世代も含め使っている人は少ないのが実情である。日本では、キャッシュレス社会の目標達成には更なる取組みが求められる。

その他、モバイル決済が実現した社会では、支払・送金のコストがかからず、24時間取引できるなどの利便性をもたらすことができる。セキュリティが重視されているが、最近、中国や米国では、さらに発展し顔認証技術が利用されている。新しい技術を教科書の中にとどめておくのではなく、身近な生活の中で実用化しているところが、日本との大きな違いではないかを感じる。

(2) 資金調達

最近のFinTechの代表的な資金調達手段の一つにクラウドファンディングがある。これは、インターネットを介し、不特定多数の資金供給者を集め、資金提供する仕組みである。従来の銀行も、同じように不特定多数の人から預貯金を預かるが、異なるのは、クラウドファンディングの場合は、資金提供者が誰か分からない上、ネット環境（プラットフォームなど）を介し多くの人から資金集めが可能な点で、借手と貸手をマッチングすることでコスト削減が実現可能である。

また、インターネットの発達により、世界中から資金を集め、事業やプロジェクトを世界中で実施することも可能である。例えば日本では、資金提供者が、熱意を感じ、共感できるものに対して、資金を拠出する寄付型や投資型のクラウドファンディングが現時点で存在する。

クラウドファンディングの基本的な類型には寄付型、購入型、貸付型、投資型などがあり、このうち、日本では投資型が主体である。貸付型は、日本ではまだ法律上、許可されていない模様であるが、例えば個人と個人間の貸付であるPeer to Peer (P2P) レンディングは、中国、米国、英国で既に行われている。この中では貸付型について、借り手に関する様々な情報を、人工知能(AI)などの技術導入により、借手と貸手の間の情報非対称性を削減し、デフォルトリスクの最小化を図っている。金融機関も貸し手として参加可能で、金融機関とスタートアップ企業の連携による資金調達も可能である。その中で、P2P レンディングが個人や中小・零細企業の資金調達手段として世界中で非常に注目を集めている。

日本でP2P レンディングがどのような段階にとどまっているかを調べると、私が調べた限り、不動産業に多少存在しているものの、他産業にはあまり見られない。

(3) 個人資産管理

FinTech のもう一つの方向性として、家計の資産管理がある。FinTech の発展により、一般市民でも資産管理サービスを使うことが可能となった。PFM (Personal Financial Management) サービスを利用すると、家計簿の作成、日々の支出・収入等の資産残高の管理や資産経営などが、管理ソフトを利用して、資産管理の可視化が簡単になる。例えば、LINE Pay にはウォレットやLINE 証券があり、500 円からスマート投資ができる時代になった。また、当日のレシートをスキャンすると支出として認識され、生活費の支出入管理が簡単になった。これまでは富裕層向けに提供されてきた資産管理・運用サービスが、今や一般市民や中小企業でさえ利用可能になった。特に小規模の零細企業では会計コストなどを大幅に削減できるため、このようなサービスが本格的に展開されると、普及も早いのではないかと。

また、FinTech を利用した資産管理の代表的なものに、人間の代わりとなる、ロボットのファイナンシャルアドバイザーがある。人間の感情変動による理性的ではない判断を回避できるような、投資プランの信用度を高めるための課題として研究価値がある。その上で、機械が強みを発揮できるのがビッグデータである。その一つは、消費者の金融行動データで、これはきわめて大きな宝物である。このようなデータ分析ができれば、恐らく将来、消費者の動態や投資、資産管理などが全部把握できると推測できる。そして、データ分析やその技術の応用は、米国で出現した GAF A (Google・Amazon・Facebook・Apple (および Microsoft) の主要 IT 企業である。) のような巨大情報系企業による世界規模での支配を可能とする理由でもある。例を挙げると、例えばパソコンなどで何かを調べると、すぐに類似情報が次々と出てくる。これは基本的にデータの追跡機能を利用したものである。AI やロボットのアドバイザーは、消費者の行動情報が収集されたデータと、年齢や年収、保有資産、投資目的、リスク許容度など、金融取引に関する詳細な情報も加え、それに基づき、アルゴリズムが個人のタイプを絞り込み、最適なポートフォリオを組むと共に、運用期間中のリバランスなども自動で行う。日本は個人情報に対する規制が非常に厳しい国であるが、データ・情報分析と個人情報保護をうまく融合できれば、中国や米国のように FinTech を使った個人資産管理の進化が期待できる。

(4) 保険

保険業界は、基本的には人工知能や IoT など新しい技術が一番反応しやすい業界とも言える。最も影響を受けやすい領域の一つに、損害保険がある。例えば、車にセンサーを付けて、常に安全運転だと保険料が安くなるとか、カーシェアリングの契約者のみを対象とした割引が受けられる、テレマティクス保険という新型保険などが登場

している。生命保険の領域でも、日本では最近、老後資金2,000万円問題が大きく取り上げられているが、例えば老後資金保険など、FinTechの発展により、様々な商品やサービスが広がっていく可能性がある。こういった将来性を鑑みて、就活中のゼミ生たちには保険会社への就職を勧めている。

2年前ではあるが、1日8,000歩以上歩くと還付金が出る医療保険が売り出された。健康をもっと大切にしようという狙いに非常に合致した内容の保険で、NHKや日経新聞でも取り上げられた。

以上、四つの領域を例に話したが、FinTechの発展がもたらす、伝統的な金融システムへの影響について簡単にまとめたい。

まず、消費者にとっては、FinTechの普及により、これまでは金融サービスを受けることができなかった人たちも金融サービスの利便性を体験でき、さらに自分の意志で金融サービスを選択することが可能となる。特に、個人のデジタル情報がカスタマイズされる。

そして、ビッグデータを分析し、消費行動データを持つ企業が、未来にも適合する企業と認識されている。特に欧米の国の中には、将来、データ自体を資産として正式に認めようとする国も出てきており、これまでの実物資産に対し、デジタル化データで勝負する時代がやってきている。

また、従来、伝統的な金融機関が相手にしにくい中小企業は、情報の非対称性による財務情報の不透明性により、融資などの信用が得られなかったが、FinTechの発展により、信用獲得のチャンスが広がり、より容易に資金調達が可能となる時代が来るであろう。

金融システム全体としては、FinTechや仮想通貨の発展により、銀行が消えるのではないかといわれている。本屋に行くと、目立つところに「銀行消滅」などのタイトルの本が積んであるが、売り上げのためだと思う。断言できないが、これまでの金融システムの貢献を考えると、金融システムは消滅しないと思う。断言できるのは、FinTechの発展が金融システムに新たな変化をもたらし、今までにない金融システムの多様化や効率性をもたらすということである。例えば、今は午後3時になると銀行の窓口が閉まるが、そうではなく、もっと多様なサービスの提供の他、効率性や透明性の向上、さらには金融サービスを一般市民全員が手軽に受けられるような世界が、便利さの改善も含め、やって来ると予測できる。

もっと分かりやすく言うと、国境を越え、スムーズで自由なお金の流れができるし、新たなリスクの分析・予測手法が出てくる。ビッグデータ、ブロックチェーンなどを使うことにより個人資産の管理もできる。さらに、今までの伝統的な金融システムに比べて、圧倒的な低コストを実現できる。また、最先端技術の応用、例えばセンサー

などを使った保険なども実現できる。まさしく新しい金融世界の到来である。

世界における FinTech のディールは年々増えており、中国では FinTech 投資の中でアントファイナンスが非常に大きな割合を占める。

キャッシュレス世界が既に実現している中国では、スマートフォンがあれば交通機関を利用することが可能で、病院の予約や、オンラインで医師とコミュニケーションができるシステムもある。買い物も、海外旅行先での支払もできるので、非常に便利である。支払以外の機能として大変面白いのが、ご褒美用支払で、現地調査の際に、レストランのウェイターが胸に名札と一緒に付けた QR コードをスキャンし、チップを渡すと、サービスがとても良く、便利な使い方と思った。

3. 中国の FinTech 発展実態

上海及びその周辺エリアの FinTech 企業の現状について、現地調査の結果から一部報告したい。

P2P プラットフォームについては、中国でも FinTech の普及が始まった頃の 2011 年 6 月に運営を開始した NWD プラットフォーム（匿名）²を訪問した。入口壁面に取り付けられた大きな展示パネルに、取引相手の数や累積取引残高など、取引の様子とそれらを分析した図表がリアルタイムに表示され、非常にリアルに感じた。私たちが P2P 業界に非常に興味を持つ理由は、基本的に資金繰りが大変苦しい、中国の中小・零細企業が、P2P 業界の発展により、資金繰りが可能になったことにある。借り手は個人及び中小・零細企業が中心であるが、オンラインでのリスク管理体制により、例えば今回調査訪問した NWD プラットフォームのような企業は、自ら開発した非常に高度なリスク管理システムを通じリスクシェアリングを図り、さらに、中・高リスクの中小・零細企業への融資を実現可能にしている。

中国の P2P プラットフォームは、2010 年前後にスタートし、2012～2015 年の間に急増し、2015 年には約 3,500 社とピークを迎え、その後、2018 年には 3 分の 1 以下に減った。取引残高も、2017 年の 28,049 億元をピークに、2018 年には 17,948 億元と約 36%減少した。2015 年迄の乱立状態の中、デフォルトや詐欺などの大きな社会問題が発生したため、2016 年 8 月には政府が規制を導入し、翌 2017 年には、規制の更なる厳格化と具体化が図られ、現在は質の良いプラットフォームでさえクリアすることが大変な規制内容となっている。日本では、まず規制をかけ、法整備後にスタートするが、中国の場合は基本的に先に走らせ、途中から規制をかけるケースが多い。

資産管理会社では Kexin 資産会社（匿名）³を訪問した。株価の分析には、一般的に

² 訪問先からの要望により匿名とした。

³ 訪問先からの要望により匿名とした。

チャートを用いるが、彼らは会社の収益曲線を AI やビッグデータを使って細かく分析し、収益を安定的に確保できる形で資産を運営・管理している。この会社自体は株がメインだが、先物取引もやっている。これら取引を「量化」、すなわち数量的に見える形にし、最後には利益を出す（紅利期）のが資産管理会社で、その最大の機関が可信用量化であろうと説明があった。

次に、アントファイナンスを訪問した。Alipay やアリババと非常に関連性の深い企業である。中国の FinTech 関連企業では、最近、入口に情報をデジタル化して展示しているところが多い。また、“To make it easy to do business anywhere”、「あらゆるビジネスの可能性を広げる力になる」というアリババグループ創業者のジャック・マー氏の世界的に有名な理念が壁に掲げられている。

ここが開発した Alipay という決済ソフトは、今や世界最大級の第三者支払ソフトになっている。当初は、基本的に中小企業、個人向けのものであったが、今や中国だけでなく、東南アジアやアフリカなどの諸国にも進出している。

時間軸でみると、アリババにより、2004 年に Alipay が開始され、2009 年には Alipay 最初のスマホアプリが登場し、その後 10 年間の発展により、規模も大きくなった。この間に独自の情報処理システムを構築し、さらには海外進出も果たし、信用評価システムの提供や零細業者、一般市民への貸付など、新たなサービスを開始することで、市場への普及が大きく進み、中国での影響力はナンバーワンといわれている。

今回の現地調査で面白いビジネスモデルを視察した。それは、アリババグループの盒馬鮮生 (Hema Fresh) のビジネスで、表向きは一般的なスーパーマーケットと違いはないが、建物内には、野菜・海鮮売り場、倉庫の他、その場で調理して、レストランのように食事もできる場も設けた、新しい小売業のモデルで、オンライン売りとおフライン売りの併存モデルになっている。同じアリババグループの運送会社も使い、総合力を発揮し、非常に効率が高く、利益率も上がりやすいマーケットになっていて、従来のオンラインショッピングとは異なり、実物が見える上、情報に速やかに対応できている。

一番の特徴は、店の 3km 圏内であれば 30 分以内に届ける、非常に速い配達サービスを提供していることで、若い世代には人気である。こうした新しいスーパーマーケットのモデルが伝統的な小売業やスーパーマーケットと違うところは、消費者行動のビッグデータを分析した上で、自動化の技術を応用しスピーディに対応することにより、人件費削減に加え、鮮度も維持しながら、顧客満足度も確保できている点である。

実際に見て驚いたが、注文が入ると、最初の商品のピッキングは人が行うが、仕分けはハンギングチェーンを使い、例えば青だと野菜や肉など、それぞれ分類して速やかに必要な商品を配送する袋に入れていく。人力よりかなり速い。

さらに、実際の店舗では情報を全て QR コードで読み取ることができ、各曜日によって、その日に生産したものしか提供しないコーナーがあるなど、鮮度が維持できるシ

システムになっており、売れ行きにより陳列の増減調整もできる。AI 自動レジ機も使われており、実際に売っているものをスキャンすると、すぐにその商品情報を見られるようになっており、オンライン売上比率は、70%以上を占める店舗があるなど、人手の削減に大きく貢献している。

アリババ本社にも行ったが、確かに世界最大級の決済規模を感じた。外観から立派な建物でスタッフも多いし、いろいろなものを提供している小さな国のような感じであった。彼らは展覧館もオープンし、アリババの技術が世界中のいろいろな関心を持つグループに展開されていることを見える化し、巨大パネルで表示しており、コミュニケーションも非常に良かった。

2020年までには、恐らく6兆元の取引金額が実現できるのではないかと、我々に紹介してくれた。また、中国では11月11日はシングルの日で、独身の人たちが買い物をすると安くなるため、この日の取引量は非常に多く、2019年度の同日売上げは2,680億元にもものぼった。

アリババで発達した決済サービスにより、都市の商品が農村に流通でき、逆に、村の農産物が都市で販売できるような形で農村にもどんどん広がっており、私たちが訪問した淘宝村は、ネット小売りが産業の中心になっていた。

また、世界規模で自分たちのビジネスモデルを展開する eWTP（世界貿易プラットフォーム）というプロジェクトを実施し、世界での電子ビジネスモデルの展開を通じ、中小・零細企業の応援や、若者、女性たちの創業支援を行うなど、いろいろな活動をしている。

これは面白いと思い、彼らが開発した Smart の自動チケット販売機の写真を撮ったが、中国では農村部が広く、標準語を話さない人が主体のため、方言も認識できるような販売機も開発されている。

アリババは民間企業だが、最近は政府とのつながりも増えて、いろいろ貢献している模様で、例えば阿里云（アリババクラウド）では、「都市大脳システム」と呼ばれるものを交通ネットに応用し、日本と比べ恐らく100倍以上渋滞していた中国の交通事情を解決し、交通だけでなく、都市のいろいろな場所の管理や地理、デイサービスなどに積極的に展開している。

4. なぜ日本で FinTech の発展が遅いのか

日本でも FinTech の発展が見られないわけではない。特に最近は大企業を含む、エコシステムの構築の中で、FinTech 関連のスタートアップ企業との連携など、非常に積極的に力を入れている。日経新聞などの報道もあるが、遅れていると言っても実際にはかなり力を入れている。

もちろんキャッシュレス化が進まないのは、例えば現金を使う文化や、モバイルの

普及度がそれほど高くないとか、少子高齢化の進む中、生活全般でのデジタル化が難しいなど、日本特有の事情があるかもしれないが、顧客目線で考えると、FinTech の発展は絶対に悪いものではない。もちろんセキュリティを考える必要はあり、今後、政策支援なども必要と思うが、皆さんと意見や認識を是非共有したい。

以上

参考文献

- ① 岩村充 (2016) , 『中央銀行が終わる日-ビットコインと通貨の未来』, 新潮社.
- ② 大平公一郎(2018), 『なぜ、日本でFinTechが普及しないのか〜欧米・中国・新興国の金融サービスから読み解く日本の進む道』, 日刊工業新聞社.
- ③ 岡村秀夫・田中敦・野間敏克・播磨谷浩三・藤原賢哉 (2017), 『金融の仕組みと働き』, 有斐閣.
- ④ 小原篤次・神宮健・伊藤博・門闖 (2019), 『中国の金融経済を学ぶ〜加速するモバイル決済と国際化する人民元〜』, ミネルヴァ書房.
- ⑤ 劉亜静・地主敏樹・藤原賢哉(2019), 「中国 P2P 貸出市場の現状に関する考察ー現地アンケート調査の結果からー」, 国民経済雑誌, 220(2)p. 1-23.
- ⑥ 劉亜静・地主敏樹・藤原賢哉(2019), 「中国 P2P レンディング市場の最新動向の調査報告ーインターネット金融協会、P2P プラットフォーム、資産運用会社のヒアリング調査から見た中国フィンテック業界の今後についてー」, Graduate School of Business Administration, Kobe University, Discussion Paper Series (2019-27).
- ⑦ 劉亜静・地主敏樹・藤原賢哉(2018), 「中国 P2P レンディング市場の動向と第3者決済市場の実態調査」, Graduate School of Business Administration, Kobe University, Discussion Paper Series (2018-14).
- ⑧ 「P2P 网贷行業 2019 年 9 月月報」网贷之家, 2019 年 11 月閲覧.
- ⑨ “The Future of Finance is Emerging: New Hubs, New Landscapes Global” , (2018), Fintech Hub Report, Cambridge Judge Business School, 2019 年 11 月閲覧.
https://www.jbs.cam.ac.uk/fileadmin/user_upload/research/centres/alternative-finance/downloads/2018-ccaf-global-fintech-hub-report-eng.pdf
- ⑩ “The Global Financial Centres Index 24”, (2018), long Finance Net.
https://www.longfinance.net/media/documents/GFCI_24_final_Report.pdf
2019 年 11 月閲覧.

第3章 中国財政の持続可能性について

藤井 大輔 大阪経済大学講師

本報告では、中国財政の持続可能性について報告、議論した。報告の構成は、①中国財政に関する基礎データの紹介、②中央・地方政府間財政関係と地方政府間競争、③地方政府の財源確保の手段と持続可能性となっている。これらの報告ののち、フロアとのディスカッションを行った。以下、報告の内容をまとめた。

1. 中国財政に関する基礎データ

本節では、中央政府と地方政府の基礎的な財政データを紹介する。

1-1 国家財政の中国経済におけるプレゼンス

まず、経済規模に対する国家財政のプレゼンスを確認するために、GDP に占める中央と地方を合計した国家財政のシェアを時系列で算出した(図1)。統收統支制が行われていた計画経済期は大躍進(1958~1960)と文化大革命期(1966~1976)を除いて、財政収入、支出いずれもGDPの30パーセント弱で推移していた。改革開放後、財政請負制が行われるようになると、そのシェアは1990年代半ばにかけて継続的に約10パーセントあまりまで低下していった。1994年から分税制が実施されたが、その頃よりシェアは回復し、2018年には財政収入の対GDP比が19.9パーセント、財政収支の対GDP比は24.0パーセントまで上昇している。なお、この財政収入のデータには国債などの債券発行収入は含まれていない。

中国の対GDP比で見た国家財政規模は、世界的な水準で見ると決して高い数値ではない。例えば、日本の財政収入の対GDPは約35パーセント、アメリカでも約30パーセントと、このデータを見るだけでは、中国の国家財政のプレゼンスはそれほど大きくないということになる。しかし、後述する地方政府融資プラットフォームのように、財政データに表れない地方政府の行動が各種あるので、政府の経済的なプレゼンスはこの財政の対GDP比のデータだけでは示しきれない。

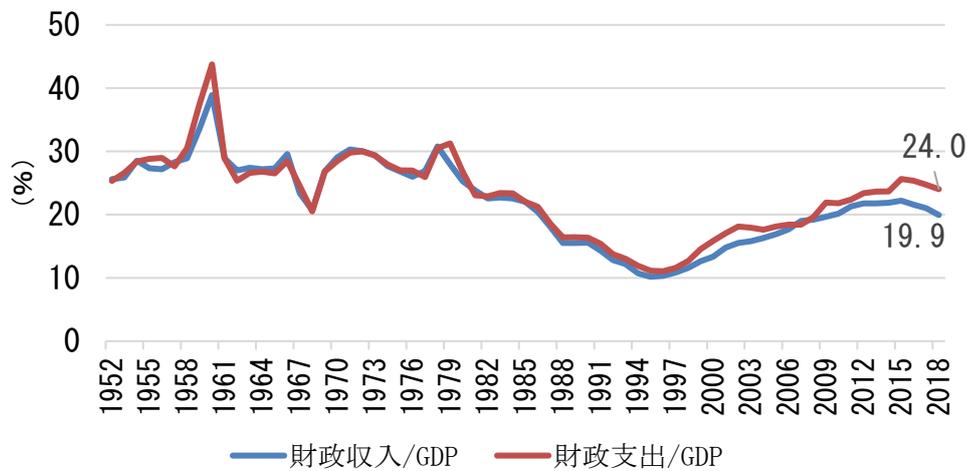


図1 国家財政収支の対GDP比

出所：国家統計局、財政部データより報告者作成

1-2 国家財政に占める中央本級の比率

つぎに、中央集権度（あるいは地方分権度）を測るために、国家財政に占める中央財政収入ならびに中央財政支出の比率を時系列で算出した（図2）。計画経済期のなかでも初期は、中央の比率が収入も支出も約8割となっており、中央集権的であった。その後、大躍進の頃に収入の中央比率は急低下し、改革開放が始まる直前には10パーセントあまりまで低下した。その一方で、支出面では中央の比率は5~6割程度までしか下がらず、収入と支出の差は、地方から中央へ上納が行われ、その上納分で中央が再分配を行っていたことになる。財政請負制が始まると中央の支出の比率が継続的に低下していき、かつ、1980年代後半からは中央の収支の比率の差がほぼなくなってしまう。これは、地方からの上納を通じた中央による再分配が機能しなくなったことを示している。実際に財政請負制期には地域間格差は広がっていった。そこで、1994年に財政請負制に代わる形で分税制を実施し、中央の権限を大幅に再強化した。その結果、国家財政に占める中央収入の比率は急上昇した。一方で、中央支出の比率は分税制開始後もむしろ低下している。分税制以降は、中央の収入が支出を大きく上回っており、これは、いったん中央が収入を集めてから地方に補助金として再分配し、地方が支出を行っていることを意味する。2018年データでは、国家財政に占める中央収入の比率が46.6パーセントであるのに対し、中央支出の比率は14.8パーセントとなっている。

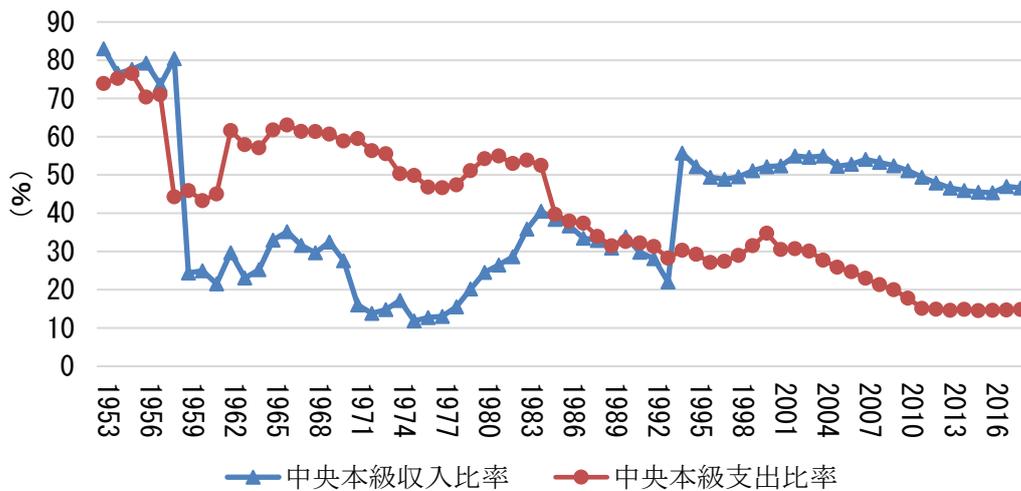


図2 国家財政に占める中央財政収支の比率
出所：財政部データより報告者作成

1-3 中央財政収支の内訳 (2018年)

続いて、財政部が公表しているデータに基づき、直近の2018年の中央と地方の収支の内訳をみていく。なお、ここでは収入の内訳には債券発行収入を含めていないので、支出が収入を上回る分のなかに債券収入が含まれる。また、日本の特別会計にあたる政府性基金の収支も含めていない。

図3は中央収入の内訳を示している。総額は8兆5456億円で、うち94パーセントが各種税収、6パーセントが非税収入となっている。税収のうち、最もシェアが大きいのは増値税で36パーセントを占め、続いて、企業所得税が26パーセント、個人所得税が10パーセントとなっている。

図4は、中央支出の内訳を示したもので、総額は10兆2388億円となっている。そのうち、再分配機能の役割を果たしている地方移転支払補助金が60パーセント、そして、中央が徴収するものの、中央と地方の間で、一定比率で分け合う共有税の地方分である地方税収返還補助金が8パーセントとなっている。つまり、中央の支出とはいえ、3分の2以上が地方への補助金となっている。さらに、国債償還のための支出が4パーセントとなっている。その結果、地方への補助金と国債償還のための支出を除いた中央政府が自身で支出できる分は、4分の1強しかないことになる。中央政府自身による支出で最も大きいシェアを占めるのが国防の11パーセントで、続いてシェアの大きい順に科学技術、公共安全、教育、一般公共サービスとなっている。

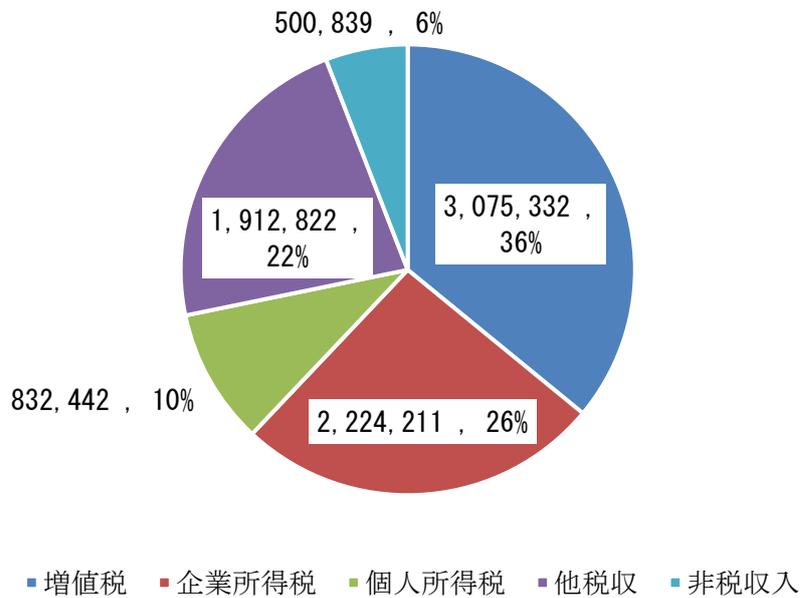


図3 中央財政収入の内訳 (百万元、%)
出所：財政部データより報告者作成

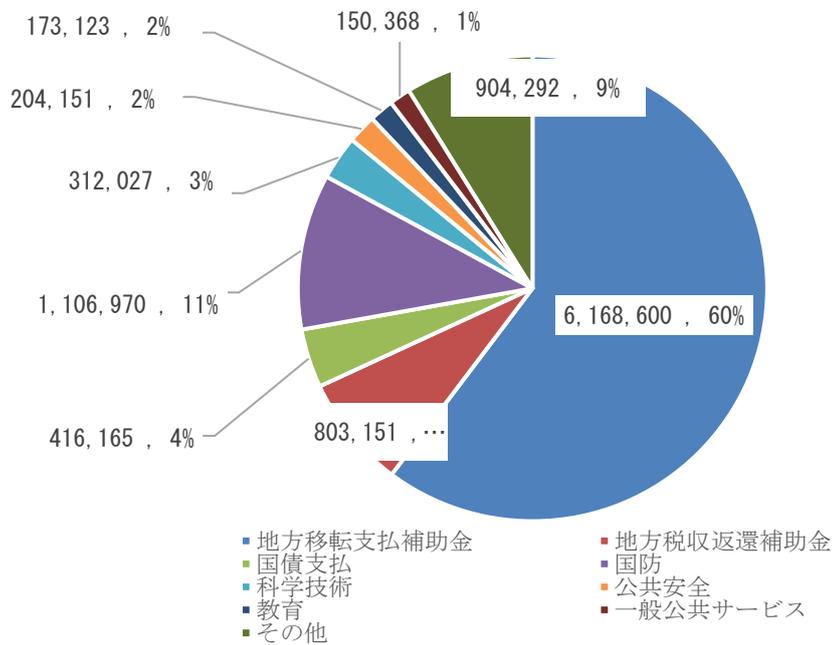


図4 中央財政支出の内訳 (百万元、%)
出所：財政部データより報告者作成

1-4 地方財政収支の内訳 (2018年)

図5は、地方財政収入の内訳である。2018年の地方財政収入の総額は16兆7584億円となっているが、そのうち42パーセントが中央からの補助金となっており、最も大きなシェアを占めている。また、非税収入が13パーセントを占めている。残りが税収によるものであるが、全体の半分にも満たない。税収のなかで最も大きなシェアを占めているのが増値税の18パーセントで、以下シェアの大きい順に、企業所得税、契約税、土地増値税、個人所得稅となつている。

地方財政支出は、総額18兆8196億円となっている(図6)。シェアが大きい順に、教育が16パーセント、社会保障が14パーセント、社区事務12パーセント、農林水産業務11パーセント、一般公共サービス9パーセント、医療衛生8パーセント、公共安全6パーセントとなっており、さまざまな目的に比較的万遍なく支出されている。なお、中国の場合、社会保障は基本的に地方政府の運営となっているので、地方の支出が大きくなっている。

ここまでで説明してきた中央と地方の支出は、日本の一般会計にあたるものであるが、このほかに日本の特別会計にあたる政府性基金と呼ばれるものがある。ここでは詳細は述べないが、規模としては、一般財政が政府性基金を上回っている。

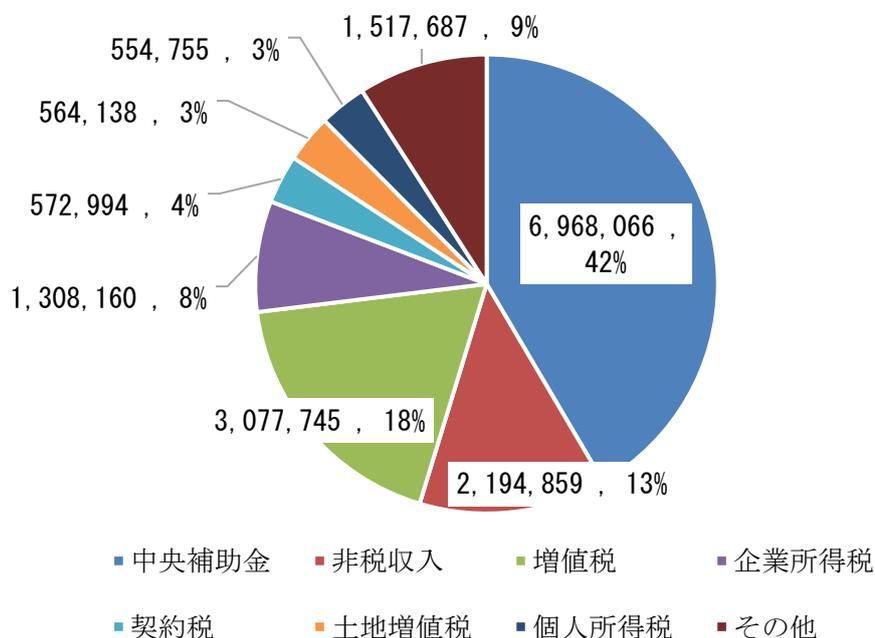


図5 地方財政収入の内訳 (百万元、%)

出所：財政部データより報告者作成

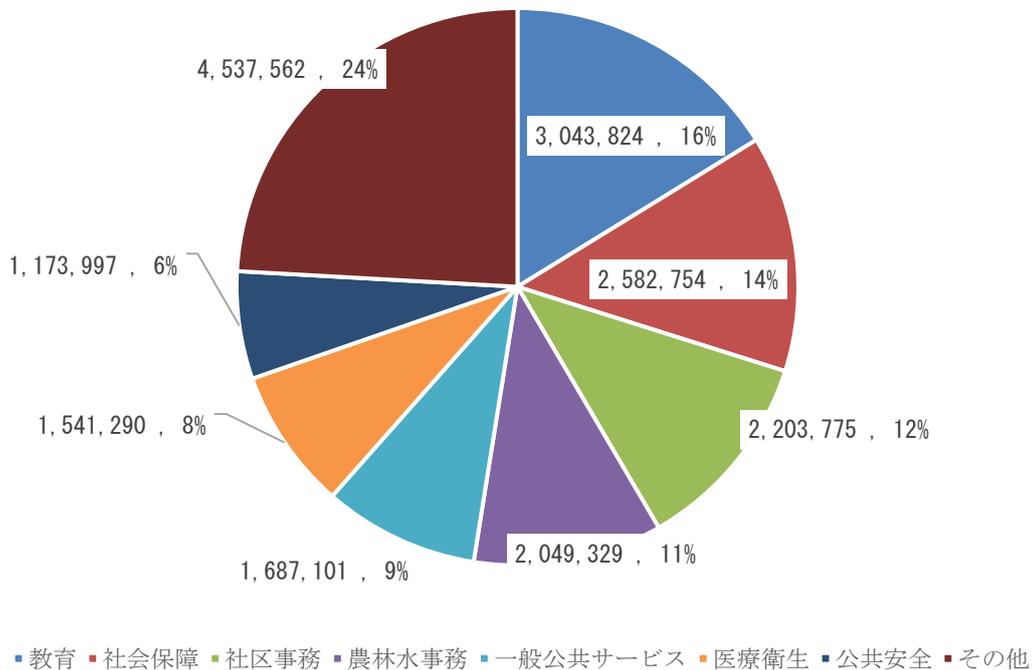


図6 地方財政支出の内訳 (百万元、%)

出所：財政部データより報告者作成

1-5 政府債務残高の推移

本節の最後に、政府債務残高についてみておく(図7)。ここまでも収支についてみてきたが、中央、地方いずれも支出が収入を上回っていた。この差額分は、おもに国債や地方債などの債券発行によって埋められ、これが累積したものが債務残高となる。財政部の統計によると、中央政府の債務残高は伸びる一方で、2018年には約15兆元となっている。また、地方政府の債務残高も伸びており、中央政府のそれを上回る約18兆5000億元に達している。また、IMFは、中央政府、地方政府、その他の政府債務残高を推計し、対GDPでの比率を公表しているが、それによると、やはり年々上昇しており、2018年には約51パーセントとなった。ただし、この比率は世界的に見てみると、決して高いわけではなく230パーセント以上になっている日本から比べるとはるかに低い。

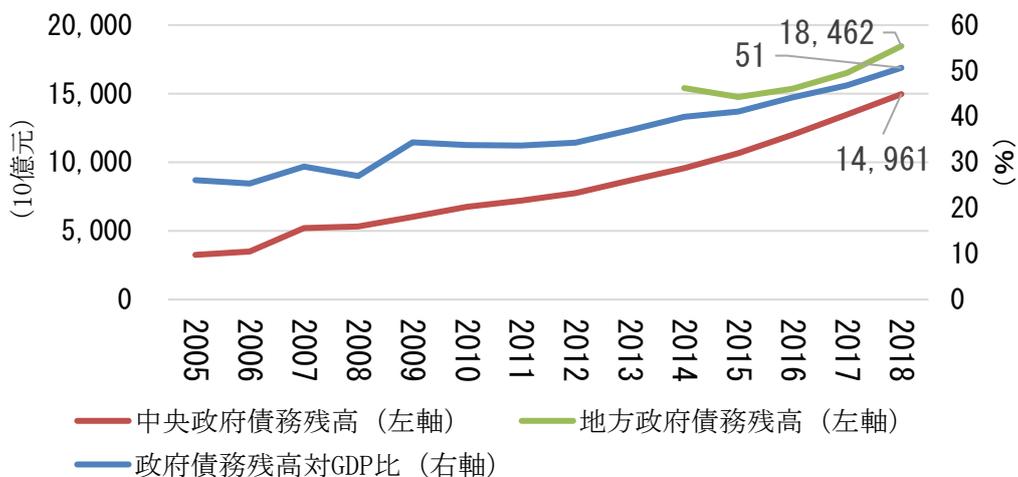


図7 中国政府の債務残高と対 GDP 比
出所：財政部、IMF データより報告者作成

以上が、財政部が公表している年次データからみた財政構造ならびに債務残高である。これらのデータを見る限りは、債務残高は増加しているものの、他国の経験から比べると維持可能な水準であると思われる。しかし、これらのデータには現れない不確定要素も存在する。次節ではその背景となっている政府間関係によりフォーカスをあてて検討していきたい。

2. 中央・地方政府間関係と地方政府間競争

本節では、前述の統計に現れていない不確定要素とその背景について、制度面も含めて説明していく。

2-1 分税制

まず、中央・地方政府間の財政関係を規定する制度として、1994年から行われている分税制がある。分税制が実施された背景としては、改革開放後導入された地方分権的な財政請負制は、地方政府に経済成長へのインセンティブとその手段を与え、沿海部の地理的条件の良い地域は経済発展が進んだ一方で、内陸部の条件の悪い地域は取り残され、地域間格差が拡大した。さらに、中央による再分配機能も弱体化していた。そこで、中央の再分配機能を強化するとともに、制度の規範化も目的として、この分税制が導入された。

その内容は、まず、全国一律の税目、税率とし、中央税・地方税・共有税の3種類に分類した。中央税は、すべてが中央政府の財政収入となるもの、地方税は、すべてが地方政府の財政収入となるもの、そして、共有税は、中央と地方の間で全国一律の比率で分け合うものである。2020年1月現在、主な中央税としては、消費税、関税な

どがある。地方税としては、契約税、土地増値税などがある。共有税には増値税、企業所得税、個人所得税などがある。企業所得税と個人所得税は1994年の分税制開始時点では地方税だったが、中央の再分配機能のさらなる強化のために、2000年代に共有税化され、現在は中央と地方が6対4の比率で分配することになっている。また、2006年には地方税だった農業税が廃止された。他には、地方から中央への上納の原因となっていた、予算外財政の整理や徴税方法の変更も前後して行われた。

その結果、中央政府の再分配機能は強化され、中央から地方への補助金の比率は上昇したものの、税収面での地方政府の自主財源の比率は低下することになった。

2-2 中国の官僚制度

地方政府間競争の背景にあるものの一つとして、官僚の昇進制度がある。表1にあるように、中国の場合、財政統計の定義と同様に、中央官僚も地方官僚も国家官僚ということになる。業績を上げることにより、下級の地方政府から上級の地方政府へ、そして、中央政府へと昇進できるようなシステムとなっている。行政職のトップは中央の國務院総理で、現在は李克強が担当している。

表1 中国の行政職の職位

級別	行政レベル	中央 (1)	省級 (31)	地級 (333)	県級 (2846)	郷級 (39945)
	行政職位					
1級	国家級正職	総理				
2-4級	国家級副職	副総理・國務委員				
4-8級	省・部級正職	部長	省長			
6-10級	省・部級副職	副部長	副省長			
8-13級	庁・局級正職	司局長	庁長・局長	市長		
10-15級	庁・局級副職	副司長	副庁長・副局長	副市長		
12-18級	県・処級正職		処長	局長	県長	
14-20級	県・処級副職		副処長	副局長	副県長	
16-22級	郷・科級正職			処長	局長	郷長
17-24級	郷・科級副職			副処長	副局長	副郷長

出所：公務員法、公務員職務与級別管理規定より報告者作成

表中の行政レベルのカッコ書きの数字は、行政区画数を示しているが、上級になればなるほど、数値は小さくなる。つまり、上級政府になればポジション数は減少していくので、上級政府の官僚への昇進をめざして、同一レベルの地方政府間の競争が生

じる (Maskin et al. 2000; 周 2007 など)。

では、どのように昇進を決定しているかという点、余緒鵬のサーベイによると以下の5つの方式でまとめられている(余 2014)。一つ目は、周(2007)などでも言及されている政績(政治成績)モデルである。これは、官僚の在任中に、管轄地域をどれだけ経済発展させたか、治安を維持したか、環境を改善したか、などといった自身の業績で決まるとされている。二つ目は、人間関係に着目したコネクションモデルである。三つ目は、学歴モデルである。当然ながら高学歴であるほうが有利で、職位表のより上位からスタートすることが法律や規定でも明示されている。四つ目は、経路依存モデルで、これまでの傾向をもとにして、後任者も決まるというものである。五つ目は個人特性モデルで、党団体などの経歴で決まるというものである。

実際には、これらの5つの方式が総合的に考慮され昇進を決定すると考えられるが、官僚が在任中に自ら努力できるのが、一つ目の政績である。政績の評価項目には、経済成長率や財政収入増加率といった経済発展に関する項目がふくまれており、昇進のためには経済発展をという動機が制度的に内包されるのである。

ここまで紹介した行財政に関する制度的な背景などを踏まえて整理すると、中国の地方政府間競争は、以下のようにまとめられる。①民主的な国家とは異なり、住民の選挙に当選しようとする動機はないが、上級政府による昇進官僚のセレクションに勝ち抜こうという動機が存在する。②そのセレクションに勝ち抜くは、管轄地域の経済パフォーマンスを上げることが必要である。③ただし、経済パフォーマンスを上げるための正規の財政的な手段は、分税制により地方政府への収入面での手段が限定されているため、もっぱら公共投資や補助金などの支出面での手段に頼ることになる。

3. 地方政府の財政確保手段と持続可能性

3-1 地方政府の財源確保

前述のとおり、中国の地方政府は、制度的に競争的な環境におかれているが、その競争に勝ち抜くためにはさまざまな手段を駆使して競争する必要がある。1994年からの分税制以降、税金による地方の財源のシェアは大幅に低下した。また、地方政府が独自に税目や税率を設定する権限も与えられていない。さらに、2015年の予算法改正までは、地方債を自主発行することも試験的なものを除き、原則禁止されていた(現在は後述の通り、一定条件下で可能)。地方政府本体が金融機関から直接融資を受けることも禁止されている。そうすると、支出面で一定の自由が認められているとはいえ、そのための財源に限られることになる。そこで、地方政府は競争に勝ち抜くための財源を確保し、公共投資などを行うために、正規の税金以外のさまざまな方法を駆使することになる。以下で正規税金以外の財源確保の4つの方法を説明していく。

3-2 土地財政

中国の土地は、都市部は国有、農村部は集団所有と、いずれも公有制となっており、実際に管理しているのは県レベルの地方政府となっている。そのため、地方政府の権限で、土地の用途を変更することが可能で、その過程で生じる転売益を政府の財源とすること土地財政と呼ぶ。

地方政府は、まず、農民に対して補償金を支払い、土地収用を行う。この補償金は、農民の年収を基準に算出するが、農民の収入は相対的に低いので、この補償金も多くはない。土地収用された農民は農地の請負権がなくなり、農業ができなくなるので、都市戸籍が与えられ、都市住民と同様に、農業以外の部門に従事することになる。

地方政府は、収用した土地を都市部での用途に変更し、開発業者に転売する。このときの地方政府と開発業者間での土地市場を一次市場と呼ぶが、売り手となる地方政府はその地域には一つしかないので、市場の構造的には、地方政府による売り手独占市場となる。そのため、地方政府が開発業者に売却する際には高めの価格がつけられることがある。そして、この開発業者への売却額と土地収用した農民への補償額の差額分が地方政府の財源となる。その後、開発業者が購入した土地は、住宅などの開発が行われ、エンドユーザーに売却される。この開発業者とエンドユーザー間の都市市場を二次市場と呼ぶが、一次市場での価格が上昇すると、二次市場での価格も上昇し、中国の不動産価格の上昇要因になっている。このような土地財政による財源確保は、収用できる土地がある限り可能であるが、当然ながら土地は有限なので、持続可能性に問題がある手段といえる。

3-3 地方政府融資プラットフォーム

地方政府が管轄地域の経済発展のために公共投資を行うが、その方法として地方政府融資プラットフォームがある。公共投資を行うためには財源が必要となるが、2015年までは地方政府が地方債を発行することは認められていなかった。また、地方政府本体が金融機関から融資を受けることも禁止されている。そこで、地方政府は公共投資を行うための特定目的会社を設立し、地方政府本体ではなく、この会社を通じて融資や債券発行を行うことで資金調達を行い、地方政府の代わりに公共投資を行う。

このような方法は、リーマンショック後にさかんに行われるようになったが、2010年代に入り、中央政府が地方政府融資プラットフォームを抑制するような文書を相次いで発布されたり、審計署による地方政府融資プラットフォームの債務に関する報告書が出されたりした。特定目的会社は「城投債」という社債を発行して、資金調達も行っているが、この債券は国債に比べると金利が高く、返済が負担となっていた。また、銀行融資の不良債権化も危惧されていた。そこで、中央政府は、地方政府に対して特定目的会社への保証などの責任を明確にするような制限を行った。このような制限が行われるようになると、もともと自転車操業的な特定目的会社は資金調達難に

陥り、一層困難に直面することになった。

地方政府融資プラットフォームによる債務は、断片的なデータしかないが、日本の会計検査院にあたる審計署の報告書によると、2010年末時点で4兆9710億元、2013年6月時点で6兆9704億元となっていた。そして、2018年12月末時点では地方政府に償還責任のある債務残高は、18兆3861億元まで膨らんでいる。

3-4 地方債

上述の地方政府融資プラットフォームによる債務が膨らんだ原因の一つとして、地方政府による財源確保の手段が限られているという点があげられる。2015年までは、試験的な発行など除き、基本的に地方債の発行は禁止されていた。そこで、2015年に予算法を改正し、地方政府による自主発行自主償還方式の地方債が解禁された。

現在、3種類の地方債が発効されており、一つ目は「一般債券」と呼ばれるものである。これは、一般公共予算の赤字分を埋めるために発行されるものである。二つ目は、「専項債券」である。これは、特定の目的、例えば道路建設や旧市街の区画整理などの目的をもって資金調達するものであり、政府性基金に算入される。三つ目は「置換債券」と呼ばれるもので、これは地方政府融資プラットフォームによって累積した債務の軽減のために発行されるものである。

地方債が発行できる主体は、地方政府のなかでも上級の省級ならびにそれに準ずる副省級市に限定されており、それより下級の地方政府は依然として地方債を発行することはできない。

一般債券と専項債券は、毎年発行上限額が設定されている。年末の債務残高などを考慮して、省・副省級市ごとに設定されている。図8は、2018年の一般債券と専項債券の発行限度額を示したものである。全国の総額は、一般債券が13兆3089億元、専項債券が10兆7685億元となっている。このように毎年発行限度額が設定されてきたが、2019年分はすでに上限額を使い切り、2020年分の1兆元を前倒して債券を発行することが2019年11月に財政部予算司より発表され、さらに2020年2月には8480億元の前倒し額の追加が発表された（財政部予算司2020）。このような限度額の事後的な拡大は、景気対策のためとはいえ、ソフトな予算制約の問題を引き起こす可能性がある。

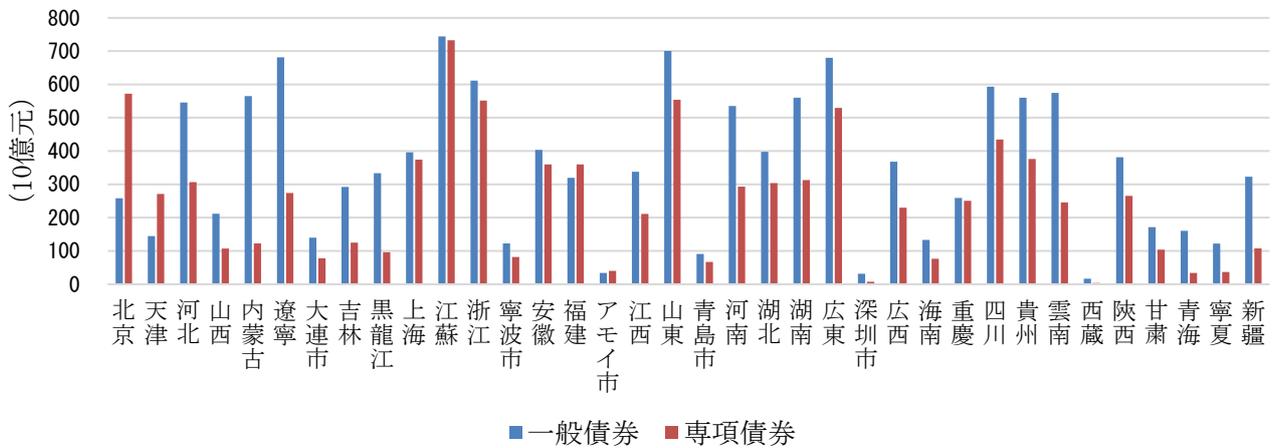


図8 省・副省級市別債券発行限度額（2018）
出所：財政部データより報告者作成

図9は、3種類の地方債の7年物の発行金利を示したものである。地方債のうち、一般債券と専項債券の金利は、同時期に発行されたものであれば、それほど大きな差はないが、地方政府融資プラットフォームによる債務の借り換えのための置換債券は若干高め金利に集中して分布している。



図9 7年物地方債の発行金利
出所：中国債券信息网より報告者作成

図10は、7年物の置換債券と地方政府融資プラットフォームによる城投債の発行金利を比べたものである。同時期に発行された置換債券と城投債の金利を比べると、明らかに置換債券の方が低金利となっており、置換債券による債務削減の効果はある

と言えるだろう。その一方で、置換債券の発行が開始されたあとも、依然として高金利の城投債は発行され続けている。これは置換債券が省・副省級市によって発行されている一方で、多くの城投債がより下級の県級などの地方政府によって発行されているからである。このことから、地方債発行開始によって、地方政府融資プラットフォームの問題が解決されたかという現状では疑問である。



図10 置換債券と城投債の発行金利

出所：中国債券信息网より報告者作成

3-5 政府和社会資本合作 (PPP)

近年、PPPによる公共投資が増加している。2013年11月に中国共産党三中全会で「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」のなかで、特許經營方式を通じた都市インフラ設備投資運営を認め、続いて2014年9月には財政部が「關於推廣運用政府和社会資本合作模式有關問題的通知」を公布したこときっかけとなっている。

地方政府からの申請に対し、財政部が一定の基準を満たしたものを認可したものは、財政部の全国PPP総合信息平台で公表される(財政部政府和社会資本合作中心 2020)。また、途中で問題が発覚した場合には、認可が取り消されることもあり、こちらも公表されている。図11と図12は、その全国PPP総合信息平台で集計されている認可済PPPの項目数と投資額の変化を段階別で示したものである。手順としては、準備段階、調達段階、実行段階、移交段階と進んで行くが、これらを総計したものは、項目数、投資額ともに近年増加し続けている。

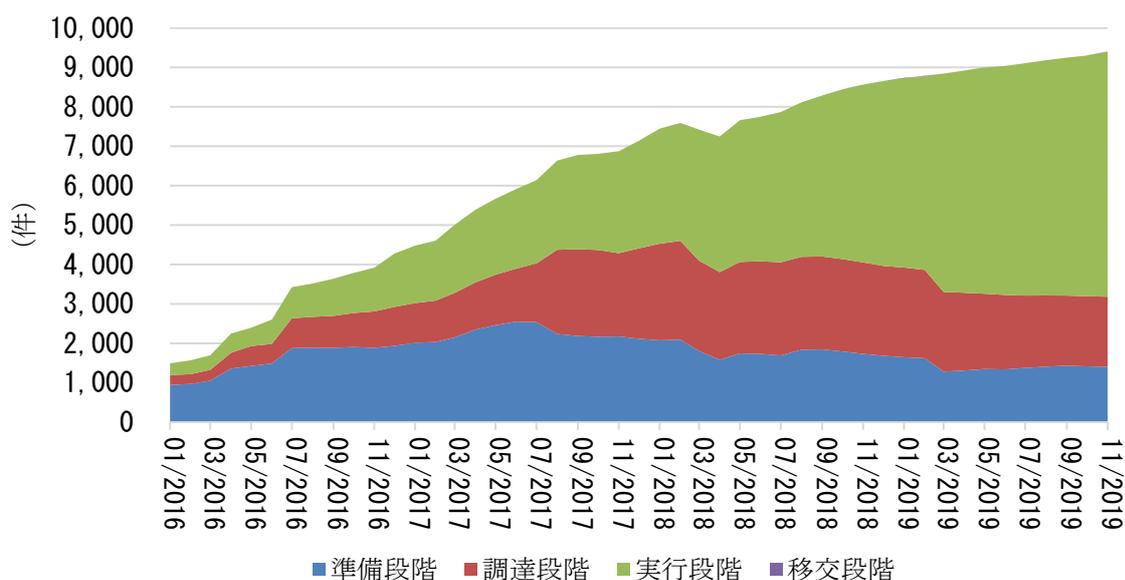


図 1 1 認可済累計 PPP 項目数

出所：全国 PPP 総合信息平台項目管理庫月報より作成

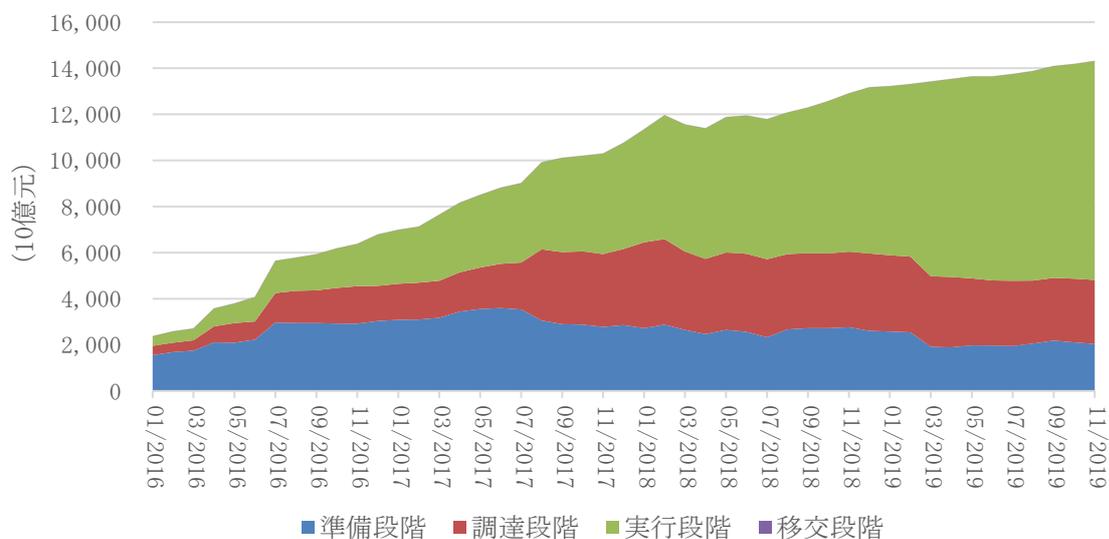


図 1 2 認可済累計 PPP 投資額

出所：全国 PPP 総合信息平台項目管理庫月報より作成

また、全国 PPP 総合信息平台によると、項目件数の分野別の内訳は多い順に、市政行程 (40 パーセント)、交通運輸 (14 パーセント)、生態環境 (10 パーセント)、城鎮総合開発 (6 パーセント)、教育 (5 パーセント)、水利 (4 パーセント)、その他と、市政行程を中心に幅広く行われている。

PPP の内訳で注目すべきは、参画企業の所有別のシェアである。シェアが大きい順に、国有企業が 52 パーセント、民営企業が 35 パーセント、香港・マカオ・台湾系を含めた外資企業が 2 パーセント、その他が 12 パーセントとなっており、国有企業が半数以上を占めている。PPP は、日本語では官民連携と訳されることが多いが、中国の PPP は必ずしも官民とはなっておらず、実際に中国の PPP に関する政府文件或ウェブサイトでも、連携するのは民間ではなく、社会資本と表現されている。一般的には、市場原理の導入や管理の効率化といった目的があり、2014 年の財政部の通知でも同様のことが示されているが、果たして目的に合致するのか継続的に注目していく必要がある。

4 まとめ

中国の地方政府は、中央のトップへと連なる昇進制度の下で、手を替え、品を替えるがごとく財源を確保し、公共投資を行い、管轄地域の経済発展を競っている。その一方で、地方財政の持続可能性に関していうと、地方政府融資プラットフォームにおけるモラルハザードや地方債発行におけるソフトな予算制約といった問題がもたらされる可能性がある。さまざまな懸念材料があるが現時点では維持可能な水準であるかもしれない。ただ、今後、少子高齢化による人口ボーナスの終了など中国の経済成長が長期的にスローダウンしていくと、財政収入の成長率も低下していくので、対策が可能なうちにさらなる制度の整備をすすめておくべきである。

以上

参考文献

International Monetary Fund (2019) *World Economic Outlook*, International Monetary Fund.

Maskin, E., Qian, Y., & Xu, C. (2000). Incentives, information, and organizational form. *The review of economic studies*, 67(2), 359-378.

財政部(各年版)『中国財政年鑑』中国財政雑誌社。

財政部予算司 (2020) 財政部提前下達 2020 年新增地方政府債務限額(財政部ウェブサイト

http://yss.mof.gov.cn/gongzuodongtai/202002/t20200211_3468495.htm , 2020 年 3 月 8 日閲覧)

財政部政府和社会資本合作中心 (2020) 全国 PPP 総合信息平台項目管理庫 (財政部ウェブサイト、

<http://www.cpppc.org:8082/inforpublic/homepage.html#/projectPublic>, 2020 年 1 月 15 日閲覧)

国家統計局(各年版)『中国統計年鑑』中国統計出版社。

余緒鵬(2014)「我国党政幹部晋昇的五種模式」、『雲南社会科学』、2014(5)、17-21.

周黎安(2007)「中国地方官員的晋昇競争錦標模式研究」、『經濟研究』、2007(7)、36-50.

第4章 中国の政治情勢

加茂 具樹 慶應義塾大学教授

中国共産党による一党体制はなぜ持続しているのか。本報告の目的は、この問題を議論するために必要な論点を整理することにある。

本報告は、まず、共産党による一党体制をかたちづくってきた制度を整理する。次に、江沢民指導部と胡錦濤指導部が、体制を持続するための「2つの制度化(権力共有と社会コントロール)」に取り組んできたことを論じる。そして、習近平指導部が、胡錦濤指導部とは異なる制度化の道(逆走)を選択していることを論じる。最後に、以上の検討を踏まえて、中国政治の今後を展望する。

1. はじめに

共産党は、1980年代に市場経済化の道を進むことを選択して以来、一党支配という「一元的な政治」と、経済発展にともない「多元化する社会」との間の矛盾に囚われてきた。

「支配を持続する」という共産党の決意はかたい。しかし、その決意を実現するために共産党が支払わなければならないコストは年々高まっている。市場経済化の進展にともない、それまで共産党が独占してきた社会資源は急速に社会全体に拡散し、社会で活動するアクター(行為主体)は多様化している。彼らは、自らの意見を積極的に発する意思を強め、自らの利益を追求するための多様な手段を手に入れている。共産党が一元的な支配を持続させるためには、こうしたアクター達に向き合う必要がある。

「アクター達と向き合う」とは、共産党が社会(で活動するアクター)から一党支配に対する支持(支配の正統性)を獲得するために、統治の「実績」(performance)を示すこと、である。「実績」とはなにか。その中心的な価値は、社会(のアクター達)が発する豊かな生活を享受したいという要求を満たすこと、である。

経済発展とともにかれらの要求は大きく変化してきた。この変化にあわせて共産党が示す「実績」のなかみも変化させる必要がある。共産党は、社会が期待している「実績」とは何か理解するために、社会が表出する要求を的確に把握し、それを実現するための政策を立案し、そして政策を的確に実施する必要がある。この変化する要求に的確に応える能力を「統治能力」と定義する。

天安門事件後に鄧小平は、共産党指導部に対して、人々の「豊かな生活を享受した

いという要求を満たす」ことに全力を傾けるべきだと強調したことがある⁴。ただし、市場経済化の道を歩むという共産党の選択は、単に、人々の物質的な生活水準の向上だけを目的としてはいない。

その目的は、プロレタリア文化大革命、そして1989年の天安門事件という国内政策の失敗によって失った、共産党による統治制度にたいする信頼を取り返すことでもあり、また東欧諸国の民主化とソ連邦の解体によって失った統治制度に対する信頼を回復することでもある。

かつてフランシス・フクヤマが述べたように、「21世紀初頭には、自由な民主主義こそが、政体の既定値（デフォルト）としての形態」であると人々は受け止めていた⁵。指導部は、そうした人々の理解を払拭し、「自由な民主主義」と並ぶ政体として、共産党による一党支配という統治のかたちを内外に示そうとしてきたとあってよい。これもまた、統治の正統性を獲得するために必要な「実績」となる。

ミラン・スボリックの研究によれば、独裁国家の政治指導者が、その政治体制を維持するためには、「権力共有」と「社会コントロール」という2つの問題を解決する必要があるという⁶。「権力共有」問題とは、独裁者と指導部内のエリート達との間のクレディブルな権力共有をどの様に実現するのかという問題である。そして「社会コントロール」問題とは、政治指導部と社会との間に相互不信をどの様に克服し、安定した関係を形成するのかという問題である。

指導部内の団結は、社会が必要としている政策課題を把握し、的確に課題を解決するための政策を形成し、決定し、政策を実施するために必要なことである。また、共産党と社会との間に安定した関係を維持することは、社会が必要としている政策課題を把握するために、そして政策を形成し、その決定、実施に必要な情報を獲得するために必要である。

過去30年間、歴代の指導部（江沢民指導部と胡錦濤指導部）は、この2つの問題を解決するための制度の整備（制度化）に取り組んできた。

制度とは互いの行動にたいする法や規範を含む共通了解（＝ゲームルール）のことである。中国政治は、「権力共有」問題を解決するための政治制度（独裁者と指導部内のエリート達との間のクレディブルな権力共有を実現するための制度）の構築に努め、「社会コントロール」問題を解決するための政治制度（政治指導部と社会との間に相互不信を克服するための制度）の構築に努めてきたといえる。その結果、1989年の天

⁴ 中共中央文献研究室編『鄧小平年譜 一九七五—一九九七（下）』、中央文献出版社、2004年、1101頁。

⁵ フランシス・フクヤマ（合田弘継訳）『政治の起源 上』講談社、2013年、26-27頁。

⁶ Milan W. Svobik, *The Politics of Authoritarian Rule*, Cambridge University Press: New York, 2012.

安門事件以降、共産党の指導部は分裂することなく、また共産党に挑戦する政治勢力は登場してこなかったといつてよい。

しかし、習近平指導部は、これまでの歴代の政治指導部がすすめた「制度化」の道とは逆の道を選択しているようにみえる。

2. 2つの制度化

1992年10月に開催された中国共産党第14回全国代表大会（以下、14回党大会）以降、江沢民指導部と胡錦濤指導部は、「権力共有」問題と「社会コントロール」問題を克服するために、2つの制度化に取り組んできた（表1を参照）。

表1 2つの制度化

権力共有：power sharing
(1) 権力継承の制度化
(2) 政治指導部（中央政治局と中央政治局常務委員会）の分業化と専門化
(3) 幹部任用選抜の制度化
社会コントロール：control
(4) 政治参加の制度化

2-1 権力共有問題を解決するための制度

権力共有のための制度化とは、独裁者と指導部（内のエリート達）との間でクレディブルな権力共有を実現するための制度の整備のことである。

この制度は3つの制度の束である。それは、権力継承の制度化、分業責任の制度化と専門化、そして幹部任用選抜制度の制度化である。

権力継承の制度化

1990年代以降、指導部（中央政治局および中央政治局常務委員会）は、権力継承の予測可能性を確保するために、将来の中央総書記と国務院総理の候補を、早い時期から、指導部の一員として抜擢するという人事制度を堅持してきた。そうした人事制度は、権力継承期における政治的混乱の回避に貢献し、平和的で秩序ある権力継承の実現に貢献したといつてよい。

毛沢東の死去以降、共産党主席あるいは中央総書記の職位は、華国鋒、胡耀邦、趙紫陽、江沢民、胡錦濤そして習近平へと継承されてきた。このうち政治的混乱をともなわずに平和裡な権力継承が実現できたのは、江沢民から胡錦濤、胡錦濤から習近平への継承だけである。

江沢民指導部から胡錦濤指導部への権力継承は、1992年10月の中国共産党第14期全国代表大会第1回中央委員会総会（以下、14期1中全会）がはじまった。

この会議は、江沢民を共産党中央委員会総書記（中央総書記）に再任した（江沢民は1989年6月以来中央総書記）。そして次期の中央総書記となる胡錦濤は中央政治局常務委員と筆頭の中央書記処書記に選出され、次期の国務院総理となる温家宝は、中央政治局候補委員、中央書記処書記に選出された。

その5年後の1997年9月に開催された15期1中全会は、江沢民が再度中央総書記に、胡錦濤も再度中央政治局常務委員に選出された。そして1998年の全国人民代表大会（以下、全人代）は、国家主席に江沢民を、副国家主席に胡錦濤を選出した。このとき温家宝は、中央政治局委員に選出された後の1998年3月に朱鎔基国務院総理の下で副総理に選出された。

2002年11月に開催された16期1中全会では、江沢民が中央総書記に選ばれず、胡錦濤が中央総書記（中央政治局常務委員）に選出された。そして翌年3月の全人代で温家宝は国務院総理（中央政治局常務委員）に選出された。こうして江沢民指導部から胡錦濤指導部への権力継承は、10年を経てほぼ完了した。

ただし軍権の継承は、共産党と国家の権力継承よりも遅れた。胡錦濤は、1999年9月の15期四中全会で共産党中央軍事委副主席に、同月の第9期全人代常務委第12回会議で国家中央軍事委副主席に選出されたのが軍権移譲の開始である。胡錦濤が共産党中央軍事委主席に就いたのは2004年9月であり、国家中央軍事委主席に就いたのは2005年3月であった。共産党総書記と国家主席の継承と比較して、共産党中央軍事委主席と国家中央軍事委主席の継承は3年遅れた。

分業責任の制度化

1992年10月に開催された14回党大会以来、中央政治局および中央政治局常務委員会の構成員達のあいだでは、国家運営にかかわる活動（党務と国務）の分業責任制が定着している。

表2は、毛沢東死去後、指導部人事に大幅に変更のあった中央委員会会議を一覧にしたものである。同中央委員会で選出された中央政治局委員は、党務と国務における主要な部門を分担していることを確認できるだろう。

1982年の12期1中全会で選出された6名の中央政治局常務委員は、中央顧問委員会主任と中央軍事委主席、中央軍事委副主席、総書記、国家主席、中央紀律検査委員会書記の職務を分担していた。

その後、1992年10月の14期1中全会で選出された7名の中央政治局常務委員は、中央軍事委主席、中央軍事委副主席、中央総書記、国家主席、国務院総理、国務院副総理、全人代委員長、全国政協（中国人民政治協商会議全国委員会）主席の職務を分担していた。この分担の構図は、その後の四半世紀は、ほぼ変わることなく、現在の習

近平指導部の業務分担にまで継承されている。

表2 政治局常務委員会における業務分担

会議	開催年(年月)	人数	中央顧委主任	中央軍委主席	中央軍委副主席	総書記	国家主席	国家副主席	國務院総理	國務院副総理	全人代委員長	全国政協主席	組織工作	宣伝工作	紀律检查工作	政法工作
11期 1中全会	1977.08	5		○	○				○	○	○	○				
11期 3中全会	1978.12	6		○	○				○	○	○	○			○	
11期 5中全会	1980.02	7		○	○	○			○	○	○	○			○	
11期 6中全会	1981.06	7		○	○	○			○	○	○	○				
12期 1中全会	1982.09	6	○	○	○	○	○		○						○	
12期 4中全会	1985.09	5	○	○		○	○		○						○	
政治局 拡大会議	1987.01	5				○	○		○						○	
13期 1中全会	1987.11	5			○	○			○	○				○	○	○
13期 4中全会	1989.06	6				○	○		○	○			○	○	○	○
14期 1中全会	1992.10	7		○	○	○	○		○	○	○	○	○			
15期 1中全会	1997.09	7		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	
16期 1中全会	2002.11	9			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16期 4中全会	2004.09	9		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17期 1中全会	2007.10	9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18期 1中全会	2012.11	7		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	
19期 1中全会	2017.10	7		○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	

筆者作成

指導部内の分業責任制の徹底は、指導部構成員の担当業務の分業を明確化し、指導部構成員の専門化を促した。その結果、将来の中央総書記や國務院総理候補だけでなく、将来の全人代委員長や全国政協主席等の候補者が指導部内で育成されてゆく経路が形成されたとはいえ、指導部構成員の分業化と専門化を一層に定着させた。

指導部の分業化と専門化の定着は、総書記制という集団指導体制の制度化にも貢献

したといえよう。1982年9月の12回党大会で採択された党規約に示されている総書記制は、今日まで維持されている。

総書記制とは、中央総書記に指導部（中央政治局および中央政治局常務委員会）の活動を「取り仕切る」権限を与えず、中央総書記に「中央政治局会議および中央政治局常務委員会を招集することに責を負う」権限を付与し、そして中央政治局および中央政治局常務委員会の日常の業務を務める中央書記処の活動を「取り仕切る」権限を与える制度である。

12回党大会に際して党規約にかんする記者会見に答えた胡喬木（中央政治局委員）は、政策の決定を行う中央政治局会議および中央政治局常務委員会での総書記の権限が、「取り仕切る」のではなく「招集する」ことになったことの意味について、「個人による過大な集権と専断を再度発生させないようにするため」と説明していた。

こうして江沢民指導部そして胡錦濤指導部は、1990年代以降、分業責任が保たれた集団指導という制度を継承してきた。

幹部任用選抜の制度化

1990年代以来、江沢民指導部と胡錦濤指導部は、共産党と国家の幹部を任用選抜する過程に、競争原理と定年制を導入した。それらを導入した目的は、任用選抜過程における縁故主義や情実主義の影響をあらため、人事の公正化を図るためであった。

江沢民指導部から胡錦濤指導部への権力継承直前の2002年7月に「共産党と政府の指導的地位にある幹部の任用選抜条例（党政領導幹部選抜任用工作条例）」が発表された。これは、当時、党政幹部の縁故や情実人事の問題を克服するために競争的制度の導入を明記した党内の規約として注目された。また、同条例が発表されるよりも前の2000年6月に示された「幹部人事制度改革を深めるための要綱（深化幹部人事制度改革要綱）」は、既に競争的制度を導入する方針を確認していた。その後、胡錦濤指導部は、2006年6月に県レベル以上の党政幹部の任期制を「共産党と政府の指導的地位にある幹部の職務任期の暫定規定（党政領導幹部職務任期暫行規定）」を制定していた。

江沢民指導部の末期からはじまった人事制度改革の集大成的な意味を持つ取り組みが、2007年10月の17回党大会と2012年11月の18回党大会で実施された、中央政治局委員レベルの共産党と国家において指導的地位に就く幹部の選抜であった。この幹部任用選抜が「民主推薦」といわれる⁷。

⁷ 「為了党和国家興旺發達長治久安—党的新一屆中央領導機構產生紀實」『人民日報』2007年10月24日。Party Polls 370 Members on Choice of Top Leaders, *South China Morning Post*, June 8 2012. 「開創中国特色社会主義事業新局面堅持領導集体—党的新一屆中央領導機構產生紀實」『人民日報』2012年11月16日。「最高領導集体如何選出：預備人選民主推薦」『瞭望 東方周刊』2012年11月19日号。

「民主推薦」がはじめて実施されたのが、17 回党大会を前に開催された 2007 年 6 月 25 日に北京で党員領導幹部大会である。この大会で、第 17 期の中央政治局の構成員に相応しい幹部党員の「民主推薦」が実施された。「民主推薦」とは、合計 400 人あまりの第 16 期の中央委員と中央委員候補および関連する幹部党員が、対象者が記された名簿のなかから、相応しい幹部党員を推薦する（選ぶ）ことを指す。そして、この結果をふまえて作成された第 17 期の政治局委員の草案名簿は、2007 年 9 月 27 日の中央政治局常務委員会で審議され、2007 年 10 月 8 日の中央政治局会議で決定された。

この次に「民主推薦」が実施されたのが、18 回党大会を前にした 2012 年 5 月中旬ごろに北京で開催された党員領導幹部大会である。この大会では、約 370 名の第 17 期の中央委員と中央委員候補および関連する幹部党員が、2007 年と同じように、新しい中央政治局（第 18 期）の構成員に相応しい幹部党員を「民主推薦」した。

これに加えて、同大会は、第 18 期の中央政治局常務委員会の構成員に相応しい幹部党員についても「民主推薦」した。そして最終的に党中央が、この「民主推薦」の結果を考慮して、第 18 期中央政治局の構成員案を作成した。

2-2 社会コントロールを解決するための制度（政治参加の制度化）

1990 年代以降、指導部（中央政治局および中央政治局常務委員会）は、「社会コントロール」問題（政治指導部と社会との間に相互不信をどの様に克服し、安定した関係をどの様に形成するのかという問題）を克服するために、その制度化に取り組んできた。

共産党と社会との間に安定した関係を維持することは、社会が必要としている政策課題を把握するために、そして政策を形成し、その決定、実施に必要な情報を獲得するために必要である。

指導部（江沢民指導部と胡錦濤指導部）が推進した社会コントロールの制度化が、政治参加の制度化である。ここでいう「政治参加」とは、自由民主主義国家における政治参加を意味していない。「政治参加」とは、有権者である国民が国家指導者を選挙によって選出する機会を得ることではなく、政策決定と政策実施の過程への多様な意見の反映であり、「パブリックコメント」といわれる「社会の人々から広く意見や情報を募集し、政策過程に反映させようとする取り組み」のことを指す。

そして指導部が、社会コントロールを解決するために提起した概念が「秩序ある政治参加」である。この概念が、共産党の公式文献においてはじめて言及されたのは、2000 年 10 月に開催された 15 期 1 中全会が採択した「国民経済と社会発展第 15 期五カ年計画について共産党が策定した建議」においてである。

その後の 16 回党大会での報告でもこの言葉が言及されている。そして 2004 年 9 月に開催された 16 期 4 中全会が採択した「共産党の政権担当能力建設の強化に関する決定」（「決定」）は、共産党の政権担当能力と関連付けて「秩序ある政治参加の拡

大」のための具体的方針を示した。

胡錦濤指導部がこの概念を提起したねらいは、「決定」の発表後に曾慶紅国家副主席が『人民日報』に寄稿した署名入り文書のなかで簡潔に説明している⁸。

曾は、当時、一人あたりの国内総生産額（GDP）額が1000ドルから3000ドルを超えようとしているという数値を示しながら、中国社会の現状と政権の課題を次のように説明していた。

中国社会は「黄金発展期」にあるように見えるが、同時に、この時期に取り組む改革は社会の利益関係の構造に様々な影響をあたえるため、「改革と発展の成果を享受する程度は、異なる人、異なる集団の間で違ってくるのは避けられない」。したがって中国社会は「矛盾が突出する時期」にある、ともいえる。政権は「改革と発展の正念場にさしかかっている」⁹。

そして「決定」は、経済発展が進んでいる地域や優位な発展を実現している分野や人々の発展の活力を擁護しつつも、発展が遅れている地域や比較的困難な状況に追い込まれている分野や人々に対しても配慮する必要があると確認した。そして「決定」は、社会全体が団結し協力する環境（政治制度）を作り上げること、各分野の利益関係を適切に調整して「人民内部の利害対立」を処理する必要があること、を確認していた。なお、こうした情勢認識は、胡錦濤政権の重要な政治スローガンである「調和する社会」、「科学的発展観」と密接に関連している。

この後、胡錦濤指導部は「秩序ある政治参加の拡大」という概念を充実させていった。2006年10月に開催された16期6中全会が採択した「公報」は、「人民の知る権利、

参加する権利、意見を表明する権利、監督する権利を法に基づいて保障する」こと、「社会構造と利益の枠組みの発展と変化に応じて、利益調整のメカニズム、請願を表出するメカニズム、利害対立（矛盾）を調整するメカニズム、権利を保障するメカニズムを科学的に作り上げてゆく」こと、そして「民意を表出するチャンネルを広げる」こと、が書き込まれていた。この「公報」が、保障されるべき人民の権利として、従来から言及されてきた三つの権利（「知る権利」「参加する権利」「監督する権利」）

⁸ 曾慶紅「加強党的執政能力建設的綱領性文献（学習貫徹十六届四中全会精神 加強党的執政能力建設）」『人民日報』2004年10月8日。

⁹ 「秩序ある政治参加」という考え方は、政治体制の安定性とは政治参加の程度とその制度化の程度の比率に依存するという、サミュエル・ハンチントンの議論を想起させる（サミュエル・ハンチントン『変革期社会の政治秩序 《上》』（サイマル出版会、1972年）および同書下巻。なお、曾は、ソ連および東欧諸国の共産党政権が長期間の執政の後に人心を失い、結果として政権を喪失したことは深刻な教訓であったと述べており、この経験は「秩序ある政治参加」の必要性を政権が認識する要因の一つであったと指摘している。

に加えて、「意見を表明する権利（表達権）」を提起したことは、注目を集めた。

そして2007年10月の17回党大会での活動報告「中国の特色のある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ小康社会の全面的建設の新たな勝利をかちとるために奮闘しよう」は、16期6中全会で確認した方針を再確認するとともに、「人民の政治参加意欲の絶えざる増大に呼応しなければならない」ことを確認した。

この「秩序ある政治参加の拡大」という概念を継承し、その後、指導部が積極的に言及した概念が「協商民主」である¹⁰。

「協商民主」とはDeliberative Democracyの中国語訳であり、日本語では熟議民主主義と翻訳されている。しかし、この「協商民主」は熟議民主主義とは全く異なる概念である。熟議民主主義は自由で公正な選挙によって国家指導者を選ぶ自由民主主義国家において、民主的制度の機能を補完するための概念や制度と理解されている。しかし中国政治の文脈においては、共産党の一党体制下の選挙制度（「選挙民主」）を補完する制度だと理解されている。

「協商民主」という概念は、2006年2月に決定された「中共中央による人民政治協商の活動を強化する意見」（「意見」）が言及してから、公式文献で提起されるようになった¹¹。先行研究によれば、「協商民主」は、複数の地方において実験的に実践されている¹²。

同「意見」によれば、「協商民主」と「選挙民主」は「社会主義民主の二つの重要な形式」であり、相互補完的な役割を担っている。「選挙民主」とは「人民が選挙と投票をつうじて権利を行使すること」であり、人民の権力が授権される過程の民主と説明された。「協商民主」とは、政策決定を下すまでの過程に様々なアクターが関与する過程の民主であり、その過程で十分な話し合い（協商）をおこない、政策決定（問題）

¹⁰ 「協商民主」についての優れた先行研究として、鈴木隆『中国共産党の支配と権力 党と新興の社会経済エリート』（慶應義塾大学出版会、2012年）、中岡まり『『協商民主』と地域社会——協商民主に探る新たな公共性創出の可能性』、小嶋華津子・島田美和編著『中国の公共性と国家権力 その歴史と現在』（慶應義塾大学出版会、2017年）149-170頁、江口伸吾「現代中国における『協商民主』の展開と国家ガバナンスの再構築—基層社会の『民主懇談』、『郷賢参事会』を事例にして—」『東北アジア研究』第29号（2018年3月）、53-69頁などがある。

¹¹ 政協全国委員会弁公庁、中共中央文献研究室編『人民政協重要文献選編（下）』中央文献出版社・中国文史出版社、2009年、792-804頁。

¹² 陳奕敏主編『從民主懇談到参与式預算』世界知識出版社、2012年。李凡主編『中国参与式預算：观点與实践』世界與中国研究所、2016年。朱聖明『民主懇談 中国基層協商民主的温岭实践』復旦大学出版社、2016年。葉清逸、項皓、李凡「参与式預算的突破：海口美蘭区的“雙創微实事”試驗」『世界與中國事務』総第11期（2017年、春季號）、11-46頁および戴雨晴「社区治理與服務的新突破：美区第二輪参与式預算」『世界與中國事務』総第16期（2018年、夏季號）、53-58頁。

について可能な限り意見の一致を得ることであると説明された¹³。胡錦濤政権は、この後の2012年11月の第18回党大会での報告に、「協商民主を広範に、多層的に、制度化の発展を推進する」という言葉を書き込んでいる。

3. 逆走する「制度化」

しかし、習近平指導部は、江沢民指導部そして胡錦濤指導部が推進してきた「2つの制度化」の取り組みとは異なる制度化の道を選択した。江沢民指導部そして胡錦濤指導部の25年間の中国政治は、1989年の天安門事件の再現がなく、比較的安定していた。その要因が、「2つの制度化」が、「権力共有」問題と「社会コントロール」問題の克服に貢献していたのだとすれば、この「2つの制度化」とは違う道を選択した中国政治は不安定化してゆくようにみえる。

3-1 権力継承の制度化について

まず、習近平指導部は「権力継承の制度化」を停止した。指導部は、その第2期目の指導部が発足した19回党大会とその後の19期1中全会において、習近平の後継となり得る政治指導者を指導部（中央政治局および中央政治局常務委員会）に選出しなかった。習近平の後継となる政治指導者は明らかではない。またその翌年3月第13期全人代第1回会議で中華人民共和国憲法を修正し、国家主席の連任制限を撤廃した。この結果、習近平は2022年の20回党大会以降も中央総書記の地位を維持するのではないかと論じられるようになった。

3-2 分業責任の制度化について

また、「分業責任の制度化」を止めた。その象徴的な事例が、19回党大会の直後に開催された中央政治局会議が採択した「党中央集中統一領導の強化・維持に関する中央政治局の若干の規定」（以下、「規定」）である¹⁴。

この既定は、（1）中央政治局委員が党中央と総書記に対して書面で業務報告をおこ

¹³ 「協商民主」の考え方は、民主主義の有効性あるいは政治体制の正統性を、“input legitimacy”と“output legitimacy”そして“throughput Legitimacy”に分解して整理しようとする議論のうちの“throughput Legitimacy”に関する論点と類似している。Scharpf, F. “Problem-Solving Effectiveness and Democratic Accountability in the EU”, *MPIfG Working Paper* 03/1, (URL www.mpifg.de) およびSchmidt, Vivien A. Democracy and legitimacy in the European Union revisited: Input, output and ‘throughput’, *Political Studies*, 61, (2013), pp. 2-22.

¹⁴ 「中共中央政治局招会会議 研究部署學習宣傳貫徹黨的十九大精神」『人民日報』2017年10月28日。

なうこと、(2) 中央書記処と中央規律検査委員会、全国人民代表大会常務委党組、国務院党組、人民政治協商会議全国委党組、最高人民法院党組、最高人民検察院党組が毎年、中央政治局常務委員会、中央政治局に対して業務報告することを定めた。

この結果、中央総書記と他の中央政治局委員との間には「報告する者と報告を受ける者」という関係がかたちづくられた。この「規定」の登場は、中央総書記制の主席制的運用がはじまったと理解してもよいほどのインパクトがあるものだった¹⁵。中央総書記は指導部（中央政治局および中央政治局常務委員会）の活動を「取り仕切る」のではなく、中央総書記は「中央政治局会議および中央政治局常務委会議を招集することに責を負う」権限があたえられている。これが、事実上、「取り仕切る」に近い権限を付与され、党規約を書き換えるような運用がはじまっているように見える。

3-3 幹部任用選抜の制度化

「幹部任用選抜の制度化」の歩みも変化した。習近平指導部は、19回党大会の中央政治局および政治局常務委員を選出するにあたって、17回党大会そして18回党大会時に採用した「民主推薦」を実施しなかった。

そもそも習近平指導部は、政権が誕生した直後から、胡錦濤指導部期に導入された幹部任用選抜制度の大幅な見直しに着手していた。指導部は、比較的早くに、前政権期の取り組みを否定する改革に着手したとあってよい（表3）。

2012年11月に中央総書記に選出されたばかりの習近平は、2013年6月の全国組織

¹⁵ 興味深いことに、こうした報告は2015年から毎年1月に開催が報道されている中央政治局常務委員会会議において実施されている。このことは、2015年から実験的にはじまった総書記制の主席制度的運用が、2017年10月の中央政治局会議で制度化されたといってもよい。「中共中央政治局常務委員会招開會議 聽取全國人大常委會、國務院、全國政協、最高人民法院、最高人民檢察院黨組匯報」『人民日報』2015年1月17日、「中共中央政治局常務委員会招開會議 聽取全國人大常委會、國務院、全國政協、最高人民法院、最高人民檢察院黨組匯報聽取中央書記処工作報告」『人民日報』2016年1月8日、「中共中央政治局常務委員会招開會議 聽取全國人大常委會、國務院、全國政協、最高人民法院、最高人民檢察院黨組匯報聽取中央書記処工作報告」『人民日報』2017年1月11日、「中共中央政治局常務委員会招開會議 聽取全國人大常委會、國務院、全國政協、最高人民法院、最高人民檢察院黨組匯報聽取中央書記処工作報告」『人民日報』2018年1月16日、「中共中央政治局常務委員会招開會議 聽取全國人大常委會、國務院、全國政協、最高人民法院、最高人民檢察院黨組匯報 聽取中央書記処工作報告」『人民日報』2019年1月8日。なお、習近平の政治的権威を表現する概念として現在定着している「党中央集中統一領導」という表現が、（習近平政権下で）はじめて登場したのは、上記の2015年1月17日付け『人民日報』記事である。「規定」は、現在の中国政治（習近平政権）の特徴（トップダウン的で集権的な政治）を最も体現しているもの、と理解してもよいのではないだろうか。

工作会議に出席し幹部任用選抜制度の改善の必要性を提起した。そして2013年12月の中央政治局会議は、既存の2002年7月に制定された「共産党と政府の指導的地位にある幹部の任用選抜条例（党政領導幹部選抜任用工作条例）」を修正した。中央総書記に選出されて直ぐに習近平が、胡錦濤指導部期の「党政領導幹部選抜任用工作条例」を改め、新しい条例を制定したのは、党と政府の指導的地位にある幹部の選抜過程に競争的制度が導入されることを忌避したからである。幹部の任用選抜過程に投票制度が導入されたことによって、得票数の多寡、選抜過程に実施される試験の点数、GDP、そして年齢が、任用選抜の基準となることを是正しようとした。「党政領導幹部選抜任用工作条例」の内容を説明する学習読本は、投票結果が幹部の任用選抜の基準となることによって、票の買収といった腐敗汚職が発生したことが問題の1つであったと、説明していた。

こうした結果、17回党大会や18回党大会の直前に実施された「民主推薦」は取りやめとなり、代わって19回党大会（2017年11月）の直前に「懇談調査」が実施された。「懇談調査」とは習近平による懇談調査である。

2016年2月に中央政治局常務委員会は「幹部考察領導小組」の設置を決定（以下、「領導小組」）した。この領導小組の組長に習近平が就任した。このことは、習近平は19回党大会をめぐる人事は「民主推薦」に委ねることなく、自らが主動して人事を動かすことを内外に示すものであった。

2016年6月、中央政治局常務委員会が「19期中央委員会と紀律検査委員会人事の準備工作を真剣に執り行うことに関する意見」を承認し、さらに同年7月に領導小組が「19期中央委員会・紀律検査委員会の人選考察工作総体法案」を承認した。これをうけて2016年7月から17年6月までの間に領導小組が46の考察組を組織して、31の省区市と124の中央国家機関、中央金融企業、在京中央企業等に対して考察を実施した。これとは別に中央軍事委も10の考察組を組織し、全軍29の大単位と軍事委部門、戦区級に考察組を派遣して、視察したという。

こうした考察を踏まえて領導小組は、都合7回の会議を開催し、会議の結果を6回の政治局常務委に報告し、19期中央委員会・紀律検査委員会の候補リストを作成した。領導小組は各省での調査をつうじて、のべ1500人と懇談したという。

この準備と並行して習近平は、2017年年初から、どの様に新しい中央政治局と中央政治局常務委、そして中央軍事委の人事をすすめてゆくのかについて、中央政治局常務委委員から意見を聴取した。そして2017年4月の中央政治局常務委は、「第19期中央領導機構の人選調整活動に関する懇談調査研究方法案」を審議し、承認した。

2017年4月から6月の間に、習近平は現任の党と国家の領導幹部、中央軍事委委員、党内の退職幹部ら、合計57名と懇談し、十分に意見を聴取した。また中央政治局常務委の手配の下で、関係者が、省部クラスの正職幹部、正職の戦区級主要責任者および258名の18期中央委員会委員から意見を聴取した。また中央軍事委員会の責任

者が正戦区および中央軍事委員会の幹部 32 名から意見を聴取したという。

こうして 19 回党大会に際して指導部が選択した幹部の任用選抜プロセスは、17 期と 18 期と全く異なった。これは、それまでの幹部の任用選抜プロセスが過度に投票結果を重視した結果生じた弊害（票の買収という腐敗汚職）を克服するためとの説明がなされている。もちろん、これと同時に、習近平自らが 19 回党大会の際の人事プロセスに対してイニシアチブを発揮し、その政治的権威の強さを誇示するという意味もあったはずだ。

表 3 共産党と政府の指導的地位にある幹部の任用選抜に関する党内法規

1986 年 11 月 18 日	「関与領導班子輕年化幾個問題的通知」、「関与調整不勝任現職領導幹部職務幾個問題的通知」
1995 年 2 月 9 日	「党政領導幹部選抜任用工作暫行条例」
2000 年 6 月 23 日	「深化幹部人事制度改革要綱」
2002 年 7 月 9 日	「党政領導幹部選抜任用工作条例」
2006 年 6 月 10 日	「党政領導幹部職務任期暫行規定」
2013 年 6 月 28 日	全国組織工作會議、習近平が重要講話
2013 年 11 月 12 日	「中共中央関与全面深化改革若干重大問題的決定」
2014 年 1 月 14 日	「党政領導幹部選抜任用工作条例」（2013 年 12 月 30 日中央政治局會議、審議、採択）
2014 年 8 月 29 日	中央政治局會議「深化党的建設制度改革實施法案」
2015 年 7 月 28 日	「推進領導幹部能上能力下若干規定（試行）」
2016 年 10 月 23 日	「新しい情勢下の党内の政治生活に関する若干の準則」

筆者作成

3-4 政治参加の制度化

胡錦濤指導部が提起した「協商民主」という概念は習近平指導部も継承している。18 回党大会で胡錦濤総書記がおこなった報告において「協商民主」の制度化にむけた取り組みの必要性を確認したのち、習近平指導部は、その具体的取り組みの一貫として、2013 年 9 月から「双周協商座談会」という名称の座談会を設けた¹⁶。この座談会は 1950 年代から文化大革命がはじまる 1966 年までの間に、2 週間に 1 回に定期的に実施していた同名の会議を復活させたものである。

「双周協商座談会」は、特定の具体的な課題（例えば、大気汚染問題やゴミ処理制度の改善、食品・医薬品の安全、新しい社会保障制度の設計、幼児教育制度の改革、著作権保護に関する法律の修正、新しいエネルギーを動力とする自動車開発など）を定めて、その分野の専門家を招いた意見交換をおこなうプラットフォームである。政

¹⁶ 「双周協商座談会」『中国政協網』

(<http://www.cppcc.gov.cn/zxww/newcppcc/szxszh/index.shtml>)

権は、早急に取り組むべき政策課題の発見や将来の政策課題を探求する機会として活用したといえよう¹⁷。

習近平指導部のもとで、「双周協商座談会」は定着している。第12期全国政協（2012年3月から2018年3月まで）の任期中に、合計76回の双周協商座談会が開催され、同第13期（2018年3月から）以降も継続している。2015年2月には「社会主義協商民主建設の強化に関する意見」を發表し、「双周協商座談会」を含む「協商民主」に関する制度構築の一層の強化を確認している。2017年5月には同座談会の活動規則を定めている。

胡錦濤指導部にはじまり習近平指導部も継承している「協商民主」には、多元化する社会の要求に向き合い、政策過程に社会の要求を反映させようとする指導部の姿勢を見出すことができる。しかし、それは共産党の指導の下で実現されるのであって、共産党をふくむ社会のあらゆるアクターが対等な立場で参加する熟議民主主義とは異なる。その「民主」は限定的である。そもそも、中国の指導部が唱える「協商民主」とは、共産党の一党体制下の選挙制度（「選挙民主」）を補完するものにすぎない。

権力継承の制度化を止め、分業責任の制度化を止め、そして幹部任用選抜の制度化を止めた習近平政権は、より集権的な政治を選択している。そうした指導部のもとで実践される「協商民主」は、「指導部の政策過程に社会の意見を反映させる取り組み」というよりも、「指導部が社会から広く意見や情報を募集する」ことに力点があると考えてよい。

4. おわりに

共産党は、市場経済化の道を歩むことを選択して以来、一党支配という一元的な政治を維持するために、経済発展にともなって多元化した社会と向き合っている。

支配を持続させるために共産党は、多様化する社会から支配にたいする支持を取り付ける必要がある。支持を得るためには、社会が表出する多様な要求を的確に把握し、それを実現するための政策を立案し、そして政策を的確に実施して、支配の実績を示す必要がある。そして、より良い実績を示すためには、指導部内の「団結」が必要であり、指導部と社会との間に「安定」した関係が必要である。

この「団結」と「安定」を実現するために、歴代の指導部は「権力共有」と「社会コントロール」という2つの問題を克服するための制度化に取り組んできた。

その取り組みは、「権力共有」のための制度化としての①権力継承の制度化、②政治

¹⁷ 2019年2月22日、H省某市での中国政治協商会議関係者への筆者によるインタビューによる。なお「双周協商座談会」は中央だけでなく地方においても実施されている。

指導部の分業化と専門化、③幹部任用選抜過程の制度化であり、「社会コントロール」のための制度化としての④政治参加の制度化である。

本章の2. で確認したとおり、この「2つの制度化」は1992年以降の江沢民指導部と胡錦濤指導部が継承してきた。しかし、本章の3. で確認したとおり、習近平政権は、この制度化をいずれも停止させている。

権力継承と政治指導部の分業化と専門化、幹部任用選抜過程の制度化の停止は、習近平への政治的権威と権力の集中を生んでいるが、同時にポスト習近平を含めた中国政治の不透明性を高めている。政治参加の制度化は、習近平への政治的権威と権力の集中の影響を受けて、胡錦濤時代に唱えられた政治参加とは異なる方向性に向いている。

江沢民指導部と胡錦濤指導部が取り組んだ「2つの制度化」とは逆のコースを習近平指導部は歩んでいる。「2つの制度化」が共産党による一党支配体制の持続に貢献してきたのだとすれば、その選択とは逆の道を歩ことは、習近平指導部の政治的リスクとあってよいだろう。

以上

研究会記録

2019年7月8日（月） 第1回研究会

・講演会

テーマ:「ファーウェイ及びファーウェイ・ジャパンの紹介と5G事業について」

講演者: 華為技術日本株式会社 渉外・広報本部長 林 嘯 氏

同 キャリアネットワークビジネス事業本部 CTO 赤田 正雄 氏

2019年9月12日（木） 第2回研究会

・合評会

「中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環」(東京大学出版会)

・各報告について意見交換

2019年11月14日（木） 第3回研究会

・広島修道大学 劉亜静准教授による報告

「中国のFinTech 発展実態 - 現地調査からの報告 - 」

・報告について意見交換

2020年1月17日（金） 第4回研究会

・大阪経済大学 藤井大輔講師による報告

「中国財政の持続可能性について」

・報告について意見交換

2020年3月10日（火） 第5回研究会

・慶應義塾大学 加茂具樹教授による報告

「中国の政治情勢」

・報告について意見交換

「中国経済の現状と動向」研究報告書

発行日 2020（令和2）年3月
発行所 〒530-0011
大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
タワーC 7階
一般財団法人 アジア太平洋研究所
Asia Pacific Institute of Research (APIR)
TEL (06) 6485-7690（代表）
FAX (06) 6485-7689
発行者 岩野 宏

ISBN978-4-87769-383-1

ISBN978-4-87769-383-1